

14. 5-506



1200501217466

5

506



始





14.5-506

5



1200501217466

506

昭和十一年度

第五十二回總會記錄

日本組合基督教會





回

日本基督教聯合會

總會記錄







回  
日本組合基督教會信託



### 緒言

一總會記録を日本組合基督教會便覽と分離し別冊として出版すること之を以て第十四回とす、體裁其他大體は前年の儘を踏襲せしも、前回は「昭和十年組合教會講演集」の發行ありたる爲め、開會式に於ける理事長演説、總會禮拜に於ける説教等は収録を差控へたるも、今回は、例年の如く之を收めたり。また概況記事、教會機構改善の問題に關する議場の動靜につきては、將來の參考たるべきを期して、稍詳細の記載をなせり。

一附録として日本組合基督教會教師會年會、及び日本組合基督教會信徒協議會、日本組合基督教會婦人傳道會總會の記事を録載せるも例年の如し。

昭和十一年十二月十五日

編者







- 一、昭和十二年度各教會負擔金額表……………一四〇
- 一、昭和十二年度特別會計元クリステヤン宣教師社團所有教會財產經費收支豫算……………一四七
- 一、昭和十二年度中央基金果實及恩給資金收支豫算……………一四七
- 一、第五十二回日本組合基督教會總會報告……………一四八
- 一、總會開會式に於ける鈴木理事長演說……………一四九
- 一、總會大禮拜說教「身命を獻ぐべき此の祭壇」……………一五〇
- 一、昭和十年度日本組合基督教會要報……………一五六

【附 録】

- 一、第四十三回日本組合基督教會教師會年會……………一
- 一、第六回日本組合基督教會信徒協議會……………二
- 一、第三十回日本組合基督教會婦人傳道會總會……………三

### 第五拾貳回日本組合基督教會總會記錄

#### 第五拾貳回日本組合基督教會總會執行順序

昭和十一年十月九日(金)より同十三日(火)まで 大阪市 大阪基督教會に於て開會

##### 第一日(十月九日、金曜日)

- 組織 會 (午前十時—正午) 假議長 鈴木理事長
  - 一、議員 着席
  - 二、議長 選舉
  - 三、副議長 選舉
  - 四、各種委員 選舉
  - 五、理事長 演說 鈴木理事長
  - 報告及議事 (午後二時—四時)
  - 各種委員會 (午後四時—五時)
  - 歡迎會 食會 (午後五時三十分—七時三十分)
- (大阪部會主催) 於 大阪 教會

##### ●祈 禱 會 (午後七時三十分—九時)

- 司會及獎勵 島 中 博
- 諸教會傳道講演會 (午後二時—三時) 岸和田教會 婦人會講演
- 「女性基督教」 長坂鑿次郎

##### 第二日(十月十日、土曜日)

- 講 演 (午前九時—十時) 演 師
- 「教會財政に就いて」 W・P・ウダド
- 報告及議事 (午前十時—午後零時三十分)
- 各種委員會 (午後零時三十分—午後二時)
- 婦人大會 (午後二時—四時)



(婦人傳道會主催) 於 天滿教會

司會者 中村久榮

講師

「壺を破るもの」 長谷川初音  
「教會婦人の責任」 小崎道雄

◎各種委員會 (午後四時—六時三十分)

◎諸教會傳道講演會 (午後七時—九時)

大阪教會

「イエスと現代」

「生命の言」

浪花教會

「天聲を聴くもの」

「基督教の中心問題」

天滿教會

「現代世相と教會の使命」

「問題は何か」

島之内教會

「眞理の與ふる自由」

「救の完成」

九條教會

「宗教の倫理性」

「啓示せらるゝ神」

梅田教會

「創造人生」

「神の愛」

南大阪教會

「思索する生活」

「世相と信仰」

梅花教會

「寂しき父踊る」

「我が愛に居れ」

尼崎教會

「勝利の宗教」

「基督教の獨自性」

早川 榮  
宮川 經次

東方 信吉  
鈴木 浩二

岸本 貞治  
中井 佐一郎

小北 峻次郎  
今泉 眞幸

鹽見 森之助  
和田 信次

金子 玄  
渡部 守成

堺教會

「奉教殉士の道」

「日本基督者の使命」

淀川善隣館

「聖意は成る」

「信仰生活の決定」

水上隣保館

「南洋の宗教事情」

第三日(十月十一日、日曜日)

◎諸教會日曜學校禮拜 (午前八時三十分—九時三十分)

大阪教會

中等科 「眞の生命」

幼稚科 「ステパノ」

浪花教會

「皆様は大金持だ」

天滿教會

中學科 「皇國の興廢此の一戦にあり」

志村 卯三郎

遠藤 作衛

木村 平藏

栗原 陽太郎

平田 甫

枝本 清一

中村 三郎

森山 英造

「眞理の與ふる自由」

「救の完成」

九條教會

「宗教の倫理性」

「啓示せらるゝ神」

梅田教會

「創造人生」

「神の愛」

南大阪教會

「思索する生活」

「世相と信仰」

梅花教會

「寂しき父踊る」

「我が愛に居れ」

尼崎教會

「勝利の宗教」

「基督教の獨自性」

早川 榮  
宮川 經次

東方 信吉  
鈴木 浩二

岸本 貞治  
中井 佐一郎

小北 峻次郎  
今泉 眞幸

鹽見 森之助  
和田 信次

金子 玄  
渡部 守成

小學科 「誰にも出来る傳道」

島之内教會

「神様の御用」

九條教會

「人の友なるイエス様」

梅田教會

「落葉のいのち」

南大阪教會

中學科 「傳道を恥とせず」

小學科 「金の頭」

梅花教會

「ギデオンの話」

尼崎教會

「常に感謝せよ」

堺教會

「足を洗ひ給ふキリスト」

柏木 寛吾

田島 守人

安藤 兼慶

村岡 章

小出 廣

千葉 温

平澤 克己

宇野 勇次

龜井 政一

小川 秀一



岸和田教會

「日曜學校生徒の友情」

中村敏夫

淀川善隣館

「イエスの十字架」

井殿壽春

水上隣保館

「南洋の子供の話」

平田市

高石日曜學校

「キリストの愛」

永田善治

浦江日曜學校

「殉教者パウロ」

西原勇

上町日曜學校

「牧主我主よ」

船橋文雄

◎總會禮拜、聖餐式（午前十時—正午）

於大阪教會

司會者 岸田耕讀

說教者

「身命を獻ぐべき此祭壇」

平岡徳次郎

聖餐司式者

同

磯部敏郎

◎按手禮式（午後二時—四時）

於島之内教會

司會者 今泉眞幸

式 辭

按手祈禱

祝 辭

和田信次

◎日曜學校生徒聯合禮拜（午後三時—四時三十分）

於大阪教會

司會者 原田庚子郎

說教者

「幻を見る者」

額賀鹿之助

◎日曜學校關係者協議會

（午後四時三十分—六時三十分）

於大阪教會

司會者 田泉保興

發題者

「日曜學校と禮拜問題」

椿 眞六

◎學校内宗教々育協議會

（午後四時三十分—六時三十分）

於島之内教會

司會者 伊庭菊次郎

發題者

「學校に於ける宗教主任の職責を効果あらしむる方途如何」

「學校と教會の協調連絡の方法如何」

南石福二郎

長谷川初音

◎諸教會傳道講演會（午後七時—九時）

大阪教會

「基督こそ我が寶」

江川 榮

「十字架の教」

中村正路

浪花教會

「不如意の如意」

田口重良

「信ずる力と價值」

野口末彦

天滿教會

「信仰より生るゝ歡喜」

原 忠雄

「神に導かるゝ生活」

古屋孫次郎

島之内教會

「さればエホバよ」

竹林誠一郎

「人間の更生と福音の力」

今井新太郎

九條教會

「確信の力」

杉浦義人

「生活の權威」

椿 眞六

梅田教會

「同囚イエス」

櫻井乾一郎

「基督と現代世相」

川端忠治郎

南大阪教會

「時潮に乗るも乗らぬも」

前田彦一

「火」

金子卯吉

尼崎教會



「御名の崇められん事を」

「一人の價值」

堺教會

「基督教の愛」

「靈能の源」

淀川善隣館

「十字架の教」

「人間更生の道」

第四日(十月十二日、月曜日)

◎講 演 (午前九時—十時)

講師

「バルト神學批判」

◎報告及議事 (午前十時—十一時)

◎永眠教師追悼 (午前十一時—正午)

司會者

故宮川經輝君追悼之辭

故米澤尙三君追悼之辭

佐野源一郎

高橋泉三

松本宗吉

高橋信一

渡瀬主一郎

山口金作

佐野勝也

今泉議長

内田政雄

山口金作

六

故堺 筑水君追悼之辭

故綱島佳吉君追悼之辭

故蘆田慶治君追悼之辭

故デヨーヂ・オルチン君追悼之辭

故ジョン・シー・ペリー君追悼之辭

故ジュリア・ギユリック嬢追悼之辭

追悼之祈禱

◎社會事業委員協議會 (正午—午後二時)

於大阪教會

司會者 竹内愛二

發題者

「近世日本の社會事業と組合教會」 竹中勝男

◎幼稚園事業關係者協議會 (正午—午後二時)

於大阪教會

司會者 岩村清四郎

發題者

「幼稚園の禮拜」

兒玉こま子

「牧師より保母に對する希望」

◎報告及議事 (午後二時—三時三十分)

◎來訪者歡迎 (午後三時三十分—四時三十分)

◎青年大會 (午後七時—九時)

(男女青年會聯盟主催)

於大阪教會

司會者 遠藤作衛

講師

「汝なほ一つを缺く」

第五日(十月十三日、火曜日)

◎報告及議事 (午前九時—正午)

◎報告及議事 (午後二時—四時三十分)

◎閉會式 (午後四時三十分—五時)

司會者 鈴木浩二

佐野勝也



第五拾貳回日本組合基督教會總會議員

○印は缺席者

一番	青島	松井文彌	二番	京	松本雅太郎	三番	大牟田	佐藤信雄
二番	上海中日	古屋孫次郎	三番	〃	丹羽清次郎	四番	小倉	小山寅之助
三番	臺北	原忠雄	五番	大田	龜井政一	六番	長崎	千葉昌雄
四番	〃	原登茂子	七番	大邱	高橋信一	八番	熊本	寺澤愛之
五番	〃	牧キヨ子	九番	平壤	田口重良	十番	〃	國宗晋
六番	大連	磯部敏郎	十一番	宮崎	〇丹羽巖	十二番	鹿島兒江南	渡瀬主一郎
七番	〃	石田榮造	十三番	肥前	池田湖太郎	十四番	松山	平岡徳次郎
八番	〃	安藤齊次	十五番	都	枝本清一	十六番	〃	二神喜十兵衛
九番	遼陽	山村好美	十七番	妻	小野田鐵彌	十八番	〃	グリズ・ギューリック
十番	奉天	渡部守成	十九番	延岡	西原勇	二十番	〃	三好正
十一番	〃	大井二郎	二十一番	〃	〇溝口貞五郎	二十二番	古町	宇野勇次
十二番	新東京	渡瀬常吉	二十二番	福岡	中村正路	二十三番	〃	藤田正隆
十三番	〃	三井久	二十三番	〃	佐野勝也	二十四番	郡中	松井正
十四番	〃	大山寛	二十四番	〃	鹿子木津也	二十五番	今治	中村三郎

四三番	今治	〇佐々木源助	六〇番	三石	野崎勳	七七番	鳥取	高杉三四子
四四番	〃	飯義壽	六一番	天城	加藤壽	七八番	岩美	〇前田重代
四五番	西條	大倉恵太郎	六二番	味野	木村平藏	七九番	八頭	鎌谷庄平
四六番	宇和島	上甲庄七	六三番	〃	鹽本鶴子	八〇番	〃	加賀田とみ
四七番	高松	千葉温	六四番	倉敷	林源十郎	八一番	氣高	徳原喜美子
四八番	丸龜	金子玄	六五番	〃	高戸猷	八二番	倉吉	鹽見森之助
四九番	〃	笠井利男	六六番	〃	大島淺右衛門	八三番	神戶	鈴木浩二
五〇番	土佐	砂川竹藏	六七番	玉島	船橋文雄	八四番	〃	尾崎善藏
五一番	岡山	川端忠治郎	六八番	笠岡	萩原繁次	八五番	〃	横田榮三郎
五二番	〃	小川列三郎	六九番	高屋	太田一	八六番	〃	中松ヤナ
五三番	〃	渡邊ノゾミ	七〇番	高梁	野本數男	八七番	兵庫	長谷川直吉
五四番	〃	小谷英夫	七一番	津山	岩城忠四郎	八八番	〃	石川宇三郎
五五番	岡山北部	清水久男	七二番	〃	杉原佐五郎	八九番	〃	田所徳之丞
五六番	〃	桶川信雄	七三番	勝山	高井慎一郎	九〇番	多聞	今泉眞幸
五七番	〃	清水美登世	七四番	久世	小松鐵一郎	九一番	〃	太田實
五八番	旭東	〇西内藤男	七五番	鳥取	前田彦一	九二番	〃	神代信平
五九番	和氣	井殿壽春	七六番	〃	柴田俊太郎	九三番	雲内	入江源次郎



一四七番	同志社	南石福二郎	一六三番	丹陽	榎本修	一七九番	前橋	櫻井乾一郎
一四八番	平安	山口金作	一六四番	〃	濱尾きさ子	一八〇番	高崎	菅井吉郎
一四九番	〃	林 莊吉	一六五番	〃	佐々木小太郎	一八一番	安中	柏木寛吾
一五〇番	京都	栗原 伸	一六六番	福知山丹陽	小林 潤一	一八二番	原市	柏木 準雄
一五一番	〃	日野 眞澄	一六七番	丹後	伊澤 一江	一八三番	甘樂	黒澤 長吉
一五二番	〃	澤野 くに	一六八番	大津	中村 利馨	一八四番	緑野	高津 清
一五三番	洛陽	山口秀次郎	一六九番	〃	〇三宅 繁彦	一八五番	澁川	栗原陽太郎
一五四番	〃	遠藤 作衛	一七〇番	近江八幡	高橋卯三郎	一八六番	中之條	〇望月 藤吉
一五五番	〃	木畑浩四郎	一七一番	〃	吉田 悦藏	一八七番	足利	竹林誠一郎
一五六番	洛北	大野延次郎	一七二番	〃	檜山 嘉藏	一八八番	佐野	永島 與八
一五七番	〃	宮川 經次	一七三番	彦根	伊藤 昌義	一八九番	新湯	中井佐一郎
一五八番	西陣	富森 京次	一七四番	長濱	〇山下 小芳	一九〇番	〃	久保田重松
一九九番	丹波	高野 リエ	一七五番	愛知	山脇 敏雄	一九一番	新發田	太田 正夫
一六〇番	〃	中山久三郎	一七六番	東海	金子 卯吉	一九二番	長岡	逢坂 信彦
一六一番	〃	伊藤 勝義	一七七番	〃	平田 甫	一九三番	小出	菱本與吉郎
一六二番	〃	黒川 榮一	一七八番	〃	矢部 静子	一九四番	十日町	平田 寛
一六三番	〃	船越 友吉	一七九番	金澤	今井新太郎	一九五番	靈南坂	小崎 道雄

九四番	雲内	中森 恒彦	二二番	大阪	島中 博	二六番	九條	齋藤 胸一
九五番	〃	山口宇太郎	二三番	〃	佐藤 吉郎	二七番	梅田	小林清五郎
九六番	平野	青山 武雄	二四番	〃	加藤 直士	二八番	〃	米島 恂平
九七番	〃	足立 清夫	二五番	〃	矢部外次郎	二九番	南大阪	大下 角一
九八番	須磨	阿部 勝	二六番	浪花	岩井 義男	三〇番	〃	松崎七太郎
九九番	〃	澤村 重雄	二七番	〃	芹野與太郎	三一番	〃	猿橋庄太郎
一〇〇番	蘆屋	長谷川 徹	二八番	〃	藪 恒夫	三二番	〃	伊庭菊次郎
一〇一番	〃	安東 長義	二九番	天満	酒向 鎰市	三三番	梅花	宮崎 逸平
一〇二番	〃	藤井 福一	三〇番	〃	木村 清松	三四番	〃	塚原 要
一〇三番	西宮	上堀 照次	三一番	〃	青木 庄藏	三五番	〃	小林 正
一〇四番	武庫	茂義 太郎	三二番	〃	緒方 準一	三六番	〃	田井中重藏
一〇五番	〃	片山 嘉次	三三番	〃	徳永 二治	三七番	〃	岡村平兵衛
一〇六番	三田	岩崎 密藏	三四番	島之内	岸田 耕讀	三八番	岸和田	岡田 重賢
一〇七番	明石	福井 邦藏	三五番	〃	幸川 源十	三九番	〃	池田 義一
一〇八番	〃	鈴木 武	三六番	〃	中村 久榮	四〇番	同志社	堀 貞一
一〇九番	姫路	高橋 正道	三七番	九條	菅原 菊三	四一番	〃	湯淺 八郎
一一〇番	〃	高橋マリア	三八番	〃	古河 善録	四二番	〃	大塚 節治



二九六番	雲南坂	中村 愈	二三番	大 森	小北峻次郎	三〇番	仙臺二十人町 佐藤 健男
二九七番	〃	小崎 弘道	三四番	〃	谷本 正	三一番	〃
二九八番	〃	塚本 道遠	三五番	めぐみ	岩村清四郎	三二番	〃
二九九番	〃	吉野かん子	三六番	駒 澤	宮澤 愛	三三番	石 巻
三〇〇番	香 町	杉浦 義人	三七番	奥 澤	佐野源一郎	三四番	元浦谷 櫻井 昌兒
三〇一番	本 郷	額賀鹿之助	三八番	東京市民	森山 英造	三五番	水 澤
三〇二番	〃	永田 善治	三九番	城 南	和田 信次	三六番	札 幌
三〇三番	〃	小林 喜一	四〇番	中 谷	石垣勝三郎	三七番	〃
三〇四番	〃	渡部 重徳	四一番	澁 谷	岩井 文男	三八番	〃
三〇五番	富士見丘	山本 忠美	四二番	王 子	田泉 保興	三九番	岩見澤 定家都志男
三〇六番	麻 布	早川 榮	四三番	横 濱	平賀 徳造	四〇番	小 樽
三〇七番	行人坂	高橋 阜三	四四番	〃	三宅 千代	四一番	〃
三〇八番	杉 並	物井常五郎	四五番	〃	秦 孝治郎	四二番	〃
三〇九番	〃	正木 良一	四六番	宇 都 宮	江川 榮	四三番	函 館
三一〇番	集 鴨	野口 末彦	四七番	〃	〇森山義太郎	四四番	天 鹽
三一一番	〃	齋藤 忠郎	四八番	若 松	松本 宗吉	四五番	元浦河 小川 秀一
三一二番	〃	萩原 善彦	四九番	仙 臺	田島 守人	四六番	〃
三二番	〃	〃	三九番	〃	〃	四七番	〃
三三番	〃	〃	三九番	〃	〃	四八番	〃

二四七番	理 事	日能倍太郎	二五番	理 事	西尾幸太郎	二七番	財團監事	荒木虎之助
二四八番	〃	岡部 五峰	二六番	財團理事	湯淺豊太郎	二八番	廣 島	平石 善司
二四九番	〃	阪田 素夫	二七番	〃	船橋 福松	二九番	甘 樂	海老澤宣道
二五〇番	〃	高木 貞衛	二八番	〃	北村六兵衛	〃	〃	〃
二五一番	〃	山崎 麻吉	二九番	〃	大澤徳太郎	〃	〃	〃

番 外 議 員 (ABC順)

本部職員	錦織 貞夫	本會委員	濱田 光雄	教 師(東京)	ダレー・ダウンズ
同	田中左右吉	同	日高 善市	同	(基督教聯盟) 海老澤 亮
同	W・P・ウダフ	同	本宮彌兵衛	同	(東京) C・P・ガーマン
同	伊達 幸夫	同	大賀 壽吉	同	(芦屋)
同	高龜 豊	同	篠原仁三郎	同	(休職)
同	若林 武久	同	竹中 勝男	同	(休職)
同	赤堀郁太郎	同	竹内 愛二	同	(名古屋) F・L・ラバツ
同	カサリン・アカナ	同	富田 象吉	同	(休職)
同	八濱徳三郎	同	富田 象吉	同	(同)
同	〃	同	〃	同	(神戸女子神學校) 長坂鑿次郎







### 第五拾貳回日本組合基督教會總會概況

第五拾貳回日本組合基督教會總會は昭和拾壹年拾月九日(金曜日)より同十三日(火曜日)までの五日間大阪市大阪基督教會堂に於て開會せられた。其の概況を左に記す。

#### 第一日 (十月九日、金曜日)

★組織會及開會式 各地より參集し來つた議員は定められたる議席に着席し、理事長鈴木浩二氏假議長席に、田中左右吉、西原勇、千葉温の三氏書記席に夫夫着席す。定刻午前十時、組織會は高安喜久子夫人の奏樂により開かれた。次いで一同讚美歌六十番を齊唱し、鈴木假議長は聖書(エペソ書第六章一〇—二〇)を朗讀、朝鮮假部會幹事長高橋信一氏は開會祈禱を捧ぐ。假議長は田中書記をして議員出席数を報告せしめたが、其の時に於ける出席状態は、登録議員二百五十七名中出席者百七十六名、教會總數百五十三個中議員を出席せしめたる教會數は百一十一个であつた。規約第三十一條により、總會は成立することとなつた。他に番外議員の登録二十九名。

假議長より左記諸氏の祝電が披露された。

岡本松嶺氏(高鍋)、河本乙五郎氏(岡山)、阿部寛氏(茅ヶ崎)

◎議長選舉 鈴木假議長は議長選舉を宣し、議場に諮り、開票立會人五名を左の通り指名す。

阿部 勝 安藤 齊次 野本 數男 猿橋 庄太郎 竹林 誠一郎

投票の結果左の如し。

投票總數	百九十票
七十二票	今泉 眞幸
六十七票	鈴木 浩二
二十八票	島中 博

●假議長「今泉氏高點を以て議長に當選されました。」

●島中博氏(一一一番)「過半数に達しないと思ふが、此の儘で、比較多數で宜しいか。議事は過半数を以て決すところある故、決選投票をした方がよいのではないか。」

●岩村清四郎氏(二一五番)「議事は過半数であらうが、此の場合は多數決で良いと思ふ。」

●島中博氏(一一一番)「悪例を残す故、決選投票を行はれない。」

●野口末彦氏(二一〇番)「前例もあること故是非決選投票をせられよ。」

●渡部重徳氏(二〇四番)「平信徒として此かる事を望まない。他の議場とは違ふのであるから、多數の今泉牧師を其儘議長に推してやつて戴いたら宜しいと思ふ。」

●島中博氏(一一一番)「人物の高下について決選投票をせよ、といふのではない。悪例となつては、といふ所から決選投票をせよといふのである。」

●假議長「それでは、過去の例もあるのであるから、決選投票を致します。」

決選投票の結果左の如し。

投票總數 百九十八票



當選 百五十四票 今泉 眞 幸  
次點 四十四票 鈴木 浩 二

今泉眞幸氏議長席につき、黙禱暫し、議長就任の挨拶をされた。「議長のごことは、とうに卒業した積りであつたが、皆様の御好意を受けて只今就任致しますが、實は會員の重要な者に病重い者があるので、萬一の場合には副議長に代つて戴くやうなことになるかも知れません。」

◎副議長選舉 開票立會人は議長選舉の際の五名其の儘で、開票の結果は左の通りであつた。

投票總數 百九十八票

當選 百五十二票 小崎 道 雄

次點 二十票 鈴木 浩 二

議長「小崎さん、御承諾を願ひます。」

・小崎道雄氏（一九五番）「謹而御受け致します。」

◎各種委員選舉

議長「毎年の例に倣ひ、各種委員選舉をしては如何。」

・南石福二郎氏（一四五番）「組合教會機構改善調査委員會の報告もあることと思ふ故に、議案にある四種の委員に加へて、（五）機構改善調査委員會報告審査委員十五名を擧ぐることを動議する。」

・島中博氏（一一一番）「反對である。報告が現はれた時に議場の意志が分つて來るに違ひない。議場の空氣が分らない中に委員を擧げることに反對する。各議員の意見を聞いた上で委員を擧げる方が宜しい。」

・岡部五峰氏（二四八番）「島中牧師の御反對は南石氏の趣意の徹底しない處から起つて來たものと思はるるが、之れは調査會報告の重大性を思つてのことであるから、決して議場の空氣とか自由とかを束縛するものでない。」

・島中博氏（一一一番）「之れを取扱ふ上に議場から、色色の議論を聞いた上で委員を擧げる事にした方が、各種の意見を代表した人人を擧げることが出來て良い。」

・青木庄藏氏（一二〇番）「實は信徒協議會の際の諸意向が、南石さんの動議となつたものであるから、慎重に御考慮あつて御賛成を願ひたい。」

議長採決を宣し、賛否を擧手に求むれば、

島中説に賛成の者 六十九人

南石説に賛成の者 八十四人

議長「南石説が多数でありますから……。」

・島中博氏（一一一番）「過半数に達しないから双方共に成立しない。」

議長「從來の例によつて多数決で決めたい。」

・佐藤吉郎氏（一一二番）「過半数の原理によれば、兩説共成立せず、原案に返へるといふことになります。」

議長「夫れでは南石氏の動議は成り立たないものと認めます。然らば各種委員を何ういふ風にして選舉致しませうか。……昨年の通りに七名の銓衡委員を選定して指名願ふことに致しませうか。」

・鈴木浩二氏（八三番）「昨年一昨年も左様であつたから、夫れに賛成します。」

議長「夫れならば、七名の銓衡委員を借越乍ら議長が指名することに御賛成願へませうか。……（賛成の聲多く聞



ゆ)……では指名致します。」

各種委員銓衡委員 (招集者) 南石福二郎

二神喜十兵衛 松本雅太郎 中森恒彦 櫻井乾一郎 佐藤吉郎

塚本道遠

・島中博氏(一一一番)「萬一特別委員を選挙する必要の生じた場合には今の七名の委員にその選任を委任することを動議したい。」賛成の聲高く、此の動議成立す。

・小崎道雄氏(一九五番)「議場を訪れられた中山眞多郎氏及びニップ氏を番外議員に推薦したい。」満場拍手を以て賛意を表す。

◎番外議員推薦

フレヌノ組合教會牧師

中山眞多郎氏

基督同胞教會ミツシヨン幹事 ゼー・イー・ニップ氏 (J. Edgar Knipp)。

・議長、開會式演説を聴く爲に、理事長鈴木浩二氏の登壇を促し、鈴木理事長登壇別項の如き演説をせらる。

◎理事長演説(省略)

右終つて、

・議長「議案第一と第二とだけを午前中に決めて戴きたいと思ひます」とて

◎議案第一 第五拾貳回日本組合基督教會總會假執行順序を上程。山口總務部長説明の爲登壇、

・總務部長山口金作氏説明(省略)

異議なく承認可決された。

◎議案第二 按手禮執行に關する件上程。

・教職試験委員今泉眞幸氏「議長席から御許しを願つて、御説明申し上げます。按手禮受領志願者は四名ありましたが、内御一人は學科試験の一部を延期されましたので、左の三名の方方の按手禮を本總會に於て舉行することの適當なるを認めて、之れを本總會に報告致します。

甘樂教會主任傳道師 海老澤宣道

靈南阪教會傳道師 中村 愈

京城教會傳道師 大山 寛

満場一致、拍手を以て、承認可決する。

議長より次の祝電披露があつた。

美普教會年會長殿、福永菊枝氏(京都)

頌榮五百六十八番を歌ひ、渡部守成氏の祈禱を以て閉會す。

★報告及議事 午後二時開會。讚美歌二百五番を歌ひ、中村正路氏祈禱を捧ぐ。

・議長「各種委員銓衡の結果を御發表願ひます」とて、南石各種委員銓衡委員長を招けば、同氏登壇。

南石福二郎氏「慎重審議、祈のうちに決定致しました。」とて、左記各種委員氏名を讀み上げ。

一、報告審査委員 十名

招集者 高橋 栄三

福井 邦藏 古河 善録 原 忠雄 平 田 甫 岸本 貞治



宮川 經次 佐藤 信雄 清水 久男 田口 重良

二、議案審査委員 十五名

招集者 遠藤 作衛

入江 源次郎 石垣 勝三郎 伊藤 昌義 柏木 寛吾 三井 久

中村 三郎 野崎 勳 佐野 源一郎 杉浦 義人 田島 守人

上堀 照次 渡部 守成 渡瀬 圭一郎 藪 恒夫

三、財務審査委員 二十名

招集者 松本 雅太郎

安東 長義 青木 庄藏 林 源十郎 石田 榮造 岩井 義男

小林 喜一 神代 信平 小山 寅之助 久保 田重松 國 宗 晋

小川 列三郎 岡村 平兵衛 尾崎 善藏 櫻井 乾一郎 佐々木 小太郎

谷 本 正 椿 眞 六 宇野 勇次 山口 秀次郎

四、理事及諸委員銓衡委員 十名

招集者 渡瀬 常吉

秦 孝治郎 堀 貞一 伊藤 勝義 岸田 耕讀 中 森 恒彦

中村 正路 砂川 竹藏 塚本 道遠 和田 信次

議長「議案第三諸決算に關する件の御報告を承はることにする。」とて

◎議案第三 昭和拾年度日本組合基督教會諸決算承認に關する件を上程す。

・財務部長阪田素夫氏（説明の爲登壇）「昭和十年年度決算に關しては議案第七頁以下に印刷されてあるが、之れは常設財務審査委員の方向が審査して下さつて、既に全部御承認を受けたのである。拾年度決算は非常なる困難を嘗めた。財務部當局は勿論、理事諸氏にも色々と苦勞苦心を重ねられた結果、御覽の通りのものとして、何うやら黒字を出すことが出来たのである。之等の事に就いては、常設財務審査委員長は御缺席であるので、委員の御一人船橋氏よりお話を願ひたい。」（船橋福松氏登壇）

・議長「それでは何か御質問がありますならば、お尋ね下さい。」

・常設財務審査委員船橋福松氏「議案に詳細に印刷してある通りで御座いますが、何なりとお尋ねがありますれば御遠慮なく。」

・議長「一、昭和十年年度日本組合基督教會經常費歳入歳出決算（九頁—十二頁）について、何か御座いませうか。（質問なし）それでは、二、昭和十年年度元クリスチャン宣教師社團所有教會財産經費收支決算、三、昭和十年度中央基金果實恩給資金收入決算、四、昭和十年度教勢調査審議繼續費收支報告、五、昭和十年度恩給資金掛金收支報告、六、昭和十年度末現在貸借對照表、これだけを一括して、御質問あらば御願ひ致します。（質問なし）御座いませうか。それでは、常設財務審査委員の裏書もありませんから、全部一括して、議案第三を承認することに致して宜しう御座いませうか。（異議なし、の聲あちこちに起る）それでは之れで終りました。」之れにて議案第三は承認可決された。

・議長「組合教會機構改善調査委員會報告の説明を鈴木委員長に御願ひ致します。之れは報告でありまして、議事



ではありません。」

・組合教會機構改善調査委員長鈴木浩二氏（登壇）「昨年の第五十一回總會の決議に従ひ、理事會に依つて選定された十一名の委員の熟慮審議の結果が此の報告となつたもので、最も要領よき報告は前文に盡きて居るであらうと思はれる。が始めて今朝之れを受取られた方もあらうかと信ずるので、教師會なり信徒協議會で既にお聞きの方もあるのではあるが、簡単に申述べやう。」

『一、緒言』は省き、『二、調査事項』に就いて御注意を願ふ。此の四項以外に考へなかつたわけではないが、主として私共の考慮を用ひた處であつた。最後の四行だけを讀まされて戴きます（とて三頁五行―八行を朗讀）。『三、本部の機構について』なる所を御注意願ひます。始めの三行を省いて、第四行より讀みます（とて三頁終りより六行目より四頁六行目迄を朗讀）。次の『四、部會の職能について』は質問について御答へすることにして、『五、總會について』は代員數を減らさうといふにあるので、『六、教職の異動について』は教師方にも信徒の方にも一番關心のある所と思はれるが、之れは大切なことであつて、之れがよく行くと行かぬとは、教會教勢の分岐點である。委員達の苦心も亦相當なもので、實は純理想案とは言へないが、考慮の結果が此處に現れたものである。長いやうであるが讀むことをお許し願ふ（とて六頁一行目より七頁十三行迄全文を朗讀せらる）。『七、其他の規約修正について』は、此うなつて來ると、規約修正は當然起り來り、序に豫而考へて居た點も加へて規約修正をしたらといふことになつて、附け加へられた次第なのである。御質問に應じて私なり他の委員方より、御答へ致さうと思ふ。議場の慎重なる御考慮を願ふ次第であります。』

・議長「時間を最も良く賢く利用する爲に、根本的な點に就いて、今日は御質問をして戴きたい。第一に大體について、次に第三、第六、第五といふ順序で御質問を願ふことに致したい。では第一に大體についての御質問を。」

・渡部重徳氏（二〇四番）「本部を東京に移す様な意見が出はしなかつたか。」

・議長「左様した御質問は後廻しに願ひます……それでは第三『本部の機構について』に關する御質問を。」

・渡部重徳氏（二〇四番）「支部設置といふことは事務の複雑化といふことになりはしまいか。一步進めて東京に本部を移すといふ御考へはなかつたか。」

・鈴木委員長「委員會でも話が出たが、東京に本部を移すといふ處迄には到達しなかつた。委員中には關東の方方も五名居られ關西側の五名と共に協議したものである。」

・渡部重徳氏（二〇四番）「聞かうとする所は支部を置くことは複雑化しはしまいかといふことである。」

・鈴木委員長「然らず。」

・渡部重徳氏（二〇四番）「更に議案となつた時に質問しやう。」

・徳永二治氏（一二二番）「理事の數を六名に減じては、現在の十五名でも不充分と思ふが、如何な事であらう。」

・鈴木委員長「道具立ばかり立派でも仕方がない。少數にしたいといふのは數年來の意見である。」

・渡部重徳氏（二〇四番）「少數の専斷といふ事になりはしまいか。時代思想の反映とも見らるるが、專制的がいいか、多數がいいか、若し十五名の理事で良く行かないとするならば、選出方法に何か誤が有るのではないか。」

・鈴木委員長「少數となつても専斷に陥ることはない。總會の決議を實行するのであるから間違はない。」

・渡部重徳氏（二〇四番）「從來理事會案を總會は鵜呑みにするといふ習慣ではなかつたか。」

・鈴木委員長「そんな事は絶対にありません。」



- ・議長「それでは少し方角を變へて、第六『教職の異動について』の所で、御質問を願ひませう。御意見は後として、委員の意のある所に就てお尋ねありたい。」
- ・加藤直士氏(一一三番)「何遍も読んで見たが、ハツ、キリ、せぬ所があるから御尋ねする。報告書第二十三頁にある教職銓衡規程草案を見ると、教職は異動に關し銓衡委員に一任するといふのは誠に美しい事であるが、教會としても一任した以上は唯唯諾諾としてきかねばならないのか、教會は大體團體であるから總意を纏めることが困難である處から教會の方は左様ならぬでもよいと言ふのか、何方も全然任せてしまふといふ御精神であるのか、教會が委員の意見にきかない時があつても良いといふのであるか。個人即ち教職と教會との區別をする必要があると思ふが、立案者の御意見を承はりたい。」
- ・鈴木委員長「私の諒解する處によれば、教職の方は一任するが、教會の意志を抑へるといふことは出来ない。然し教會が勝手に何處からでも連れて來るといふことになる」と統制が取れぬことになるから、一應は銓衡委員に御相談願ひたいといふ精神である。」
- ・議長「では、第五『總會について』。」
- ・加藤直士氏(一一三番)「代員が多過ぎるから減らすと云ふのは理由があるのであらうが、現住會員百五十名以上四百名未滿の次が四百名以上八百名未滿と急に八百名迄飛んだのは何うしたものであらうか。」
- ・鈴木委員長「何故此うした數が出て來たかよく分りませんが、數字的根據の説明は別の方に願ふとして、大教會の數は少數であり、左様した教會からは他の色々な方面から議員を送る途もある。」
- ・理事西尾幸太郎氏「一寸御參考迄に。之れは委員長の御説明通りであつて、増員するばかりが良いのではない。」

- 決議するに必ずしも良くはない。總會會場の設備にも困難を來す。現に來年は中國都會で引き受け様といふ事になつてゐる。大都會ばかりでなく、他でもすることを考へねばならぬ。も一つ、實の所、現住會員數によつて教會數を見ると、百五十名未滿の教會は百二十個、百五十名乃至四百名は二十三個、四百名乃至八百名の教會は六個といふことになつてゐる。それで寧ろ中教會の邊りから何とかお尋ねが出るかと思つて居た。更に總會は大都會に開催される實狀として、大教會は代員を澤山出すが、地方教會は一名でさへ出し得ないことすらある。夫れ故に大教會の方を減少したわけで、之れ以上の良い智慧が出ないのである。」
- ・島中博氏(一一一番)「元に戻るが、『六』について今少し質問しても良いだらうか。」
  - ・議長「それでは全體に關して御質問を……。」
  - ・島中博氏(一一一番)「教職銓衡委員は一方的の力を持つてゐる爲に、時々花嫁さんを引ッ攫ツて行く様な事が起りはしまいか。」
  - ・鈴木委員長「具體的なことを考へたわけではないが、事實として左様した事が起らうかとも思はれる。」
  - ・島中博氏(一一一番)「左様した時に、教會は結局強制的に従はさせられることになりはしまいか。」
  - ・鈴木委員長「今迄とても同じである。そんな時は教職自身の意見に従ふ外ないのではあるまいか。調査會案は飽くまで現狀に即したものである。」
  - ・島中博氏(一一一番)「それならば劃期的革新ではないか。」
  - ・鈴木委員長「無理押は不可。その邊りが、現狀に即した改革案であると思ふ。」
  - ・島中博氏(一一一番)「改革ではないか。」



- 鈴木委員長「或る場合には左様なり得る。」(議場哄笑)
- 榎本修氏(一六二番)「教職の任期を決めるといふことは、良い方面があると思ふが、夫れを止めにした徑路を詳しくお示し願ひたい。」
- 鈴木委員長「委員の中にも可成りその意見があつたのであるが、成案となる際に此う決定したのであつた。任期といふ事は良い一面もあるが、悪い方面もありはしまいか。教會と教職との間に水臭い事が起りはしまいか。其れは別としても、圓滑なる運轉を期して此う決めたのであつた。」
- 片山幽吉氏(二四二番)「理事の数を減らすことは、餘り減らし過ぎではないか。之れで宜しいのか。」
- 鈴木委員長「多分良からうと思ひます。」
- 議長「大體の質問は終つたやうだが、扨、此の調査委員會報告を何う處置すべきであらうか、承つて置くだけにするか、何うするか、議場の御意見を承りたいと思ひます。」
- 中村正路氏(二六番)「調査委員の一年間の勞を多とし是非共議案として受け容れ、此の議會で採擇したいと思ふ。」(拍手盛に起る)
- 渡瀬常吉氏(一二番)「成案として報告せしむ」とあるからには、既に議案ではないか。」
- 議長「左様ではない。」
- 逢阪信吾氏(一九二番)「よく聞えませんでしたか……。」
- 議長(中村氏の動議を繰返へして)「此の動議に御賛成がござりませうか。(賛成賛成の聲彼方此方此起る)御賛成が多い様です。左様しますと、之れが議案となつたわけですが、之れに就いて御意見はありますまいか。」

- 松本雅太郎氏(一五番)「此の案は中村氏の動議の如く、過去一年間慎重に審議されたものであるから、總會は鄭重に取扱ふ必要があると思ふ處から、此處に十五名の特別審査委員を擧げて、慎重審査せしめて議場に報告せしむることを動議するものである。」(賛成の聲高し)
  - 議長「御賛成ですか。」
  - 島中博氏(一一一番)「結局は松本氏の動議に賛成するのであるが、其の前にもつと充分に質問もし、更に討議した方が良くと思ふ。」
  - 議長「質問は大體済んだと思ふが、見込をつける爲に十分位の御意見を述べて戴きたい。」
  - 岩村清四郎氏(二一五番)「意見を述べるに際して、之れに關連した建議案を提出したいが、御採擇を願ふ。」
- 議長は議場に諮つた上、田中書記をして建議案を朗讀せしむ、全文左の如し。

## 建議案

人心皆庶政一新の必要を痛感する時に當り組合教會機構改善調査報告書の議場に提出せらるるは甚だ機宜に適應するものとして其勞を多とす。此際庶政一新の氣勢を具體化するため更に百尺竿頭一步を進めて先づ組合教會本部を東京に置くことを適當と認む。

右建議す

昭和十一年十月九日

建議者

岩村清四郎

佐野源一郎

額賀鹿之助



賛成者 栗原陽太郎 櫻井乾一郎 杉浦義人 石垣勝三郎 松本宗吉  
 逢阪信忍 山村好美 榎本修 渡瀬主一郎 中村愈  
 宇野勇次 金子玄 柏木寛吾 小川秀一 井殿壽春  
 龜井政一 金子卯吉 中村正路 原忠雄 砂川竹藏  
 菱本與吉郎 三井久 大山寛 大下角一 渡部守成  
 渡瀬常吉 田泉保興 渡部重徳 森山英造 櫻井昌兒  
 木村金之助 永田善治 高橋栄三 岩井文男 早川榮  
 小北峻次郎 谷本正 高橋信一 片山幽吉 永島與八  
 物井常五郎 千葉昌雄 入江源次郎 福井邦藏 青山武雄  
 高橋正道 吉田悦藏

岩村氏議長に招かれて説明の爲登壇。

●岩村清四郎氏(二一五番)「機構改善調査委員会報告を受取り内容を仔細に調べて見て、大體は良いと思つたが、唯一つ不満の點があつた。夫れが此の建議案提出となつた次第で、理由を申さば、第一、東京は政治の中心地である、日本の政治の中樞である。殊に基督教各派の本部は我が組合教會を除くの外全部東京にあつて、我々は色の點に於て各派交渉上の不便を感じる。合同促進の點についても不便である。宗教團體法案も來議會には出る模様であるが、之れに就いても東京に本部があるのがよい、東京は全運動の中樞である。第二に、東京は思想の

中心地である。勿論地方にも偉い人があるに違ひないが、思想の發源地であるといふ點、思想指導の上から見ても本部の東京にあることが良い事は否めぬ事實である。庶政一新の折柄、明治維新に際し都を京都より江戸へ遷した様に、百尺竿頭更に一步を進めて、東京に本部を移すべきである。之れは突然の思ひ附きではなく、十年否それ以前よりの意見である。故に折角機構改善案が出たのであるから、此の際本部を是非共東京に移轉せられたいと希望するものである。」

●小山寅之助氏(三〇番)「建議案提出者は唯今政治・思想の二點を力説されたが、政治の實行力には經濟的根據が必要であるが故に經濟的理由も亦大切な事と思ふが、此の點に就ての御説明を願ひたい。又今迄の實務者が不便に感ぜられた點をお伺ひしたい。更に今日迄の人物の配置といふ、極めてデリケートな點であるが、その事についても露骨な御説明を願ひたい。更に又基督教は宗教である、宗教上の見地からして本部を東京に移すが良いか否か……。」

●議長「まあその位で。」

●岩村清四郎氏(二一五番)「第一の御質問は、東京に本部を引き受けるだけの財力があるか、とのお尋ねの様に思ふが、之れは別問題であつて、本部が大阪にあつても、東京の者は日本教化のために寄附金をして來たのであつた。従つて東京に移したからとて關西の方が經濟的援助を止めやうなどといふことになるとは毛頭考へてゐない。第二の點は極めて要領を得ない。何が不便であるかと云ふ事にお答へは出來ぬ。更に人物の點は仰せの通り極めてデリケートであるから御推量に任せます。」

●鈴木浩二氏(八三番)「東京が政治の中心であるといふ事から移すといふことであるが、大阪に置くことの悪いと



いふ理由を擧げて欲しい。」

- 岩村清四郎氏(二一五番)「良いといふことが分ればいいので、何も悪い所を擧げてクサシ、たくはない。」
- 畠中博氏(一一一番)「此の建議案には反対である。」
- 議長「時間がないので、質問意見共に次の時まで延長致したいと思ひます。次に松本氏の先刻の動議は如何致しませうか。」

- 加藤直士氏(一一三番)「松本氏の動議に賛成する。」
- 松本雅太郎氏(一五番)「特別審査委員は早く選んで置きたい。選んで置けば、審議には何時からでも入つて貰つて良いのだから。」

● 南石福二郎氏(一四五番)「調査委員長の御報告は承つたが、理事会としての御意見は何うであつたのか。」

- 理事長鈴木浩二氏「調査會は總會に成案を報告すれば良いのであつて、勿論理事会はその報告を承つたが、理事会としての決議といふやうなことはなかつた。」

● 議長「それでは十五名の特別審査委員を選ぶことに致しますが、その銓衡は午前に擧げた七名の銓衡委員に委託致します。頌榮五百六十六番を歌ひ、土佐教會の砂川牧師のお祈りを以て午後の議事を閉づることに致します。」

一同頌榮五百六十六番を歌ひ、砂川竹藏氏祈禱を捧げて閉會する。

★歡迎會食會(大阪部會主催) 午後五時半より開催されたが、出席者總數四百三十四名(内招待者二百五十名)の多數が、大阪教會日曜學校講堂始め四室に分れて食卓を圍み、量に於て質に於て申分なき御馳走に舌鼓を打つ。部會幹事長岸田耕讀、歡迎委員長阪田素夫兩氏は各室を巡り大々挨拶をされたが、各室共司會者の適當なる導きの下に歡

を盡して散會した。

第一室は日曜學校講堂にて木村清松氏司會し、加藤直士、リーズ・ギョーリック、中村久榮、小崎弘道、吉田悦藏諸氏のテーブル・スピーチがあつた。第二室は社交室にて菅原菊三氏の司會で、海老澤亮、金子卯吉、伊藤昌義、平岡徳次郎、小北俊次郎諸氏のテーブル・スピーチがあつた。第三室は三階にて大下角一氏司會し、中村三郎、中村正路、渡瀬圭一郎、吉田長祥、岩村清四郎、長坂慶次郎諸氏のテーブル・スピーチ後、自己紹介があつた。第四室は地元大阪部會の委員のみの會食を談話室で開いた。

★祈禱會 午後七時三十分より大阪教會聖堂に於て畠中博氏司會の下に開かれた。定期既に満員也。高安喜久子夫人の奏樂、一同黙禱の後、讚美歌七十六番を歌ひ、菅原菊三氏開會捧禱をなす。次に司會者畠中牧師はヨハネ傳第四章二七―四二を朗讀し、大要左の如き力強い奨勵をされた。

「不肖司會を仰せつけられて恐縮してゐる。此の總會の爲に大阪部會の方方と偕に祈り考へて來たのであつたが今宵代員並に出席の諸君と共に祈り、考へたい事は傳道の問題である。ヨハネはエペソの市に傳道しつつ非常な困難に直面した。教會の意氣全く沮喪せし時、傳道者ヨハネは此の記事を示して傳道の意義とその成功の秘訣を語らんとせしものである。第一は此の譬は水に始つてゐる。パレスチナで水は特に貴重である。水を以てキリスト教を表徴し、キリスト教は人種の區別なく凡ての人に必要なることを教へんとしたものである。女はイエスに『波む物を持たず、活ける水は何處より得しぞ』と嘲笑した。我等の今日の傳道戦線にも『釣瓶なし』の嘆聲はないか。力なく、人なく、金なくして、如何にして傳道の効果を擧ぐべきと疑念を持つ者はないであらうか。然しヨハネは『波む物』なくとも、永遠に渴くことなき水を頌ち得ると教へてゐる。第二に學ぶべきは『神は靈な



れば拜する者も靈と眞とを以て拜すべし』、我らの信ずる基督は時空の制限を受くべきものでなく、民族・國家等により區別さるべきものでない、と云ふ點である。第三に、此の女は五人の夫を持つて居る者であつた。女の生活態度を想像出来るが、道德的頹廢と各種の迷信に満てる社會情勢に對する救は基督の福音によつてのみなされる。女が『來りて見よ』と叫んだことは、一度基督の人格に觸れる時、忽ち神の恩寵に浴し一大變革の起ることを暗示する。牧師の責任についても、會員を愛し訓練し彼らをして來りて見よと叫ばざるを得ざらしめ傳道戰線に立たしむる様に指導することにあるを思はしめる。今は徒らに教會内部の充實といふ事にのみ捉はれてゐるときではない。敵は迫つてゐるのだ。整はなくても戦はねばならぬのである。積極的に前進したいものだ。第四に、女に導かれイエスに會つたサマリヤ人は二日間共に居て、『親しく聽きて、これは眞に世の救主なりと知りたり』と告白してゐる。我等は傳道の方法の困難を訴へるが、先づ心の扉を開いて基督を迎へ奉り、家を擧げて客人を歡待するが如くに基督を我らの生活の中心に迎ふべきである。自己のうちに基督を先づ活かさねばならない。今日の我等に果して『福音を宣傳へずば、我は禍害なるかな』(コリント前九・一六)と言ふ確信ありや。サマリヤの女は、基督を人人に傳へた時に本當に救はれた。傳道なき處には救無し。教師も信徒も本當に傳道者であり得る爲に祈り度い。更に、此の總會を契機として、津々浦々に至る迄、潮の如く我が國に基督の火を輝かし、傳道の實を擧げ得るやうに禱り度い。

二百四番の一・二節を歌ひ、數氏相續いて熱禱を捧げ、再び二百四番の三・四節を歌ふ。志村卯三郎氏はテインディル四百年記念日(十月六日)を憶ひ殉教的精神に生きよと叫び、鈴木浩二氏は「基督が七十人を傳道に遣し給ふ時、『往け、視よ、我なんぢらを遣すは、羔羊を豺狼のなかに入るが如し』(ルカ傳一〇・三)と云はれた。此の頃深く考へ

させらるる事であるが、その結果は何うなる? 岩城牧師が原語的に『汝らは地の鹽なり、世の光なり』を解釋して、鹽は味つける爲には溶けてしまはねばならず、輝かす爲には自ら燃焼してしまはなければならぬ、故に基督は自己滅却の宗教だと説かれた事と思ひ合せて、傳道の成績の擧がらないのは、我々が自己を棄ててしまつてゐないからだと思はさせられる。此の事は實に困難な事だ。之れが出来る處に傳道の道が拓けて来る。』と感話し祈らる。次に長坂豊次郎氏立ち「牧師として、眞の説教を爲し得ざることを悲しむ。説教が本當に出來たか否かは、我以外のものが働いてゐたか否かにかかつてゐる。サマリヤの女の語つたことは人間的には詰らない表現であつた。が、彼女は驚かされてゐた。その驚きが人を動かした。我我自身、如何に基督に驚いてゐるか。パウロが十字架の基督を説く時、眞に迫るものがある。鈴木牧師の言はれた自己を棄てるとは、神がマザマザと迫り來り給ふ時に出ることである。私は神の現れ來り給ふ祈禱會を望む。人間的匂ひの餘りに濃厚なる會は避けねばならぬ。我等は只管、自己の無力を悔いて、平伏す者でありたい。』と語つて祈られた。續いて祈る者數名。靈火大いに燃ゆ。最後に讚美歌二百十一番を歌ひ、總會大祈禱會は閉ぢられた。

出席者、男三百三名、女五十二名、合計三百五十五名。

## 第二日 (十月十日、土曜日)

★講演 午前九時、副議長小崎道雄氏司會し、奏樂あつて讚美歌九番を歌ひ、聖書(マルコ傳第四章一―九)を朗讀、祈禱の後、講演者W.P.ウダド氏を紹介する。ウダド氏は豫め配布されたプリントに據り、謙遜なる態度を以て「教會財政について」と題する講演をされた。大要を記せば左の通りである。

「教會財政について」 Christian Stewardship



「組合基督教會總會に於て、議員諸君の前に講演をする機会を與へられて光榮に存じます。私の言はんとする所は萬病藥を提供するのではなくて、教會財政に就いて之れを徹底的に考究して適當に處理すれば教勢の振興ともならうと信ずる所を申し上げたいと存じます。

教會の外に向つての傳道は勿論大切であるが、信徒の教養は夫れにも優つた大問題であり、量よりも個人生活及び教會生活に於ける質の改良が最大急務であります。

我らの教派全體より見る時に、昭和四年以來六年間に教會總収入額に於て四十%の減額を示して居り、アメリカン・ボールド提供金減額に伴ひ各教會負擔金は増額すべき筈であるのに事實は昭和九年度に於て八千圓即ち十七%の減少を來して居り又自給教會の情勢も可ならず、といった憂ふべき諸現象を見るのである。問題は各個教會に在るわけであるが、共通なる缺陷を有するのであるから、教派全體の問題として取り上げることが出来る。省るべき三缺陷—①會員の献金精神の組織的教育方針が確立してゐない事、②かかる教育の爲の參考資料に乏しき事、③献金により宗教經驗を深め信仰を強めることが出来てゐない事—がある。由來組合教會は自給問題に關しては指導權を有つてゐたのであるが、近來は劣つて來たやうに見える。此の問題の解決は Stewardship Training に依る他はないのであります。

本論に入つて、先づ聖書に於ける教を見たいと思ひますが、初代教會に於ける財政生活の幾つかの例を發見は出來ませんが、聖書はただ根本原理たる Stewardship に就いて記すのみであります。之れは新約的であり、眞の基督教的であり、惜みなく神の所有として全てを捧ぐることである。財産金錢のみならず、生活の態度、生活の原理、傳道の方法否傳道そのものの精神に迄及ぶものである。個人的にも勿論論すべき事があるのであるが、此

處には教會に關してのみ申し上げる。所が教會の歴史に徴して見て、随分と Stewardship に適はぬことがあつたのであつた。

然らば教會に於ける眞の Stewardship とは何であらうか。①精神によつて財政問題を解決する。『先求神之國與其義則此皆必加諸爾』(馬太傳六・三三)。②財政問題の解決には、教會の教へんとする財寶觀の確立を必要とする。

③我々が教會に捧ぐるは金錢に限らない。時間と努力もある。④初穂を献げる。といった事である。

其處で、私は Stewardship 委員の設定を提唱したのであります。此の委員は永續恒久的のものであつて、Christian Stewardship の深さを知つて總じて教會に知らしむる責任を有つもので、その事業として ① Stewardship の根本的意義を研究し、②パンフレットの作成(我が國教會の實狀に即したもので、翻譯では不可)、研究案の準備(懇談會、特に日曜學校に於ける訓練のため)をなし、③講習會(教師も平信徒も共に訓練を受くべきである)を開催するのである。其の具體的方法としては、①教會豫算編成に當つては、如何にして經費を輕少ならしむるかといふのではなくて、如何にして理想に向つて進むに必要な支出豫算に對しての收入を計るべきか、といふ精神に燃えなければならぬ。②使途は明確に報告し、③必要な金額を募金することに努めねばならぬ。先づ總員調査(The Every-member Canvass)をなし、小封筒(Budget Envelope)を毎週使用して組織的献金の習慣をつけ、誰でもが出来る方法を以て募金し、④又、Stewardship 訓練狀態を常に調査し、教會員の精神的向上と教會財政の發達を計らねばならない。

以上申し上げた處で、私の言はうとする處は盡きてゐますが、私は、澤山保羅先生を先報に有つ我が組合教會は、其の精神に生きなければならぬことを確信します。議員諸君！組合教會の財政困難に對して、金錢よりは、



Stewardship を中心に置き、物質的なるもの高潮の代りに精神的なるもの高潮に力點を置かねばならぬことを確信するものであります。」(拍手)

副議長「誠に有益な御話を承り感謝致します。今泉議長にお譲りして議事に入る前に、松本雅太郎氏に祈禱を願ひます。」

松本雅太郎氏祈禱を捧げ、今泉眞幸氏議長席につき、

★報告及議事 に入る。讚美歌三百二十五番一・二節を歌ひ、議長祈禱を捧げ、田中書記昨九日の議場に於ける決議録を朗讀し、修正の上承認可決す。

◎特別審査委員選舉結果

議長「組合教會機構改善調査委員會報告特別審査委員選舉の結果を御報告願ひます。」

松本雅太郎氏「銓衡委員七名に代つて私より御報告申し上げます。慎重銓衡申しました。銓衡に當り、①組合教會全體の意志が反映する爲に各方面より擧げたい、②他の委員との重複を避けて全體から求める時に中々困難を感じたが、理想に出来るだけ近いものと心掛けた。此うした銓衡の跡を御諒察下さいますことを希望して、今此處に御報告申し上げます。」

組合教會機構改善調査委員會報告特別審査委員 十五名

招集者 南石福二郎

二神喜十兵衛 榎本

修平賀徳造

石川宇三郎

岩村清四郎

加藤直士

川端忠治郎

小北峻次郎

栗原陽太郎

齋藤忠郎

佐藤健男 菅原菊三 徳永二治 渡部重徳

・齋藤忠郎氏(二二一番)「此の委員に加へられたものとしてお尋ねするが、此の委員會に於て多數にて決定された後議場に歸つて、議員として討論する時に委員會の決議に従ふべきか、否か。若し個人としての自由なきものとするれば、委員をお受けしない方がよいと思ふ。」

・議長「之れは議長へのお尋ねでなく、議場にお諮りになつたものと思ふ。」

・鈴木浩二氏(八三番)「之れは議場が決める筈のものではない。委員會夫れ自體が決めたら宜しい。之れが原則となる様なことになると困る。」

・議長「それでは委員會で決めて戴きませう。」

・野口末彦氏(二一〇番)「異議がある。此の委員會のみならず、何の委員會でも、少數意見といふものはあり得る。故に委員會でも總會でも、その自由を抑へる權利はない。」

・鈴木浩二氏(八三番)「矢張り委員會で決めて欲しい。」

・齋藤忠郎氏(二二一番)「も一度鈴木さんに伺ひたいが、左様なると委員會が少數意見の發表を禁じた場合には何うなりますか。自由を失ふことになりましたが。」

・鈴木浩二氏(八三番)「心配は要らぬ。委員會に出て決めた以上、委員の一人として當然委員會に従ふことになり仕方のないことである。」

・榎本修氏(一六二番)「今迄の歴史に於て此ういふ例がある。委員長が多數の意見を發表した後に、私は少數意見を述べた時、議場は私に賛成して委員會案が否決されたことがあつた。」



- ・島中博氏(一一一番)「少数意見を發表することを絶対に認めないといふのではないが、萬一委員會に於て少数意見を認めないのであるならば仕方がない。若し服し兼ねるといふのであつたならば、委員を辭しても良いではないか。委員を辭しても議員の資格は残る。故に之れを議場で決めるとなれば、委員會の意志を束縛することになるから反對である。」
- ・齋藤忠郎氏(二二一番)「少数意見を言つてゐるのではない。委員會が決定してしまつて議場に報告を済ました後は委員の責任を解除されて一議員としての立場に歸へり得ると思ふ。」
- ・議長「松本さん何か御意見を、何うでせうか。」
- ・松本雅太郎氏(一五番)「齋藤君の御心配の點は私の見解を以てすれば何の心配もない。委員會で纏つたものを委員長が報告するのは當然である。が、委員にして若し反對意見を持つものはその發言を委員會に通告して置けば良いのである。」(拍手起る)
- ・議長「昨日建議案が出ましたが、性質上之れも特別審査委員に附託しては如何でせうか。」
- ・島中博氏(一一一番)「反對します。充分検討した上で附託すべきや否やを決定すべきものである。」
- ・松本雅太郎氏(一五番)「建議者に質問したい。①此の趣意は原案を修正したいと云ふのか、②それには關係なく獨立したものと提出して居るのか。伺ひたい。」
- ・岩村清四郎氏(一一五番)「報告案に關連してゐるものである。」
- ・議長「夫れでは此の問題を打ち切つて、昨日に引き續き、組合教會機構改善調査委員會報告についての質問に移ります。」

- ・渡瀬常吉氏(一二番)「一寸質問致したい。第七章役員ノ所であるが、第四十三條一に『會長ハ……會務ヲ統理ス』とあるが、その中に『經營』の意味が含まれてゐるか、何うか。」
- ・鈴木委員長「全責任を負ふのであるから、私の理解する處では、入つて居ると思ひます。」
- ・渡瀬常吉氏(一二番)「第四十四條二に『總務理事ハ……事務ヲ執行ス』とある中にも『經營』補佐といふ意味が含まれてゐるか。」
- ・鈴木委員長「然りと思ふ。」
- ・渡瀬常吉氏(一二番)「然る所、第四十四條一に『理事ハ……會務ヲ處理シ事業ヲ經營ス』とあるが、之れと夫れとは何うなるのか。」
- ・鈴木委員長「總會と理事會との決議に基いて會長と總務理事とは經營をなすのであつて、單獨に事を爲るのではない。」
- ・渡瀬常吉氏(一二番)「處が第四十五條一に『幹事ハ理事ノ指揮ヲ受ケ……』とあるは何うしたことであるか。」
- ・鈴木委員長「その理事とは總務理事と財務理事とである。」
- ・渡瀬常吉氏(一二番)「それならば中心點は何處にあるのか。誰が責任を負ふのか。」
- ・鈴木委員長「會長である。」
- ・渡瀬常吉氏(一二番)「此れらの諸點を特別審査員はとくと御考慮ありたいと願ふ。」
- ・野口末彦氏(二一〇番)「責任を負ふものは、徹頭徹尾理事會であると私は諒解してゐる。」
- ・高橋信一氏(一八番)「第四十四條四に『理事ハ四名ヲ總會ニ於テ、二名ヲ理事會ニ於テ選舉シ……』とあるは前



世紀の遺物ではあるまいか。總會で全部六名を選挙したらば何うであらうか。」

- 鈴木委員長「未だ時期尙早であらうと存じます。」
- 高橋信一氏（一八番）「今まで左様した事實が何の位あつたらうか。」
- 鈴木委員長「その心配がなければ結構であるが、事實あり得るだらうと思ひます。」
- 上甲庄七氏（四六番）「第四十三條四を一に繰り上げる方が條文の形が調ふ。」
- 議長「さういふ細いことは後廻しにして、大體に於てといふ所にして置いて戴きたい。」
- 渡瀬主一郎氏（三四番）「今の理事選挙のことに就いてであるが、理事会で候補者を擧げるといふ様な意見はなかつたか。」

- 鈴木委員長「そんなことはなかつた。」
- 渡部重徳氏（二〇四番）「従來の理事十五名で何ういふ不便があつたか。」
- 鈴木委員長「申上げることが出来れば、常務理事制といふものは、構へを大きくする様な嫌があつた。部長制は事務の遲滞を來し勝ちであつた。」
- 芹野與太郎氏（一一六番）「會長と總務理事と仕事の上で重複する處はないか。」
- 鈴木委員長「會長あり、總務理事あり、幹事あり、といふ組織であるが、之れが有給となるか何うかは今の所分らない。左様なつても、連絡はつく、決して重複はせぬと思ふ。」
- 芹野與太郎氏（一一六番）「事務といふことばかりの様に聞える。傳道は我々の仕事であるから夫れを爲し得る様な、獨立教會よりも傳道部所屬教會の數多い今日であるから、例へば傳道理事といふ様なものが欲しい。新地開拓

等の仕事をする爲にも傳道理事といつたやうなものを置くことにしては如何。」

- 議長「芹野牧師の御意見として何つて置くこととしたい。午前中に爲すべきことが多いのであるから、此の位で質問を打ち切つては如何。」（逢阪信吾氏質問をせんと發言を求めたが、議長許さず。）
- 三井久氏（一三番）「地方傳道について……。」（議長之れも抑へて）
- 議長「寸鐵人を刺すやうに、御意見を述べて戴きたい。」
- 逢阪信吾氏（一九二番）「此の案は大體に於てよく出来てみますが、二三の點に就いて意見があります。①支部を置くことは不同意である。東京であらうが何處にであらうが反對である。②教職と教會とが、教職更迭に關して片務的であるのは悪い。③理事の數を激減し過ぎる、十名にしたい。④東京に本部を……。」
- 議長「それは後に願ひます。唯今の御意見發表は實に模範になると思ふ。（拍手）何卒あの通りに願ひます。」
- 三井久氏（一三番）「地方傳道に關する點について意見を申し述べたい。十月は地方傳道にとつて最も大切な時期であるから、總會の開會期を九月にしたい。朝鮮假部會の決議として幹事長會議に申し出たのであるが、自分の聞いた處によると、その返事は十月は都會の傳道期であるから總會を十月するとあつたといふ事だが、地方にとつても大切なことであるから御考慮を煩はしたい。」
- 高木貞衛氏（二五〇番）「議事進行について一言。議事法に依つて第一讀會、第二讀會の順序にお進み願ひたいものである。大體の所を質問討議して委員附託とされたら如何なものでせうか。混雜を防ぐために左様なされたいと思ふ。」
- 議長「分りました。議場の要求により大體の意見をきいてゐるのであります。」



- ・ 島中博氏（一一一番）「教職はその進退について委員に一任する、之れは賛成であるが、教會に關しては教會の自治を尊重して欲しい。此の點を是非規約の中に明確に表はして欲しい。休職金を恩給資金より支拂ふことを改めて之れを經常費の中より支拂つて戴きたいものである。浮動性のあるものを恩給資金中より出すことは危険を伴ふ。」
- ・ 中村正路氏（二六番）「心中反對する所もあるも、餘儀なく賛成します。理由は部會自治といふ聲が出て來てから、此うしたことに成つて來たのであるが、夫れ以來地方部會は痛められて來た、傳道も振はなくなつた。そこで審査委員に注文したい點は、新傳道の出來る様に、中央に力を持たせる様にして欲しい、といふ事である。」
- ・ 議長「此の儘審査委員會に附託して、後から充分意見を戦はして欲しい。」
- ・ 高木貞衛氏（二五〇番）「之れは第一讀會を通過したものと認めて良いか。大體に於て此の案を承認したのであるか。」
- ・ 渡瀬主一郎氏（三四番）「議長！ 何故そんなにお急ぎにならねばならないのか。之れは後廻しにして、重要な議案を上程して戴きたい。」
- ・ 佐藤吉郎氏（一一二番）「何うせ委員會を通過して來ても、意見を述べることも出來るのであるから、第一讀會を通過させて、委員會に附託されたら如何。」（賛成の聲あり）
- ・ 議長「夫れでは特別審査委員に附託して審査を願ふことに致します。昨日の建議案に對する質問だけを願ひます。」
- ・ 松本雅太郎氏（一五番）「も一度質問の趣旨を申し上げます。提出者にお尋ねするのですが、①提出者は報告案を修正されるのか。②それには關係しないで獨立のものか。」
- ・ 岩村清四郎氏（二一五番）「お答へ申し上げます。報告書を訂正したのであります。現在の規約を修正しやうと

いふのではないのであります。」

- ・ 島中博氏（一一一番）「それならば尙更反對！」
- ・ 佐藤吉郎氏（一一二番）「幸ひ岩村氏は特別審査委員の御一人となつて居られるのだから、委員會で充分意見を述べることが出来るのであるから、之れを御撤回になつたらば何うであらうか。」
- ・ 岩村清四郎氏（二一五番）「撤回の意志なし！」
- ・ 高木貞衛氏（二五〇番）「提出者及賛成者の名を御朗讀願ひます。」
- ・ 渡瀬常吉氏（一二番）「序にも一度建議案全文を読んで戴きたい。」
- ・ 田中書記全文を読み上げ。

◎ 議案第五 昭和十二年度日本組合基督教會經常費歳入歳出豫算案上程。

- ・ 議長「ここで心氣一轉する爲に、豫算案を上程致します。」とて阪田財務部長を招けば、説明の爲登壇。
- ・ 財務部長理事阪田素夫氏「説明致します。十二年度經常費豫算額は、收支共に金二千二百九十圓を前年度より増額して金八萬三千四百七十圓となつてゐる。が事實前年度に於ては特別豫算として集中傳道其他の傳道費金五千圓を計上したが、十二年度に於ては之れを經常費豫算中に計上したのであるから、金二千七百十圓の減少となつてゐる。」

先づ歳出之部より説明申し上げる。總務部經費は金一、四九〇圓、教職部經費は金五、五二〇圓で前年度と同じ。傳道部經費は金二一、九七〇圓で前年度より金四、〇三〇圓の増加であるが、之れは議案第四傳道方針を御覽願へば分る様に、アメリカン・ボールド提供金の減額に伴つて傳道戦線を縮小するのではなく却つて積極的にするとい



ふ意味を持つてゐる。教育部経費は金一、五〇〇圓、社會部経費は金四〇〇圓で前年度と略々同じ。報酬金は金三七、二四〇圓で前年度より金三、一四〇圓の減額となつて居るが、幾つかの教會の自給獨立が實現したのと、減額は實に忍びないが、明後年に迫れるアメリカン・ボールド提供金第二回の削減に對する準備とを意味するのである。慰勞金も多少減じて金一、八七〇圓となつた。旅費は八百圓で僅かに増し、會議費金三、一五〇圓と金一五〇圓の増額は來年度總會が岡山に於て開催する事を豫想してである。事務費の金三、四三〇圓は金五〇圓の増額、退職慰勞積立金の金二、五〇〇圓、恩給資金掛金の金四〇〇圓共に昨年と變化なく、臨時費金一、〇〇〇圓は金五〇〇圓の、豫備費金二、二〇〇圓は金一、二〇〇圓の夫夫増額を示してゐるが、豫め明確に計上し難いが、支出を要する様にならうかといふ豫想で之れに備へる爲のものである。

次に歳入之部の方を御覽願ひたい。教會負擔金二六、〇〇〇圓、前年度より金二、二八〇圓約一割の増額をした。之れは止むを得ない事である。之れ以上は無理であらうが之れだけは御願ひしたい。各教會の情勢はよくないが止むを得ない。昨年は五千圓の臨時特別寄附を別に集中傳道その他傳道のため募集したのであつたが、結局は同じことになつて來るのであるから、經常費中に繰り入れた。其の金五千圓の寄附金は主として京阪神、京濱兩地方で募集したものであるが、之れを全國各教會全體の負擔としたいの願ひから此うしたのである。經常寄附金一、〇〇〇圓、總會禮拜献金四、〇〇〇圓、教職部収入金三、二〇〇圓は夫夫前年度と變りはない。傳道部収入金三六、七五〇圓は前年度より金四〇〇圓の増額であるが、傳道記念日傳道献金の中に集中傳道献金をも含まして八百圓を増した爲である。教育部収入金一、九〇〇圓、社會部収入金一〇〇圓、臨時寄附金五〇〇圓、雜收入二〇圓は前年度と大同小異であつて、總計八三、四七〇圓となり前年度と比較して増額二、二九〇圓であるが先割申

し上げました理由で、事實は二、七一〇圓の減額となつてゐるわけである。

尙、議案十七頁下段より十八頁へかけての『教會負擔金割出に就て』に御注意を願ひたいと存じますが、(とて大體之を朗讀して)此うした方法で割出した結果が、『昭和十二年度各教會負擔金額表』(一四四—一四六)となつたものである。

・議長「大體の所で御質問あらばお願ひします。」

・谷本正氏(二一四番)「傳道地報酬補助金について……。」

・議長「詳細の點は後廻しに願ひます。」

・松本雅太郎氏(一五番)「議事進行について一言したい。豫算あつての計畫ではなく、計畫あつての豫算であるが故に、此の際議案第四の御説明を願ひ、その後、兩者を一緒にして質問することを、お許し願ひたい。」(賛成あり)

・阪田財務部長「其の前に、簡單だから、議案第六、七を序に説明さして戴きます。」

◎議案第六 昭和十二年度特別會計元クリスチャン宣教師社團所有教會財産經費收支豫算案

◎議案第七 昭和十二年度中央基金果實及恩給資金收支豫算承認の件上程。

・阪田財務部長「第六は別に説明を要さぬと思ふが、第七の方で、利息減の爲供給金が非常に減じて來た。然るに養老金を受ける方は次第に増して行く傾向があることは否めない事實である。海外留學獎學金は本年度に於て支出しなかつたので、來年度に於て一所に支出する。」

・議長「では議案第四について芹野さんに御説明を願ひたい。」



## ◎議案第四 昭和十二年度傳道方針の件上程。

理事芹野與太郎氏(集中傳道委員長)「傳道部長に代つて説明致します。本年の成績に鑑み明年度も集中傳道を擧行したい。今年は集中傳道といふ事が、後より起り來つた爲、巡廻傳道との聯絡がうまく行かなかつたので、來年度に於てはもつと良く行かせたい。京濱、京阪神等に於ける新地開拓の機運を認めて、之れを應援するといふ事も傳道方針の一となつてゐる。更に各部會内の傳道は夫々の部會に於て此の方針に呼應してする、と云ふのである。」

議長「御質問を願ひます。」

谷本正氏(二一四番)「負擔金の増額は即ち増税である。計畫あつてこの増税でなければならぬ。アメリカン・ボールド提供金の減額故といふだけでは消極的である。もつと積極的に傳道的でなければならぬ。然るに傳道地報酬補助金減額とは何事であるか、言語道斷である。もつと積極的でありたい。豫算案を見ると舊態依然といふ感じしか起らない。之れでは寄附金を出す氣が起らない。教會の負擔力に對する認識如何。昨年總會上席でも申したことだつたが、傳道案が出来れば寄附金は出て來る。又本部報酬金の減額がなくて、傳道地のみを減額したのは何うしたことであるか。」

阪田財務部長「花花しい計畫案を出し得ないことは誠に相済みぬ次第であります。傳道方針並に傳道部經費の第二、四項を御覽願ひたい。各教會の負擔力はあると信ずる。傳道地報酬補助金の減額に就ては、二三教會の獨立があつたし、獨立促進を計る必要もあるのである。」

議長「唯今定刻正午ですが、議事を零時三十分迄延長しては如何でせうか。」(賛成の聲あり、議事續行。)

中村正路氏(二六番)「議案第四に就いてお尋ねする。從來の慣習の通りに委員五名を理事會で選舉するのでなく、委員を選んで詳細の傳道案を立案して貰ふやうなことは出來ぬものであらうか。」

芹野理事「出來ませぬ、今年は出來ぬ。」

中村正路氏(二六番)「では來年にでも願ひたい。」

芹野理事「承知致しました。」

松本雅太郎氏(一五番)「傳道部經費に四、〇三〇圓を増額して居るに比して、報酬金に於て三、一四〇圓を減額して居るが、之れは地方傳道の衰弱を來しはしまいか、といふ心配がある様であるが、地方傳道の擴張について考慮すべきではないか。獨立を急がる爲に却つて獨立の目的を達せず地方教會の萎靡を來しはしまいか。信徒協議會でも問題となつた。」

阪田財務部長「傳道部長が不在であるから後に……(西尾傳道部長出席)唯今お出でになりましたから代ります。」

岩村清四郎氏(二一五番)「減額が集中巡廻傳道費と殆んど同額である所から、地方教會を壓迫するかに見ゆるが今年のやうな機運であると集中傳道の爲に特別寄附金を集めることが出來相に思ふが、其の點御考はないか。」

阪田財務部長「本年特別寄附金募集をしたが困難だつた。夫れを負擔金に振り向けたのである。」

松本雅太郎氏前質問を念の爲に繰り返せば、

傳道部長理事西尾幸太郎氏「傳道地報酬補助金は年年減額して來たものである。之れはアメリカ・ボールド提供金の減額に伴ふものである。昭和八年には三八、〇〇〇圓だつたのが、昭和九年に一一、〇〇〇圓削減して二七、〇〇〇圓がアメリカン・ボールドより教會傳道費として來る様になつてゐる。其の爲に臨時寄附金を募金し、獨立促進



に努めてゐるのである。明後年即ち昭和十三年に第二期削減額一〇、〇〇〇圓といふことで提供金は一七、〇〇〇圓となり、三年据置いて昭和十六年には、七、〇〇〇圓となり、第十一年即ち昭和十九年には全然なくなつてしまふのである。之れを補充する途が確實につけばよろしい。が、事實はいかぬ。今年も一八、〇〇〇圓位の不足となつてゐる。之れを相當に處理して行く爲には傳道地の整理といふことが問題となつて来る。然し方針としては、傳道戦線の縮小をせず、漸次補助金を減らすは牧師給に觸れぬ様にせしむることに努めてゐる。處が事實或る所では牧師給の減俸となつてゐる所もあり、牧師が夫れだけを教會に寄附する事にしてゐる所もある。本部から之れだけ來ましたと出す所もある。役員的心構へにも、牧師の心構へにも依る。誠に餘儀ないことであるが、廢止してしまふよりはましである。よく平信徒諸君よりきくことであるが、小教會をやめてしまつて、その金を集めて有効に使用せば宜しい、そんなでは傳道部に寄附する張合がない。といふ聲があるが、然し消極的乍ら續けて行かねばならない。都會の傳道も田舎よりの信者が加り來らねば駄目である。牧師の多数は田舎教會より出るところを併せ考へる必要がある。

三、一四〇圓を減じて、集中巡迴傳道費に増額したかに見ゆるが、それに就いては決して御心配は要らぬ。三、一四〇圓を減じて之れは牧師報酬金の大削減を意味しない。四個の教會を自給せしめ、明年も三、四教會が獨立することになつてゐる。

此うした御質問の出たことは大變結構なことである。集中傳道をもし不必要なりとさるのであれば、教會負擔金を減じたらば宜しい。」

・逢阪信恵氏(一九二番)「集中傳道をする教會は、縣廳所在地の教會であるが、之れは如何?」

・議長「豫算案に無關係なことは仰有らないで戴きたい。」(逢坂氏と議長の間に押問答あり)

・議長「では、議案第五、第六、第七を財務審査委員に、議案第四を議案審査委員に附託することに致します。次に議案第八を審議して戴きます。」

◎議案第八 第五拾參回總會開會地の件上程。

・議長「之れは理事者の方から出た案ではありますが、是非岡山でといふ希望もありますので、林源十郎氏よりお話を願ひます。」

・林源十郎氏(六四番)「前總會の時、總會は明治三十六年に岡山に開かれた以來、四都市に限られて居たのである。昨年の總會の折に從來の慣例を破つて地方に持つて行くといふ、例へば岡山の如き所、と云つた話が出ましたので、中國都會に歸つて相談した。祈の結果満場一致決議して、若し總會のお許を得れば、私共熱誠を以てお迎へしたいのであります。勿論四都市と較べて不十分ではありませう。教師方を差置いて私が説明致しましたのは、平信徒の間にも之れを大に支持してゐる者があることを示すことであると御諒解願ひたいのであります。」

・議長「即決しては何うでせうか。御賛成の方は舉手をお願い致します。満場一致可決致しました。」

・林源十郎氏(六四番)「満場一致御可決下さいましたことを感謝致します。唯今より直に準備に取り掛り充分の熱誠を以てお迎へ致します。」(拍手)

・議長「建議案の討論は明後日に延します。」

・岩村清四郎氏(二一五番)委員附託を要求したが、島中博氏(一一一番)の反對あり、岩村氏アツサリ取消す。

◎番外議員推薦 小崎道雄氏(一九五番)の動議により、北加基督教會同盟會長、桑港リフォームド教會牧師幸田宗



平氏を番外議員に推薦する。

議長より英國聖書協會の祝電披露あり。頌榮五百六十八番を歌ひ、議長の新詩を以て閉會。時に零時四十分なり。

★婦人大會 今回始めて總會のプログラム中に入れられたのであるが、午後二時より四時まで、天満教會に於て開催された。(同所に於て午前九時より、第三十回日本組合基督教會婦人傳道會總會が開かれ、親睦午餐會に引き続き、午後一時三十分より創立三十年記念會が催されたのであつた。)

司會者中村久榮姉、讚美歌二百十番を歌ひ、聖書(マルコ傳十四章三—九)朗讀、祈禱の後、長谷川初音女史は「壺を破る者」と題して次の如き講演をなされた。

『誠に汝らに告ぐ、全世界いづこにても福音の宣べ傳へらるる處には此の女のなしし事も記念として語らるべし』。これはキリストの豫想であり、命令であつた。之れは實現した。然し濟んだのではない、まだ一語られねばならぬ。我が組合教會が最初の試みとして婦人傳道會と協力婦人大會を有つ。『此の女のなしし事を記念として語らるべき』當然のチャンスである。

『此の女のなしし事』とは何か? 公衆の前でナルドの壺を破つたといふ凡そ女らしさから遠い行爲であつた。口の小さい壺からポトリポトリと垂らして使ふべき高價な油。女は壺を破つて思ひ切りよくイエスに塗つた。それは見ゆる姿であつた。此の女の破つたのは、女の自我の總てであつたのだ。然し私は思ふ、壺を破つた者、それは實はキリストであつたのだ、と。見ゆる此の女は、見えざるキリストの力に征服され切つてゐた。

女は弱いと云はれる。弱き者の生き方を先天的に心得てゐて、決して自己に生きることをしない。必ず他者の中に自己を没入せしめて他者の裏に自己を生かす。然し女性が他者に生きる生き方は決して寄生木の乃至は寄生蟲

的生き方ではない。他者の裏に己を殺して他者を生かし己を生かす生き方である。昔から女性には三従の道が説かれてゐる。それは女性への『斯くあれ』との命令でなくて、女性は『斯くある』との説明である。自己に死に親を、夫を、子を生かし、而してその中に自己を生かすといふ。故に女性は常に家庭にかくれて家庭の王であり社會にかくれて社會を動かす原動力であり得る。

『そのなすに任せよ、何ぞ此の女を惱ますか、我に善き事をなせり、貧しき者は常に汝等と偕に居れば何にても心のままに助け得べし。然れど我は常に汝らと偕に居らず。此の女はなし得る眼をなして我が體に香油を注ぎ豫め葬の備をなせり』。感激の堰を決してナルドの壺を夢中で破つて終つたあとの此の女は、イエスの御言葉に泣きぬれたことであらう。それは此の女に合理的慈善の計畫もなければ、豫めイエスに葬の油を注いだ積りもなかつたからである。

近代女性は不訓れなる『自己を生かす道』を開拓せんとして悩んでゐる。然し徒に地にある他者に自己を投ずるが能ではない。それは自己共に滅することになる。我らの自己は一たびキリストに殺されて、キリストと共に他者に没入してこそ他者を生かし我を生かす。此の意味に於て我らは女性中の女性、最も幸福なりし女性として、マリアをあげ、此の女をあげる。

傳統の宗教に改革の道を開かれし處、イエスは典型的男性である。然し罪人の爲めに死にて罪人を贖ひ給ふ處、キリストは典型的女性である。女性は拜まれぬ、が女性の生命は拜まれる。マリアは拜まれない、然しキリストと共に拜まれる。此の女は無價値の女であつたが、キリストに壺を破らしめられて『福音の宣べ傳へらるる處に記念として語り傳へ』らるる存在となつた。それは『神の生命の外に眞の生命はない』との眞理であつたといふ



ことに、思を潜めたい。」

吉田幸子姉「ナルドの壺」の讚美歌を獨唱して、講演の感銘を深からしめた。

次に小崎道雄氏は「教會婦人の責任」と題して講演をされた。概要を左に記す。

「歐米八十八日間の旅行中、何處にても深く感じた事は、婦人の客の多い事であつた。それは如何に婦人が活動してゐるかを示すものである。特に教會の發展の爲には女性なくしては到底不可能なりと思はしめられた。基督者とは何かと言ふ定義は種々述べられやうが、今日お互ひが基督の證人であると言ふ自覺に立つべきであると思ふ。その意味は、基督の身代りとなることである。證人とは、被告と同じ責任を負ふことであつて、基督が我等の立場に立つて證人として十字架の死に審かれ給ふた。故に我等も基督のために證人となるべきである。教會は神と人との間に架けられた橋でなければならぬ。マタイ傳二十二章三四—四〇に就いて更に考へを進めるならば、今日世界は凡ゆる方面に左右兩翼を有つが、基督教の中にもその兩面があり、神への絶對服従を絶叫しつつも人を愛せず、人を愛すべきことを説きつつ神を愛し得ない人々がある。若し本當の基督者であるならば、此の兩面の調和がなければならぬ。『第二もまた之にひとし』である。今日、日本の大困難は神觀の確立を缺ける點である。類似宗教の勃興は我が國の恥辱である。その整理指導の責任は基督教會に在ると確信する。ホルトン教授の言ふ如く『今日は神を語る時代ではなく、神を経験する時代』である。聖書に示されたる如く『神は全能なり』との神觀に達せねばならぬ。宗教教育の問題は必ずしも兒童に關する事ばかりではない。今日大人たる者が再教育を受けねばならぬ。此の度の世界日曜學校大會に於ても大人教育に關する問題が論ぜられた。我々は大人に斷念してゐるのではないか。聖書にも此の點戒めてゐる。

外人が日本に期待することは、富士山、藝者、吉原の三つである。我々基督者として日本人の生活に今少し關心を持たねばならぬ。亞米利加に於ては、各家庭にあつてトマトを食し、子供は一日に牛乳四合宛を飲む。之れは農村救済と自らの健康保持の爲である。斯る國民生活に對する觀念を婦人は養ふべきである。又アメリカでは家庭生活と國民生活とが一致する。それは、婦人が政治を理解し、之れに關心を有つからである。宗教は單に神を拜する事から實際問題の解決へと發展せしめられねばならぬ。而して之れを爲し得る者は基督者以外には居らない。今日多くの改良すべき事があるのであるが、それに對し何等働きかけ得ぬ宗教は空虚なる條文に過ぎない。而して之れを本當に負ひ得る者は、神を愛し、キリストに捉へられたる基督者でなければならぬ。」

小崎道雄牧師祈禱を捧げ、司會者挨拶をなし、讚美歌四百五十七番を一同にて歌つて會を閉づ。  
來會者約四百、盛會であつた。

★諸教會傳道講演會 大阪部會の熱烈なる祈禱と周到なる準備とを以て期待された、傳道講演會第一日は十日午後七時半より大阪市内外諸教會に於て一齊に開催された。講師、演題、會衆を列記すれば左の如し。

◆大阪教會 一三八名

「イエスと現代」

三井 久氏

「生命の言」

額賀鹿之助氏

◆浪花教會 八九名

「天聲を聴くもの」

山村好美氏

「基督教の中心問題」

平賀徳造氏



◆天満教會 一一〇名

「現代世相と教會の使命」

「問題は何か」

◆鳥之内教會 八七名

「真理の與ふる自由」

「救の完成」

◆九條教會 一三八名

「宗教の倫理性」

「啓示せらるる神」

◆梅田教會 七〇名

「創造人生」

「神の愛」

◆南大阪教會 一二二名

「思索する生活」

「世相と信仰」

◆梅花教會 八〇名

「寂しき父踊る」

佐藤健男氏

榎本修氏

早川榮氏

宮川經次氏

東方信吉氏

鈴木浩二氏

岸本貞治氏

中井佐一郎氏

小北峻次郎氏

今泉眞幸氏

鹽見森之助氏

「我が愛に居れ」

◆尼崎教會 六四名

「勝利の宗教」

「基督教の獨自性」

◆堺教會 六〇名

「奉教殉士の道」

「日本基督者の使命」

◆淀川善隣館 五〇名

「聖意は成る」

「信仰生活の決定」

◆水上隣保館 二七名

「南洋の宗教事情」

左記は十月九日午後三時開會されしも便宜の爲記す。

◆岸和田教會(婦人會) 三〇名

「女性キリスト教」

和田信次氏

金子玄氏

渡部守成氏

志村卯三郎氏

遠藤作衛氏

木村平藏氏

栗原陽太郎氏

平田甫氏

長阪鑿次郎氏

第三日 (十月十一日、日曜日)

★諸教會日曜學校禮拜



午前八時三十分より九時三十分まで大阪部會内諸教會日曜學校禮拜が行はれた。其の概況は左の如し。

大阪教會	中等科	「眞の生命」	枝本清一氏	七〇名
	幼稚科	「ステパノ」	中村三郎氏	九四名
浪花教會	中學校	「皆様は大金持だ」	森山英造氏	三五名
天滿教會	幼稚科	「皇國の興廢此の一戦にあり」	柏木寛吾氏	二〇名
鳥之内教會	幼稚科	「誰にも出来る傳道」	田島守人氏	七五名
九條教會		「神様の御用」	安藤兼慶氏	七五名
梅田教會		「人の友なるイエス様」	村岡章氏	九〇名
南大阪教會	中學校	「落葉のいのち」	小出廣氏	五五名
	幼稚科	「傳道を恥とせず」	千葉温氏	四八名
梅花教會		「金の頭」	平澤克己氏	一二六名
尼崎教會		「ギデオンの話」	宇野勇次氏	四〇名
堺教會		「常に感謝せよ」	龜井政一氏	七三名
岸和田教會		「足を洗ひ給ふキリスト」	小川秀一氏	四五名
淀川善隣館日曜學校		「日曜學校生徒の友情」	中村敏夫氏	六五名
高石教會日曜學校		「イエスの十字架」	井殿壽春氏	五〇名
		「キリストの愛」	永川善治氏	一二三名

浦江日曜學校	「パウロ殉教物語」	西原勇氏	八〇名
上町日曜學校	「牧主我が主よ」	船橋文雄氏	二八名
水上隣保館日曜學校(土曜日夕)	「南洋の子供」	平川市氏	七〇名

★總會禮拜並に聖餐式 前夜來の雨は収まり、幸にも好天氣となつた。傳道的、靈的總會の中心なる禮拜に出席せんと代員、信徒の群は三々五々敬虔なる悦びに溢れて參集し、定刻午前十時前既に大阪教會禮拜堂を埋め盡し、第二式場たる社交室も空席を發見せざるに至る。莊嚴なるチャイムの音、堂内に響き渡り、會衆一同の心を靜肅に導く。十時十分司會者岸田耕讀氏は豫め式順其他に關する注意を與へ開式を宣す。高安喜久子夫人の奏樂を以て始められ讚美歌五十四番を歌ひ主の禱唱和の後、交讀文第六を交讀し、讚詠五百八十七番をうたふ。續いて菅原菊三氏聖書(創世記第二十二章一―一三)を朗讀し祈禱を捧ぐ。聯合聖歌隊は後方階上よりメンデルスゾーン作曲「我等主を待ち望めり」を合唱する。

平岡徳次郎氏は瘦軀を聖壇に進め「身命を捧ぐべき此の祭壇」と題して、眞劍なる反省と覺悟を促すべく、自ら倒れて後己むの意氣を示しつつ別項の如き説教をなす。

◎禮拜説教(省略)

祈禱 天地の主なる御父、此の非常なる時代に當り、無きに等しき我等を選んで祖國教化の大任を授け給ひしことを深く感謝し奉る。此の御使命に對し奉り、我等感激惜く能はず、身の汚をも打忘れて、今、主の祭壇に此の身も靈も凡ての凡てを獻げ奉る。願くば聖靈を以て我らを潔め神國建設のために御使用下さらんことを主の御名によつて希ひ奉る。アーメン



野崎佳子女史讚美歌五百四十七番を獨唱し、磯部敏郎、佐野源一郎兩牧師の司式にて聖餐式を守る。磯部牧師先づ立ちて一同に黙禱を勧め、暫くあつて聖書朗讀（コリント前書十一章二三—二四）感謝してパンを分つ。高安夫人の奏樂につれて配餐委員はパンを會衆に配り、續いて佐野牧師祈禱を捧げ、同様にして葡萄酒は配られ、一同異常なる感激裏に陪餐した。献金に當り、阪田財務部長、松本（雅太郎）財務審査委員長登壇、先づ阪田氏より「傳道總會と謂はるる本總會の本日の禮拜献金を是非共豫算額四千圓を突破せしめたものである」との訴へあり、次に松本氏は審査委員會の空気を傳達し「代員諸氏を通じて全國組合教會會員に訴へたい！同胞の救は主の福音以外にないとの確信と決心の出來たことを感謝する。教師方はキリストの聖名に立つて進め！との號令を掛けて戴きたい。平信徒は献げて銃後の使命を全うしたい。豫算額を直に充たすことを祈ると共に、總會は各教會のもの、代員諸氏は夫々の地に歸り總會の決意を傳へて各地にあつて献金を纏めて本部に送るやう努力あらんことを」と力強く叫ぶ。此くて献金は委員によつて聖壇の前に堆く捧げられ（後の報告によると總額四千四百〇六圓九拾七錢、豫算を突破する實に四百圓餘であつた。）岸田牧師感謝をなし、頌榮五百六十八番、木村清松牧師の祝禱、聖歌隊のレスポンス、高安夫人の後奏を以て、意義深い大禮拜は終つた。出席總數約千三百名。

★接手續式 午後二時より烏之内教會堂に於て舉行された。定刻既に滿堂全く立錫の餘地なき有様、而も水を打ちたるが如き靜肅、莊嚴なる儀式の空気が開式前既に禮拜堂を滿してゐた。

今泉眞幸氏司會し、北村恵三氏の奏樂、一同讚美歌二百二十四番を歌ひ、主禱を唱和すれば、司會者は嚴かに（聖書イザヤ書六章一—八、ルカ傳九章五七—六二）を朗讀し祈禱を捧ぐ。芹野與太郎氏式辭を述べ、大意を記せば左の通り

「ルカ傳九章五七—六二は、主イエスがエルサレムに進み給ふ時の出來事であり、後には七十人を傳道のために遣し給ふた事が來てゐる。大切な時であるが、三種類の人人がイエスの前に現はれて夫々の趣を見せてゐる。唐箕に掛けて穀物を吹き分けてゐる有様を思ふ。第一の人は『何處に往き給ふとも我は從はん』と云ふ。申命記第二十章を讀むと、イスラエル軍隊の戦の首途に於ける訓令とも見得るが、『有司等なほまた民に告て言べし、誰か懼れて心に應ずる者あるか、その人は家に歸りゆくべし。恐くはその兄弟たちの心これが心の如く挫けん』（八節）とある。隨分大膽なる宣言である。何處迄も從はうと云つた人に對するイエスの御答は一見冷かなものであつた。然し乍らイエスの心中には熱心があつても盲目的であつてはいけぬといふことがあつたに違ひない。第二の人はイエスの招きに應じて『父を葬ることを許し給へ』と云つて居る。之れは律法に嚴格に定められてゐる重要なことであつた。所がイエスのお答は『死にたる者にその死にたる者を葬らせ、汝は往きて神の國を言ひ弘めよ』との斷乎たるものであつて、神の召命は個人の都合によつて延すことは出來ないことを示してゐる。第三の人は『主よ我汝に從はん、然れど先づ家の者に別を告ぐることを許し給へ』と云つてゐる。誠に人情的に無理のないことであるが、イエスは答へて曰ひ給ふた『手を鋤につけてのち後を顧みる者は、神の國に適ふ者にあらず』と。家に屬ける思は許さないと云ふ精神を視る。此處にも唐箕が働いてゐる。傳道戦線には風が吹き荒んでゐる、といふことをよく知らねばならない。私自身にも悲しい經驗がある、私が同志社に入學した時の級友は十五人であつたが偕に卒業したのは八名で、その内傳道戦線に立つて居る者五名、神學教授一名と云ふわけで様々の事情によつて十五名が六名になつてしまつたのであつた。實のあるものが残り、穀殼は吹き飛ばされてしまふといふ事は嚴然たる事實である。此く觀ずる時吾人は總てを忍んで最後まで主イエス・キリストに忠誠を盡すものでなければ



ならぬことを思ふ。」

教師有志の合唱(讚美歌百九十五)は聖き雰圍氣を益々濃きものとなした。受接者(左記三氏)は順次立ちて信仰告白を夫夫朗讀し、參列者一同に大いなる感激を與へる處があつた。

甘樂教會主任傳道師 海老澤宣道氏

靈南坂教會傳道師 中村 愈氏

京城教會傳道師 大山 寛氏

一同感激裏に讚美歌二百番を歌へば受接の三氏聖壇前に進みて跪く。堀貞一牧師按手祈禱を捧ぐべくその前に立てば、既に受接せる教師之れを圍み、堀牧師嚴かに按手祈禱を捧ぐ。祈禱高潮に達し「我ら此處に手を按きて」との聲に若き三教師の頭に手が按かれ、聖靈雨と注がれ召命の感激と重き使命觀に充ち溢れ、熱涙迸り嗚咽の聲此處彼處に起る。

和田信次氏祝辭を述べる。曰く「私達は新島襄、澤山保羅、或は海老名、小崎、宮川三元老其他の先輩方の壯烈なる獎勵を受けて力を與へられて來たものであるが、之れに續く後繼者なしとすれば誠に淋しきに堪へぬ。處が近年若い人人が時代の困難なるにも拘らず、續々と按手の大禮を受けらるるを見て、悦びに堪えぬ。御三人の父母、奥様、又三教會の御歡びは如何ばかり！我ら同信の友、全組合教會の喜び！實に我ら歡喜に充ち満ちて居る。茲に一同を代表してお祝を申し上げます。」司會者より夫夫三氏に宛てたる祝電を披露し、頌榮五百六十八番を歌ひ、受接者中最年長者大山寛氏祝辭を捧げ、惠まれた莊嚴なりし按手禮は終へた。時正に三時二十五分、後は祝意を表する握手と祝辭と歡喜の笑とが續いたのであつた。

#### ★日曜學校上級生徒聯合禮拜

午後二時三十分までには部會内各校より續々と大阪教會に參集し、正三時大阪教會日曜學校校長原田庚子郎氏の司會にて開會された。野崎住子女史の奏樂に始まり、頌榮五六六、主禱、讚美歌三七〇について、船橋正氏聖書(使徒行傳二章一四—一九)を朗讀し、徳永二治氏開會祈禱を捧ぐ。日曜學校聯合聖歌隊によつて讚美歌四六六が合唱され、額賀鹿之助氏「幻影を見る者」と題し大要左の如き説教をなす。

「使徒行傳二章一七に『汝らの若者は幻影を見、なんぢらの老人は夢を見るべし』とあるが、これは少年と老年との區別である。夢は過去の經驗に基くものであるが、幻は將來のことを判然と把握すること、若き人の特徴は幻を見ることである。幻は少年に勇氣を與へ、進歩を促すもので貴きものである。我らの幻影はイエスである、イエスを見て一生懸命に努力するとき、そこに新しき世界を見、將來日本國民として目醒しき活躍をなすことが出来る。(ペテロが水に溺れんとした時イエスを幻に見てその手に縋つて助けられた物語、新島襄氏、クラーク氏の如き大なる幻影を見て偉大なる業績を残した例を引かれた。)

一同深い感銘を與へられ、日曜學校讚美歌一二を歌ひ、献金をし松村謙二氏感謝を捧げる。原田庚子郎氏は壇上に飾られた表彰旗の披露をして、大阪方が最初に此の旗を獲得すべきであると奨励し、小崎弘道先生を一同に紹介、先生が多年日曜學校に深い關係を持たれ世界日曜學校協會副會長であられた事を話し、生徒に強い印象を與へた。頌榮五六八、辻忠良氏の祝辭を受けて閉會。時に四時三十分。會衆は生徒三百四十三名、其他約百五十名、合計約五百名。献金二十四七十五錢は總會禮拜献金に寄贈することにした。

★日曜學校關係者協議會 日曜學校上級生徒聯合禮拜に引き續き、大阪教會日曜學校講堂にて開催。田泉保興氏が急用の爲歸京されたので、本宮彌兵衛氏が代つて司會され、讚美歌四六六、祈禱の後、教育部長今泉眞幸氏は「本年



の協議會は一昨年神戸に於てなされたる決議即ち『日曜學校教育協議會』を毎年開催し總會代員も之れに出席すとせし決議を無視せしに非ず、本年は傳道の總會にて、而かも青年大會、婦人大會の如き新興團體の大會もあることなれば、教育部より自發的に譲ることなし、單に關係者の懇談會といたしました」と述べて挨拶に代へ、續いて錦織幹事は本年上半期の校勢報告をなし、本年上半期は受洗者数が百九十一名で近年の記録を示したことを注意した。ウダド幹事は日曜學校教師の調査報告の督促並に十年度日曜學校統計を基礎とせる研究發表をして、椿眞六氏の「日曜學校と禮拜問題」に關する發題を聴く。その要領を記せば、

「第一に日曜學校に於て良き禮拜をなさしめんとすれば、教師は時代の問題に對し又思想問題に對して確信を持つことが必要である。北海道廳の官吏なる一青年基督者が、思想問題パンフレット中に、天皇は現人神にて異國より來りし神とは相容れぬものがあるといふ字句を示して、その解決を求めに來たのであるが、私は夫に答へ、明治大帝の御詔勅中には畏れ多い事乍ら、朕を猥りに尊重して人間以外のもの如く取扱ふ事は甚だ不本意なりと仰せられたことさへあることを語り、ヨハネ傳に、キリストはピラトの前で『我が國は此世のものならず』と仰せられたが之れは君の疑問に對する答である、神を拜む事は決して現人神と衝突する筈はなく、基督教で教ふる神は天地宇宙の創造主乃至支配者たる神であり、基督を神と信ずる所以は吾人の靈魂の救主としてである。一層明瞭に區別するならば永遠の生命乃ち慕の彼方までの救に關しての事柄である。されば吾人は基督教の教ふる神の基督を信じて我等の本源たる靈魂を新にし、而して 天皇陛下を尊奉し、天皇陛下に忠誠を盡すのである。と云つた處、青年の顔は見る見る内に輝き、以前にも増して熱心に教會生活を勤むる様になつた。神社問題の如きも文部省の訓令に基き、神社は宗教に非ざるものとの諒解の下に、善處すべきである。次に特に兒童を禮拜に導

く上の外的装置について申上げたい。札幌教會では日曜學校講堂を改造して、祭壇を造り生徒の禮拜を行つて以來、彼らの禮拜態度が著しく向上してゐる實驗を持つてゐる。禮拜執行の如きも一司會者が告げる様にせず、一定せる順序に従つてスラスラと運んで行くことは禮拜の氣分を亂さず非常に好い。或人が札幌教會は禮拜が多過ると批評した程禮拜を高調して居る。」

次いで大連の磯部敏郎氏は明年より實行せんとする禮拜執行順序を紹介された。此のプログラムは家庭中心のもので午前十時より大人と子供と一齊に一時間二十五分の禮拜を守るのである。最初は科別禮拜で讚美歌練習十五分、禮拜二十分、分級學科三十分、最後に綜合禮拜二十分といふ順序で守り、家庭中心、基督教の組織的研究教養を主眼としたものである。引き續いて、司會者本宮彌兵衛氏は、如何なる程度迄祭壇の如きを取入れるか、交讀文は一層洗練する必要なきや、讚美歌の如きはよほど改良されたが生徒の禮拜訓練を如何にすべきであるか等種種懇談したいものであると協議に入るべき旨を宣すれば、榎本修氏磯部氏に質問をし、小崎道雄氏はノールウエー、オスロにて開會された第十二回世界日曜學校大會の模様を概略語り、歐洲諸國オーストリア、ロシア、獨逸、メキシコの如きに比較する時、日本の基督教は壓迫も迫害もない。故に少し位の事に恐れずに我が國は積極的に傳道せねばならぬ。歐米諸國に於ては目下禮拜に非常な力を入れてゐる。英國の或る教會では全會員を年齢に應じてクラブ組織とし、毎週クラブを開き毎月合同のクラブを開催、日曜の夜は一齊に禮拜を守る事になつて居るが、日本に於ても適當な新工夫を出し大いに傳道しなければならぬ、と獎勵された。

徳永二治氏司會にて晚餐會が開かれ、食卓を借にして一同懇談する。錦織幹事本年より實施の表彰旗に就いて話し、岩村清四郎氏、小林喜一氏、額賀鹿之助氏、中森恒彦氏、千葉温氏、榎本修氏の意見發表があつたが、額賀千葉兩



氏は、祭壇の如き外形的のものを排し、見えざる神に對する禮拜祈禱の態度を訓練し、福音主義基督教の本領を發揮すべきを高調した。出席者約百五十名、盛な集會であつた。

學校内宗教教育協議會 午後四時三十分島之内教會協議室に於て開催、學校内宗教教育調査委員長伊庭菊次郎氏司會席につき協議を進行し、初めに

南石福二郎氏第一協議發題者として、「宗教主任」の名稱は「宗教教育主任」となしたる方可なりと論を進め①多くの學生を有する學校、多くの部門を有する學校は各部門に一名乃至三名の「宗教主事」を置く事、この宗教主事は暗黒方面をも打ち明けて相談なし得る人、なるべく専門的人を可とするが、主事の上に「宗教教育主任」が居て之れを管轄するといふ組織ある系統的合理的のものとすることになれば見る可きものがあるであらう。②局に當る人は特別教養を必要とする。一面「牧師」と共に學校教師—教育者たる資格を要する。故に神學校教育に於ても此かる局に當る人を養成しなければならぬと確信するものである、云々。

長谷川初音女史は第二協議題の發題者として①組合教會にはハッキリした學校がない。組合教會は直接に學校を生み出さなかつた。教會は自給獨立であるが、教育では自給獨立ではない。組合教會が生みの苦しみを生み出す學校が欲しい、小學校でも中學校でも女學校でもよろしい、兎に角組合教會自身の學校を欲しい、云々。

この兩氏の所論は時機を穿ち頗る有益にして示唆に富んだ堂々たる説であつて、列席者を激勵する所が多かつた。伊庭氏は、長谷川女史が「組合教會が從來大舉傳道などに多くの寄附金を度度集めて散らしたのは惜しかつた、あの金で教育的の學校を創められたなら、組合教會百年の大計となつたであつたらう」と喝破されたのは頗る同感である、新島先生は地圖を按じ日本の要所要所に組合教會と學校とを起すべきを喝破せられた。組合教會が教會的學

校を無視したる結果は組合教會の危機を招來して居る、このまま教育的無視を續けるならば今日の現状すらやがて維持する能はざるに至るであらう、と述べ、高橋牧師は「教育家をして宗教家に接近せしむること。それには宗教家が社會にモット、打出て交際すべきである」と自己の經歷上より述べ、清水牧師(岡山北部)は自分は從來この會に臨まなかつたが、今日始めて出席して頗る教へられ、大いに激勵せられ、幻を見せられたとの感想を述べ總會代員にして此かる有益なる會合に出席するもの少きは慨すべきことであるとして、満場の熱誠なる賛意を受けて左記の申會を發表し理事會及總會に提出することとなり、感激裡に散會した。列席者二十六名。

申 會

第五拾貳回日本組合基督教會總會に於ける學校内宗教教育協議會は、例年に勝る盛大であり熱心なる出席者各自の信仰と抱負により惠まれて餘りある時を過したり。就ては來年度總會に於ける本協議會は、總會全代員の出席を得べき重要集會としてプログラム中に組まれたく、本協議會出席者全員の總意として希望するものなり。

昭和十一年十月十一日

學校内宗教教育協議會

座 長 伊 庭 菊 次 郎

★諸教會傳道講演會

昨十日に引續き、第二夜の傳道講演會は十一日午後七時三十分より大阪市内外諸教會に於て一齊に開催された。講師、演題、會衆を列記すれば左の如し。

◆大阪教會 一〇六名

「基督こそ我が寶」

江 川 榮 氏



「十字架の教」

◆浪花教會 九六名

「不如意の如意」

「信ずる力と價值」

◆天満教會 一三〇名

「信仰より生るる歡喜」

「神に導かるる生活」

◆島之内教會 一〇七名

「さればエホバよ」

「人間の更生と福音の力」

◆九條教會 一四四名

「確信の力」

「生活の權威」

◆梅田教會 六五名

「同囚イエス」

「基督と現代世相」

◆南大阪教會 一一六名

「時潮に乗るも乗らぬも」

「火」

◆尼崎教會 六五名

「御名の崇められん事を」

「一人の價值」

◆堺教會 六〇名

「基督教の愛」

「靈能の源」

◆淀川善隣館 五五名

「十字架の教」

「人間更生の道」

第四日 (十月十二日、月曜日)

★講演 午前九時、議長今泉眞幸氏の司會で、讚美歌二百八十番を歌ひ、司會者祈禱を捧げ、講演者佐野勝也氏を紹介すれば、「バルト神學批判」と題する講演をされた。講演大要左の如し。

「バルト神學批判」

「バルト神學の著しい特徴は、神と人との區別にある。神は無限であり人は有限である、神は彼岸人は此岸、神は非直觀的存在者、人は直觀的存在者、神と人とは性格に於て絶對に對立する、といふ點にある。故に人が神を

中村正路氏

田口重良氏

野口末彦氏

原忠雄氏

古屋孫次郎氏

竹林誠一郎氏

今井新太郎氏

杉浦義人氏

椿眞六氏

櫻井乾一郎氏

川端忠治郎氏

前田彦一氏

金子卯吉氏

佐野源一郎氏

高橋泉三氏

松本宗吉氏

高橋信一氏

渡瀬主一郎氏

山口金作氏



認識することは不可能である。即ち、有限者は無限者を受け入れることは出来ぬ、又罪人は神の言葉を受け入れることは出来ぬ、といふ二つの命題こそはバルト神學の根本的出發點である。

このままの人間では神を認識することも出来ぬ。それでは基督教が成立しない、一度神と人とが結合せねばならない。對立のままでは基督教はない。何らかの方法で神に近づき、神を認識し経験しなければならぬ、二命題を除かねば、バルトの言に従へば、『飛び越えねば』『括弧の中に入れなければ』ならぬ。バルトは信仰により始めて可能である、としてゐるが、而かもその信仰たるやバルト的であらねばならぬ。

バルトの言ふ『信仰による』とは、人が空虚になることである。『ロマ書』に於て色色と珍らしい言葉を使つてゐるが、之れもその一で、『教義學』では餘り使用してゐない。も一つ『上から垂直に』(senkrecht von oben)といふことがある。人が空虚になると上から垂直に神の決斷が来る。神の決斷によつて不可能が可能となる、人の決意では決して出来ぬ。バルトの言ふ信仰とはイエス・キリストである。即ち十字架に死に、死から復活し給ふたキリストを發見することであり、それが啓示である。死から生への轉回、生が死に打克つ危機的瞬間、それはあらゆる人間的存在が顛覆さるる瞬間であるが、それが分離と同時に決着を齎らす。此の死から生への棄揚がバルトの所謂辯證法である。『教義學』では餘り使用してゐないが、バルト神學が『辯證法的神學』と呼ばれ、『危機神學』と稱へらるる所以のものである。

信仰とは何ぞや？。バルトは『ロマ書』の中で、私譯を試みてゐるが、ギリシャ語の πίστις を譯するに多くの場合 Treue Gottes (神の信實) を以てしてゐる。Glaube 即ち信仰とも譯してゐるが、『汝らの信仰』といふ場合で神の信實に對する人間の信仰を云ふ。バルトの言ふ所の信仰は、人間の信心ではなくて、神から来る所の神の

信實である。此處に實は問題があるのである。

近頃此の神學陣營の中に對立が生じた。或皮肉なドイツの批評家は彼らは恰も支那の將軍の如く相争つてゐると言つてゐる。ブルンナーが主としてゴーガルテンに當つた旁ら受けたバルトの非難に對する辯明と主張をした『自然と恩恵』に對して、バルトは『否！』E.ブルンナーに答へて『書いた。ブルンナーは人間は神に像つて造られた者 (Imago Dei) であるが、アダムの墮落によつて、萬物の長たる特殊地位を形式的には與へられてゐるが、實質的には其の罪によつて神との交り乃至人間相互の人格的交渉を混亂し遮斷された、啓示に於ける神こそ人格的であり、かかる神の言葉に聽くことが人間の人格的生存を形造る、と考へられると言つたのに對して、バルトは『否！』と言つてゐる。バルトの言ふやうな事は全然カトリック的であり、餘りにも宗教哲學的で、神學的思考ではない。以上の所でバルト神學の中心點を申し上げた積りである。

そこで問題となるのは信仰といふ點である。バルトの信仰觀は極めて客觀的であつて、人間の經驗を離れて了つたものである。Frömmigkeit といふ語を所所に用ひて人の信心を言つてゐる。バルトの言の如くとすれば我らの今迄の信仰は何うなつてしまふか？。體驗といふ事は何うなるか？。又バルトの表現は極めて複雑である。否定の肯定、肯定の否定が錯雜してゐて、ウツカリすると騙される。『經驗』といふ語も使つてゐるが、それは認識經驗でないといつてゐる、といふ風にハツキリしない。我々の謂ふ經驗といふ語ではバルトの二命題と相反するのである。抑もバルト神學は、歴史主義、心理主義への反抗より起り來つたもので、ビスマルクの力に支配されて來たドイツが世界大戦によつてベシヤンコにされてしまつた處から起つたドイツ民心の變動、左様した反動期には人間は無能さを感じ參戰した者の經驗も亦人間の無力を思はしめて來た事實と結び附いて、神中心を高潮する點



確かに人人を動かしたのであつた。

此くバルトの根本の立場は人間を極端に否定し、神を中心とするにあるが、経験とか宗教意識とかを我々の用ひる意味に従つて用ひるときに、バルトの立場はなくなる。それならば我々が普通にいふ信仰とは何であらう。バルトに言はすれば、それは心理的なもので心理學の對象とはなるが神學の對象にはならぬ、神學は神即ち人の彼岸の問題であるといふのである。私は此の點に疑問を持つ者である。成程信仰は神の恩恵であるとパウロは言つてゐるからバルトは正しいやうであるが、それなら我々の経験する處は如何？ 之れをしも経験の彼方のものでなければならぬといふのか。バルトはそれを可能ならしむるものはイエスの十字架の死であるが之れは肉體の死を意味しない、と言ふが、此かる死は果して在り得るであらうか。我々の生活の何處から何處までもが全て神より來れりと信じてしまふ處に間違がある。——所謂新興宗教の中に左様した傾向を見ることが出来る。——パウロが信仰を語つた時、バルトの如く考へたか？ パウロは、實は、神學者といはんよりは傳道者であつた。寧ろ實際的な宗教家であつた。現實生活を否定せず、現實生活の眞只中に在り乍ら、直ちに神と同化するところの神祕主義を主張しなかつた所謂實際家の神祕主義者であつた。例へばコリント前書第十三章の如き、愛は窮極なりとし、實踐愛を高潮してゐる。バルトは實踐的行爲が神的のものであればよいと云ふが、現實の人間行爲は果して神的であり得るか。そこに矛盾がある。

パウロは『キリストの愛われらに迫れり』(コリント後第五章一四)といつてゐる、寧ろ『われらを追ひ遣る』と譯すべきであらうが、内なる力に依つて勵まされた状態をいふのである。パウロは實に強い愛の力に勵まされて、信仰の實踐生活を營んだのであつた。コリント前書第十三章に信仰と希望と愛との三徳が對立的に考へられ『そ

のうち最も大なるは愛なり』としてゐる。信仰は内容如何にある、基督教の信仰はキリストを宿す信仰でなければならず、キリストを宿す信仰であれば必ず愛を伴ふ。此の意味から愛が最大であると云つたのである。希望といふ時に、パウロは『我らは望によりて救はれたり』(ロマ書八章二四)といふ句に現はれてゐる意味を持たしてゐる *Esōthymen* はネオリストであるから過去か現在かである。パウロの希望は未完成を意味し不安定のものでなく確信である。パウロは『見る』ことによらず信仰によりて歩む』(コリント後書五章七)と云つてゐる。現實の世界に於てはキリストを見ることに依つて生活するのではなくて、寧ろ信仰に依つて生活するといふのであるが、更にパウロは『今われら鏡をもて見る如く見るところおぼろなり。然れどかの時には顔をあはせて相見ん、今わが知るところ全からず、されどかの時には我が知られたる如く全く知るべし』(コリント前十三章一二)といふ。『見る』ことは現實世界に於ては完全に行はれぬ。信仰の完成は此の世に限られてゐない、未來に延ばされてゐる。而かも飽くまで神中心の同時並進に人格肯定である。かくパウロにあつては救は將來に延ばされるが故に、努力が必要となつて来る。希望即ち獲たりとの確信を以て救の完成に向つて努力するのである。救は未來に屬するが現在のものと同じく完全性がある。茲にパウロの辯證法が出發するのである。私はバルト神學に眞向から反對するものである。勿論バルト神學の價値は充分に認めるものであるが。傳道者への慰めは、罪人の救はれた経験であるが、之れの基礎付けは、バルト神學のよくする所ではないと考へるからである。」

★報告及議事 講演終了後直に報告及議事に移る。讚美歌二百十四番を歌ひ、伊藤勝義氏祈禱を捧げ、議長は倉敷教會臨時總會よりの謝電、京城教會よりの祝電並に露無文治氏よりの書狀を披露する。田中書記一昨十日の議場に於ける決議録を朗讀し、承認可決す。



・議長「一昨日に引き続き、建議案に關する議事を進めたいと思つて居りましたが、提出者の希望により午後延ばします。今から維持財團の御報告を承ることにしますが之れは承つて置くだけで良いので、御質問は差し支へ御さいませんが、討議すべきものでないことを豫め御承知置き願ひます。」

維持財團専務理事湯淺豊太郎氏「財團法人日本組合基督教會維持財團報告書」(一七三)を讀みつつ説明をされる。

・渡瀬常吉氏(一二番)「滿洲に維持財團の適用をなし得るであらうか、何うか、お知らせ願ひたい。」

・湯淺専務理事「調査の上お答へしませう。」

・阪田財務理事「此の際、昨日の禮拜に於ける献金の御報告をささして戴きます。」とて左の如く述べらる。

總會禮拜献金 總額 金四四〇七圓〇二錢

内譯 豫約額 金三〇九九圓五〇錢

即納額 金一二八六圓七七錢

日曜學校禮拜献金 金二〇圓七五錢

更に續けて「既に豫算を越ゆる四百七圓貳錢であります、御申込はまだあることと思ひます。之れは皆様方の總意の顯れと感謝して居ります。昨日献金の際財布の儘投げ入れた方もあり、さる神戸の方は全部投入されたので歸りの電車賃を教師の御方に立替へて貰はれたといふ話もある。小切手に十圓と書いたのを二十五圓に書き替へられた方もあるといった風で誠に感激に堪へぬ。」と言つて報告を結ばれ、滿場拍手を以て感激を表す。

・議長「報告審査委員の報告に移りたいと思ひますが、時間の關係上小刻みにやつて行きます。」とて報告審査委員長高橋杵三氏を招けば、高橋氏登壇。順次説明あり、夫々承認する。

◎報告第一 總務部報告 承認

◎報告第二 教職部報告 修正の上承認

◎報告第三 傳道部報告 修正の上承認

◎報告第四 教育部報告 修正の上報告

◎報告第五 社會部報告 承認

・議長「報告第六は財務審査委員より承はるのでありますが、第七以下と共に後に廻しまして、永眠教師追悼に移ります、司會を小崎副議長にお願ひ致します。」

★永眠教師追悼 小崎副議長司會し、讚美歌二百四番を歌ひ、松井文彌氏開會祈禱を捧ぐ。宮川次子夫人以下遺族席に列り、故人に關係深い人に依つて左の如く追悼の辭は夫々述べられ、追憶の念を深めた。最後に小崎弘道老師は追悼之祈禱を捧げられ、祝禱をせられ、靜かな後奏を以て式は閉ぢられた。

◎故宮川經輝君追悼之辭(省略) 内田 政 雄氏

◎故米澤尙三君追悼之辭(省略) 山口 金 作氏

◎故堺筑水君追悼之辭(省略) 清水 久 男氏

◎故網島佳吉君追悼之辭(省略) 高橋 杵 三氏

◎故蘆田慶治君追悼之辭(省略) 大塚 節 治氏

◎故デヨード・オルチン君追悼之辭(省略) 海老澤 亮氏

◎故ジョン・シー・ベリー君追悼之辭(省略) フランク・ケリー氏



◎故ジュリア・ギユリツク嬢追悼之辭(省略) 野口末彦氏

★社會事業委員協議會 正午より二時まで大阪教會三階青年科教室に於て竹内愛二氏の司會の下に開催された。先づ午餐を共にし、食後自己紹介をなした。

竹中勝男氏は「近世日本の社會事業と組合教會」と題して發題講演をする、その大要左の如し。

「現代非常時は第一に國際的方面、第二に經濟的方面、第三に文化的方面から論ずることが出来る。國際的方面に於ては關稅問題、各國の軍備等、第二の經濟的方面に於ては、各國に於ける無産者の増加、一九二七年より九年に亘る不景氣、第三の文化的方面に於ては、自國民の意識を發揚し、文化を狭い庭に幽閉して居るナチスの如き極端なるものと云へやう。宗教に於ても國民精神の勃興と共に、日本的キリスト教の如きものが出来る傾向あり、此かる時代にあつて我等基督教徒は如何なる使命を有するであらうか。我が國に於て痛切に感ずる事は文化の危機である。我が國に於ては文化を有するものは、中産階級以上であつて、多數者なる無産階級は文化を有せざるものである。そこに大いなる危機がある。迷へる羊が國民の大部分である。我れらキリスト教徒は中産以上の間に立籠つて徒然として居られるであらうか。我れらは迷へる羊の中に我等の使命を見出して行く處に大なる意義があると思ふ。基督教は己を隣人に與へる處に大いなる使命があるのである。組合教會が我が國に誇り得る處はキリストの愛の實行者を多く持つてゐたことである。石井十次氏の如き、留岡幸助氏の如き、有馬四郎助氏の如き、八濱徳三郎氏の如き、實に日本文化の開拓者である。虐げられし者に對し愛の實踐を示したる事によつて日本文化に盡したるは之等の先輩諸氏である。斯かる我等の精神を組合教會全體に反映せしめねばならぬ。」

更に竹中氏は目下社會部にて研究しつつある社會事業家列傳の研究もほぼ終結し近く出版の豫定なる事を報告し、

尙念の爲列傳中に掲載する人名を謄寫印刷せるものを一同に配布してその批判を求めらる。その後引き続き高橋信一、八濱徳三郎、逢阪信吾、岩間松太郎諸氏の意見發表もあり、左記聲明書を總會に發表することを決めて散會した。出席者四十五名。

聲 明 書

今や世界は未曾有の危機に遭遇し、幾多の深刻なる社會問題簇生し、吾人の身邊を脅威し、速かに解決さる可きことを要請してゐる。特に吾等日本の基督教徒が現下の國際的、社會的狀勢の下に在りて、眞の世界平和確立のため如何にして寄與すべきかは教界内外人の非常なる關心を有する處である。幸にして基督教界此事實を認め、其神學は發展して幾多の人士が實踐を神學的に基礎付けんと腐心する迄に立至つてゐる。米國の如き基督教會聯盟を始め各派が深き神學的反省を根據として各實踐のプログラムをたて、米國會衆教會亦新たに「社會的實踐評議會」なるものを設置するなど、此方面に非常なる活氣を呈してゐる。斯かる時機に際し我が日本組合基督教會は一面福音の實踐に就て愈々眞劍に傳道すると共に、他面教會員をして舉つて社會的實踐に邁進せしめ以て眞に時代の要求に即したる方法を以て神の國實現のために愈々貢献する處あらんことを希望して、やまず。

右聲明す。

昭和十一年十月十二日

第五十二回總會

社會事業委員協議會出席者一同

★幼稚園事業關係者協議會

正午より午後二時まで大阪教會社交室で、岩村清四郎氏司會の下に開催された。會食後



原忠雄氏祈禱を捧げ、司會者は開會の辭を述べ組合教會關係幼稚園の現状について紹介さる。

次いで發題者頌榮保育專攻學校教師兒玉こま女史は、『幼稚園の禮拜』と題し、次の如き主意の講演をなす。

「幼兒に本當の禮拜が出来るかと疑ふ人もあるが、幼兒に眞の禮拜が可能なことは確實である。それには方法論としては禮拜の時間を保育時間の何處に置くか、その前後の關係を如何にするかと云ふやうなことも大いに研究を要する。と同時に聖歌、聖書、聖話、祈禱等を子供の生活にふれたものとする事が大切である。然し最も重要なことは全體の雰囲気であつて、それは禮拜指導者の人物、宗教體驗であつて深く考慮すべきである。」

次に「牧師より保母に対する希望」と題して明石教會牧師福井邦藏氏の講演があつた。大要左の通り。

「我等の幼稚園は教會の幼稚園である。如何なる人でも自由に教壇に立つことを許さぬ如く、教會の幼稚園に於てもしつかりした信仰を持ち教會に對して忠實なものであつて戴きたいのである。保母に對して婦人傳道師の仕事せよと要求するのは無理であるが、牧師としては忠實な教會生活をして下さいと願ふものである。」

東京つばみ保育園の荒木直高氏よりの通信を岩村氏より紹介あり、平田甫氏、岩村氏、太田正夫氏、兒玉氏等の間に意見の交換あり。岩村氏の發議にて明年もこの會を開くこと及び會の組織をなすために年鑑をつくつては如何、との動議あり決定する。

最後に、頌榮保育專攻學校長アカナ女史の挨拶があつて、青山牧師の祈禱を以て閉會した。出席者四十一名。

#### ★報告及議事

午後二時、讚美歌五百六番を歌ひ、渡瀬常吉氏祈禱を捧ぐ。

・議長「特別審査委員會の報告を承りたいと存じます。」

・岡部五峰氏（二四八番）「重大なる問題に拘らず、議員の出席が少數の様であります。少々お待ちを願ひます。」

特別審査委員會は審査に手間取つたと見えて、二時を越ゆるまでかかり、此の時南石委員長議場に出席する。

・南石福二郎氏「特別審査委員會は一名の缺席者なく、昨日半日、今日は午前九時よりの時間も拜借して、熱心に

検討論議を致しました結果、決議文を提出することに相成りました。今朝讀致します。

#### 決 議

本委員會は機構改善調査委員會提出の議案全般に亘り討議研究を遂げたる所本議案の重大性に鑒み本總會開期中に之を十分審査する時日なく且用意に缺くる所あるを以て本案を慎重審議するため十一名の委員を本總會に於て選舉し第五十三回總會に其結果を報告せしめ、同總會に其決定を俟つを適當なりとの結論に達せり。

#### 機構改善調査委員會報告特別審査委員會

少しく之れに就て御説明申し上げたい。誠に色色議論が區區になりまして、無理に進めて行く時は徒に議場を混亂せしむることを恐れ、尙且つ我我が討論するには餘りにも力のない者であることを悟つたのであります。一には此の報告書が私共の手に入つたのが遅かつた。大多數の人は議場に來て始めて手に取つて見たのであります。成程各教會に豫め配付されたかも知れないが、部数が少かつた。各教會一部づつであつたから、代員として出て來た人々の中で見さへしなかつた方があるわけで、従つて此の報告書にある調査會案を熟讀し、之れを究める時間がなかつた。左様した次第であるから、急いで此の議場で決めてしまふには餘りにも重大である。といつて調査委員各位の過去一年間の苦心の努力には私共滿腔の感謝を捧げ、その勞を多とするものであります。此れ程のものを、我々認識淺きものが審査討議することは失禮と存じますので、特別の委員を擧げて今年間充分に各方面より審議して戴き來年の總會に報告し、來年の總會は直に之れを上程する事にして欲しいといふのであります。決して此の案



の消滅を意味するのではないのであります。而して來年はもつと早く報告を印刷に附し、もつと澤山少くとも役員數位は、各教會に御配付願ひたい。更に特別委員の數は十一名であるが、各種委員銓衡委員をして選ばしめた倍數の候補者中より總會に於いて選舉して戴きたい、といふのである。尙少數意見として候補者は理事及委員候補者銓衡委員をして選ばしむべしとあつたことも併せて御報告申し上げる。尙費用は教勢調査審議繼續費の中より壹千圓を限り支出しては如何といふことであります。

・議長「只今の御報告に對して御質問あらばお願ひします。」

・中村正路氏(二六番)「慎重審議をされたことと思ふが何處に此んな決議をなさるやうな困難があるのでせうか。我々に決議する能力がないといふのか、今迄議場で議した事は何處迄受け容れるのであるか。」

・南石委員長「第一讀會は濟んだものと認めて居る。淺いと思つて審議し始めたが、實は中々傷の深いものがある。吾人が輕卒に取扱ふべきものでない。より良い醫者の治療に俟つべきものと思はれた。」

・中村正路氏(二六番)「其の問題になつた箇所をもつと具體的に示されたい。」

・西尾幸太郎氏(二五二番)「只今の南石氏の御言葉に就いて一寸質問したい。傷が深いとは何事であるか。傷を癒す爲に出したものであるが、委員長の御言葉は不適當と思はれる。何處に傷があるのか。」

・南石委員長「悪ければ取り消します。」

・鈴木浩二氏(八三番)「調査委員としては、現状に即した案として提出したものであるが、此うした審案委員會の決議が出た所以のものは、中村氏の御質問も出てゐるのであるが、お示し下さる様。又明日も議事があるのであるが、夫れ迄議しての上ならば兎に角、時間があるのに見切りをつけたのは何故であるか、調査委員會のやつた

事に粗漏の點があるといふのか。」

・南石委員長「主として私共の違着せる點は、二十三頁である、『教職銓衡規程草案』であるが、殊に第三條、第四條、第六條三、四に就いて委員の説が區々となつたので、委員に反映せる總會全體の説が區々であることを感じたので、無理な妥協案を出すことは輕卒であり議場を混亂せしむるを恐れた餘り、時日を藉して充分に審議をした上で、といふ意見なのであります。」

・鈴木浩二氏(八三番)「教職銓衡規程草案にひつかゝつた様であるが、私が説明の任に當る者であるのに何故お呼び出しにならなかつたのか。少しも説明を聴くためにお呼び出しにならずに、審査委員の自己流のお考へを以てなされたことを誠に遺憾とするものであります。」

・野口末彦氏(二一〇番)「只今委員長の御説明によると主として教職銓衡規程だけのことであつたやうであるが、他の事は問題にならなかつたのか。又來年迄に夫々の項目を審議せよとのことであるか、もう一度全體を再審査再審議せしむると云ふのであるか。」

・南石委員長「此の案に就いて纏りかゝつてゐるものがないではない。然し主要點が教職銓衡規程第三、四、六條にあることを考へて、而も此所に躓くならば全體に影響するものあるを思ふた。更に若し規約修正案を逐條審議するとすれば、とても時間が足りぬ。憲法修正であるから、輕卒に決めたり變へたりしては悪いと思ふた。」

・野口末彦氏(二一〇番)「さうすると、本部の機構、總會に關する點、總てに關してあるか。」

・南石委員長「勿論全體に亘つて審議しました。」

・野口末彦氏(二一〇番)「さうすると、此の案には良い所がなかつたと仰有るのですか。」



- 南石委員長「委員の勞を多とするものであるが、之れを憲法とするには、モ、ト、モ、ト、慎重にする必要ありと認めたのである。」
- 中村正路氏（二六番）「今度出来る筈の特別委員の権限は如何。新しい調査委員は之れを全部ヒツクリ返すことが出来るのか。千圓といふ金は決して少ない金ではない。」
- 南石委員長「特別審査委員の繼續と見て良いと思ふ。」
- 小山寅之助氏（三〇番）「此の案が提出された由來は過去數年に亘る組合教會の宿題であつた事を思ひ合せる時にハツキリすると思ふ。而、特別委員会のお取り扱ひは尤もと思ふ。が、委員會の經過の一例だけでもいゝ、示して戴きたいものである。」
- 南石委員長「委員會に於ける個々の意見に關しては答辯致さない方が穩當だと思ひます。」
- 高橋信一氏（一八番）「機構調査委員會は是非通過させたいとの熱意を持つて居らるゝのか、何うか。」
- 南石委員長「然りと信ずる。」
- 高橋信一氏（一八番）「それならば、或一部は延期するにしても、他の部分を通過するといふ様な意見はなかつたのであるか。」
- 南石委員長「先刻の私の言葉に不充分の所があつて、西尾先生にお叱りを受けたが、何とかしたいと存じたが或一點をほちくり出すと、累を全體に及ぼす恐れがあると思ふ。」
- 高橋信一氏（一八番）「不備の點があるから返上するといはるゝのであるか。」
- 南石委員長「左様ではありません。返上しやうなどといふのでは決してありません。此の儘繼續して、來年の總會に報告して、更めて慎重に討議したいのである。」

- 渡瀬主一郎氏（三四番）「特別審査委員と調査委員との間に折衝會でもお開きになりましたか。」
- 南石委員長「あります。調査委員會全體とではないけれど、鈴木委員長にお出でを願つた。」
- 中村正路氏（二六番）「先刻の私の質問の主旨は、委員會の意見が經らないとするならば、寧ろ深く議場に投げ出して逐條審議し通過するものは通過させる方が良くと思ふが、左様した御考へはなかつたのか。」
- 南石委員長「それでは駄目だ、中心が駄目なのだから。」
- 鈴木浩二氏（八三番）「委員長は調査委員と特別審査委員との間に折衝が出来たやうにお答へになつたが、そんなことはなかつた。遺憾な點は、審査委員の主觀的態度である。私が呼ばれたのは、委員會は此うした意向であると報告されただけであつて、決して折衝を受けたのではない。更にお尋ねしたいのは、調査委員會のしたことは不十分であるといふのか。サツパリ役に立たないことだつた、といふことに取つて宜いか。も一つ、新委員が爲ることは此の案に基くものだけを取扱ふだけなのか、それ以上のことをすることが出来るのか、といふことをお尋ねしたい。」
- 南石委員長「本案が粗漏とは考へぬ、と同時に完璧とも考へぬ。」
- 齋藤忠郎氏（二二一番）「何か誤解がある様に思ふから南石さんの御説明につけ加へて申し上げやう。鈴木さんの仰有つた『審査委員の主觀的態度が遺憾である』といふ點、左様仰有られると誠に輕卒の様だが、委員中には教師會、信徒協議會で既に御説明を聞いたものもある。懇談にお話したものもあるのであるから、公式にお呼びしなかつたから粗漏であつたと言はるゝ事は、此うした總會としては甚だ遺憾である。此の案はお互ひに關聯あ



ることであつて、教職銓衡規程草案が決めれば、他の總てが解決するものと見た。問題の中心に於て根本的に意思が相違してゐるのである。例へば東京に行くものと九州に行くものとは梅田までは一緒に行けるが、それから先は何うしたつて一緒には行けぬ。剩りに議案となつたのが一日遅れてゐる。實は前の教勢調査委員案が更に一年間の研究を経て、此の報告案となつたのである。故に更にもウ一年延長しても何の不都合があるか。下手すると組合教會の分裂を來すやうな結果を生ずる様な案であるから、モット慎重に調査してもいい。」

・渡瀬主一郎氏(三四番)「更に折衝會でもなさる御意向はありませんか。」

・南石委員長「ありません。委員會の意志はもう決定しました。」

・高木貞衛氏(二五〇番)「御承知の通り此の調査委員會は昨年の總會の決議に基いて出來たものであるが、その決議に『我が組合教會の現狀に鑑み我が教會機構を改善強化する必要を認め……』とある點が大切である。最も急を要するものである。齋藤忠郎君の言の如く、先の審議會報告中のあるものは實行されたこともある。更に調査の結果この案が生れて來たものである。その間に天下二分説も出て來たりして、私共は内外の事情緊急を要すると信ずるものであるが、委員會はその點をお考へになつたのでありませうか。重大問題であるが故に慎重にお考へになつたのであらうか、何うかをお尋ねしたい。」

・南石委員長「遷延することの出來ぬものであることは考へて居りました。事の急を要するを感ずることは高木さんに同感であるが、天下二分説から段々と此ういふことに纏められた委員の努力には敬意を表するが、而も事の重大なる餘り無理に之れを決することの實に憂慮すべき結果を來すことを恐れて此く取り扱つたのである。」

・高木貞衛氏(二五〇番)「何うも無理にといふ御言葉が分りませんが、之れ之れの點は受容れることが出来る、之

れ之れは棄てるといふ御報告があれば又考へ様もあるのであるが、それに又時間がないと仰有るが、明日もあることであるが、此ういふことに委員自ら能力なしと云はれるのか、それとも云ひ難いと仰有るのか、もつと親切に報告ありたいものと存じます。」

・南石委員長「機構の點には大體一致を見たが、選舉の方法に異論あり、理事の數についても中々異論があつた、六名でなく九名の方がいいといふ議論もあつた。之れらは多少の修正を以て通過させることも困難でなかつたらうが、教職銓衡規程の點に區々の意見が對立して纏らぬ。而して之れを切り離すことは出來ぬ。故に此の調査委員案全體に關して充分の調査を要すと認めたのである。後一日議事の日が残つてゐるではないかとお叱りも尤もと思ふが、もう一日位では何うすることも出來ぬ、見透しが全然つきません。」

・議長「こゝらで質問を打ち切つては如何でせうか。」

(打切り!)の聲もあつたが、反對が多かつた。

・高橋信一氏(一八番)「それならば教職銓衡規程の第六條但書を修正すればよいのではないか。」

・南石委員長「字句の上では成程關聯はないが内部に流れてゐる精神に異論があつた。」

・中村正路氏(二六番)「先刻からのお話によれば、教會の方でもウ少し諒解を得た方がよいといふことであるが、それならば、之れを此の儘に持ち歸つて各教會に於て充分練つて來年の總會に持ち越すといふわけにはいかないのであらうか。」

・南石委員長「それでこそ、特別審議委員を必要とするのである。」

・齋藤忠郎氏(二二一番)「中村さんの仰有るやうなことは意見としてお出しになれば宜い。」



- ・岡部五峰氏(二四八番)「委員長も大分お疲れの様であるから、齋藤さんとお二人で御答辯なさる様にされたいと存じます。」(賛成の聲あり。)
- ・鈴木浩二氏(八三番)「此の案の中には、機構改善のことはかりでなく、當然規約の修正すべきものがあるのであるが、その點なんとかお考へになつたのであるか。例へば第十四條の如きである。」
- ・南石委員長「其の點まではまだ觸れてゐない。」
- ・鈴木浩二氏(八三番)「それならば粗漏の點ありといはれても仕方がない。今やつて置いて貰ひたいものがあるからやつてもらひたい。」
- ・齋藤忠郎氏(二二一番)「左様な惧れがないでもなかつたから、委員は解消して居らない。そういう事ならば、何度でも委員会を開きます。」
- ・議長「調査委員会と特別審査委員会との折衝會を致しませうか。」
- ・中村正路氏(二六番)「昨年任期二年説を主張したのであつたが、顧みられなかつた。聊か先見の明を誇り得るわけであるが、今迄の例によると調査委員、何々委員と幾度も繰り返へすやうなことになるはしまいか。」
- ・南石委員長「そんな懸念はありません。」
- ・渡瀬主一郎氏(三四番)「今一度折衝會を開いて戴きたいといふ緊急動議を出します。」(賛成の聲多し。)
- ・齋藤忠郎氏(二二一番)「此うした意見には委員会としては賛成し兼ねます。大切な點が解決されればよいのである。」
- ・逢阪信吾氏(一九二番)「私の考へる處によれば、南石委員長の報告は一應承つて置いて、議場は審議を續けたら

ば宜いと信ずる。」

- ・渡瀬主一郎氏(三四番)「双方の意のある所は夫々分つてゐるが、その間に折衝をして欲しいといふのである。」
- ・議長「では決を採りませう。……」
- ・西尾幸太郎氏(二五二番)「特別審査委員会の意見は折衝の必要なしといふことであるが、此處でそんな決議をした所で一方的になつてしまひはしまいか。その場合委員会は議場の決議に従ひますか。」
- ・齋藤忠郎氏(二二一番)「勿論従ひます。」
- ・高木貞衛氏(二五〇番)「心配無用。折衝するのが親切な仕方である。」
- ・菅原菊三氏(一二六番)「折衝とは妥協せよと仰有るわけなのでせうか。」
- ・渡瀬主一郎氏(三四番)「左様ではない。議場に兩者の對立を見せてゐることを遺憾と思つてゐる。」
- ・芹野與太郎氏(一一六番)「それは仕方がない。」
- ・議長「採決致します。」とて舉手を求むれば、  
折衝の必要なしとする者 五四名  
折衝の必要ありとする者 八四名
- ・議長「それでは兩委員の折衝會をして戴くことに決定致しました。恰度時間が参りましたから、來訪者歡迎を致すことに致します。」

★來訪者歡迎 三時三十分、來訪者諸氏を壇上に招き設けの席に着いて戴き、讚美歌五百二十二番を歌ひ

- ・議長「御鄭重に御來訪せられました方々を御紹介申し上げます。」とて順次紹介すれば、左の如く各種の團體を代



表して挨拶された。

- ◎日本基督教聯盟代表 海老澤 亮氏（挨拶省略）
- ◎日本基督教會代表 桑田繁太郎氏（挨拶省略）
- ◎同志社總長 湯淺八郎氏（挨拶省略）
- ◎國民純潔同盟代表 岩間松太郎氏（挨拶省略）
- ◎日本日曜學校協會代表 西阪保治氏（挨拶省略）

・議長「既に披露致しては居りますが」とて此の際今一度、美善教會年會長と英國聖書協會よりの祝電を披露し、代表者諸氏に對して謝辭を呈す。

議長木村清松氏を招けば、木村牧師は海外傳道會長小崎道雄氏に代つて比島ダバオ駐在の大久保忠臣氏を議場に紹介する。大久保氏はダバオの情況を興味深く語り、今は傳道五年記念事業として瓜哇傳道への途上であるが、若い同志社出身の方々の協力を待つ、御加禱を願ふと、アツビルルされた。

竹内愛二氏は社會事業委員協議會司會者として同協議會席上での聲明書（七七頁所載）を發表する。

讚美歌五百八番を一同で歌ひ、福井邦藏氏の祈禱を以て閉會する。

**★青年大會** 十日午後の婦人大會と同様、本年始めて總會プログラム中に編入されたものであるが、（是れに先立つて第九回日本組合基督教會男女青年會聯盟全國大會が午後四時三十分より開會された。代員並に傍聽者の出席百九十二名、野々村純平氏司會にて聖別會を開き、岸田耕讀氏の獎勵あり、引き続き梶川信宏氏座長となり、諸報告並に議事をなし、田中久雄氏は聯盟強化擴大委員の報告をなし、次いで堀内金太郎氏は聯盟名稱變更の件即ち青年信徒

聯盟を男女青年會聯盟とせし事の事後承認、中央委員の紹介、中央聯盟事業報告、各地聯盟の事業報告をなし、一同撮影の後、晚餐會に移る。出席者約百六十名。田中久雄氏司會し挨拶をなす。晚餐を終り引き續き、午後七時より大阪教會聖堂に於て舉行された。雨天にも拘らず二百四十名の來會者あり、聖堂正面には「我は火を地に投ぜんとて來れり」なる標語が大書されており、青年大會に相應はしき情景であつた。司會者遠藤作衛氏開會を宣するや、勇壯なる同志社中學のプラス・バンドの伴奏にて「御神とともに進め」を一同齊唱し、聖書、祈禱の後、再びバンドの伴奏で聯盟歌を一同で歌ひ、聯盟大會愈々白熱化し來りし時、文學博士佐野勝也教授は「汝なほ一つを缺く」と題して講演をされた。

講演の要旨は「富める青年は永遠の生命を求めてイエスの許に走つたが、イエスより汝なほ一つを缺くと云はれて失望して去つたのであるが、富める青年はイエスに凡てを棄て、飛込んで行く態度が無かつたのである。青年の最も大切な態度は最善なる者に飛び込んで行く態度である。キリストは恐く諸君に對し富める青年に對し給ふた時と同じ愛の目なごしを以て注視し給ふであらう。何となれば諸君、教會青年は、富める青年が左様であつた如く、一般社會の人々から模範青年と見られてゐる。だが我々のうち幾人がイエスから「汝なほ一つを缺く」と云はれないですむ者があるであらうか。青年は時代と共に流れて行く。時代への感激は青年の特徴であるが同時に缺點でもある。イエスは青年であつたが、流れ行く時代と共に流されはしなかつた。私たちはイエスの精神が遂には我が日本否全世界を絶對的に支配する日の來ることを確信してゐる。我々はこの來るべき日に「汝善く職へり」とキリストに賞でらるる者となることを心がくべきである。」

とて、一同に深き感銘を與へた。讚美歌一六三をバンドの伴奏で唱ひ、各地聯盟代表者の七分間意見發表があつた。



川村泰二郎氏(北海道)、濱口重秀氏(京濱)、小谷英夫氏(中國)、高津清氏(兩毛)、川上喜三氏(兵庫)、堀内金太郎氏(大阪)で何れも烈火の如き意氣を示し、會衆を緊張せしめた。次いで司會者は一般集會者中より三分間意見發表を求めし處、松野文治氏は「此の大會のメッセーヂを成文として發表しては如何」と動議し、賛成者があつたので司會者は起草委員として松野文治、堀内金太郎、清水久男、錦織貞夫諸氏を指名し、「青年は我が國教化の爲に組織的の方陣隊を以て悪魔の陣營に突き進むべきである」と奨励する所があつた。此くて大祈禱會に移り、宇野勇次氏司會し、熱心なる祈禱が捧げられた。祈禱會終るや松野文治氏は起草委員を代表して決議文を講壇上に掲げて説明し、一同拍手を以て之れに賛成し、野々村純平氏は立つて一同に大阪を代表して挨拶をなし、各地代表者の要望を容れ、緊急動議を提出した。即ち、「聯盟會員が年一回を捧げて新地開拓をなすべし」と云ふのである。會衆中より熱心なる賛成者起る。司會者遠藤作衛氏は「熱意だけでは不足である。組合教會本部とも聯絡を取り、種々考慮する必要あれば、中央委員に之れを附託して具體案を作成する必要がある」との意見を添へて一同の起立を促した處、會衆は總起立して固き決意を示した。

#### 決議文

我等組合基督教會男女青年會聯盟は今日我等基督教青年に與へられたる我國教化の重大使命を痛感す。茲に結束を堅め組織の力を以て福音の第一線に立たんことを決議す。

右主旨を達成せんが爲め左記の實行を期す。

#### 左記

一、全國教會内に強力なる青年會を確立せしむること。

一、未加盟の教會青年會を聯盟に加入せしむる様勧誘せしむること。

一、聯盟は諸教會青年會との連絡を一層密接ならしむると共に各部會聯盟相互の提携を充實せしむること。

一、青年會の全聯盟員は一年に金壹圓を献げ(滿洲の如き)然るべき傳道地に教師を送り新たなる傳道地の開拓をなすこと。

### 第五日 (十月十三日、火曜日)

★報告及議事 午前九時、讚美歌(六十四番)を歌ひ、今泉議長祈禱を捧げて開會。

田中書記昨十二日の議場に於ける決議録を朗讀し、承認可決す。

議長「一寸おはかり致します。來訪者歓迎の際、來訪者に敬意を表して番外議員に推薦する例なっておりますが、昨日はその事がなくて済んでしまひました。遅くはなりましたが、

桑田繁太郎氏(日本基督教會代表)

西阪 保治氏(日本日曜學校協會代表)

大久保忠臣氏(比島ダバオ教會牧師)

此の御三人を番外議員に推薦致したいと思ひます。(拍手)

議事に入つても宜しう御さいませうか。……昨日渡瀬主一郎君の動議によつて、兩委員は折衝會を開かれましたが、その折衝の結果を、特別審査委員長より御報告願ひます。」

・南石委員長「昨日の御決議に基きまして特別審査委員は調査委員と折衝の結果、規約修正案の一部を除いて大體として御同意申し上げることゝ致しました。教職銜規程草案と規約修正案の一部とは始めの報告の通り、十一



名の委員に附託致し來年總會迄持ち越すことに致しました。最初私共委員達は、今規則を改正し、來年又又改正するといった具合に何度も何度も、所謂規則いぢりを繰り返すことはよくあるまいといふ所から、全部を來年まで延期することに決めたのであつたが、昨日折衝の結果困難な點を除いて、比較的軽い修正を加へまして御報告申し上げることになりました。逐條申し上げませう。(議長、「先づ最初に延期する場所をお願ひします。」と注意すれば)それでは延期する個所を申し上げます。

◎九頁 第一章 總則 第一條乃至第四條 全部。(本書一八九頁掲載)

◎二三頁 日本組合基督教會教職銓衡規程草案 全部。(〃 一九七—八頁掲載)

◎二七頁 日本組合基督教會恩給資金規程修正草案。(〃 一九九頁掲載)

◎二八頁 日本組合基督教會中央基金及恩給資金細則修正草案 右二は二三頁の規程に伴ひ全部。

之れだけを來年總會まで保留することに決定致しました。修正を加へまして議場に報告御審議を願ふべき部分を逐條申し上げます。(一二六頁以下及一八九頁以下参照)

◎九頁 第二章 教會 第五條乃至第十條 無修正

◎一〇頁 第三章 教職 第十一條乃至第二十條 原案通り

◎一一頁 第四章 部會 第二十一條乃至第二十六條 原案通り

◎一四頁 第五章 總會 第二十七條乃至第三十五條 此處では一箇所(嚴密に言へば二箇所)の修正を加へました。

◎一六頁 第六章 事業 第三十六條乃至第四十二條 これも修正を加へた。

◎一九頁 第七章 役員 第四十三條乃至第四十四條 之は可成り面倒な所で大修正を可成り加へました。

◎二一頁 第八章 職員 第四十五條 は無修正。

◎二二頁 第九章 委員 第四十六、七條 は一個所修正。

◎二二頁 第十章 經費 第四十八、九條 無修正。

◎二二頁 第十一章 修正 第五十條 無修正。

◎二五頁 日本組合基督教會理事會規程修正草案 之れに僅かの修正を加へて同意した。

◎二九頁 日本組合基督教會傳道師養成獎學金規程修正草案。

◎二九頁 日本組合基督教會傳道献身者獎勵に關する規程修正草案。

◎三〇頁 日本組合基督教會會堂建築資金規程修正草案

之等の修正は、規約修正の結果當然起り來つたものであるから、其儘に承認しました。

尙保留しました案に對しては、昨日申上りましたことを繰返すことになりましたが、各種委員銓衡委員をして倍數の候補者二十二名を挙げしめて、その中より選舉する十一名の特別委員に更に調査研究をして戴く、といふのであります。但し之れには理事及諸委員候補者銓衡委員を以て候補者を挙げしむるとの強い少數意見のあつた事も御報告申し上げて置く。尙又特別委員の報告書は總會前一箇月には各教會役員の数に應ずる位御送附を希望する。費用は教勢調査審議繼續費より出して戴くことにする。」

・理事西尾幸太郎氏「その繼續費は殘額二百圓程しかないが、それでよろしいのですか。」

・議長「詳細の所は逐條審議の折に願ふとして、大體の所で御質問を願ひます。」



- 松本雅太郎氏（一五番）「本案に就きましては誠に忠實に周到の審査をされ、懸念も解消して曙光を見出したことは感謝である。之れは南石さんにお尋ねするのではないが、委員会は規約第一章を全部保留されました。その中にある。第四條は建議案に觸れるが、提出者は何うお考へになつてゐるのか、岩村氏にお聞きしたい。次には調査委員会は南石氏の報告の如くに修正することに御同意の意向がありますか。鈴木氏にお伺ひします。」
- 岩村清四郎氏（二一五番）「本部を東京に移轉することに關する建議案を出しましたが、松本氏からのお尋ねに對して、調査案に關聯するものであると御返答しましたが故に、本案が保留される以上之れを撤回します。」
- 議長「延期に伴つての撤回であつて、若し議場が論議する時には矢張り出されるのであるか。」
- 岩村清四郎氏（二一五番）「その通りです。」
- 鈴木浩二氏（八三番）「松本氏にお答へ致します。兩委員會相互の話し合ひで、諒解が出来た上、南石氏の報告となつたものである。私共調査委員會のもの後に残つて色々考へた結果、今の御報告の様に賛成することにした。延期された部分、若し議場で變な修正を加へらるる様なことになれば、それこそ骨抜きとなつてしまふから、寧ろ延期された方がよいと信じて御同意する次第である。」
- 高橋信一氏（一八番）「第一章が保留された理由は第四條にあるのか。」
- 南石委員長「第一條の點にも觸れぬではなかつたが、主として第四條である。」
- 高井慎一郎氏（七三番）「第一章を延期と云はるるが、延期でなくして現行規約の儘といふ方が本當でありはしまいか。」
- 南石委員長「修正案を延期するのであつて、事實は現行規約のままとなるわけである。」

- 高井慎一郎氏（七三番）「延すのでなくて、委員を擧げて再審せしむるといふわけである。」
- 高木貞衛氏（二五〇番）「借越ですが延期すると仰有るから、左様した御質問が起るのである。修正案を再度慎重審議せしむと仰有ればよい。」
- 南石委員長「全くその通りであります。」
- 逢阪信吾氏（一九二番）「二十頁の第四十四條二の修正に就いてお尋ねする。『擧グルコトヲ得』とは擧げないでも宜しい、といふ風に解して宜しいのであるか。」
- 南石委員長「左様で御致します。」
- 渡瀬常吉氏（一二番）「第四條の何處に難點があるか。『必要ニ應ジ適當ノ地ニ支部ヲ置クコトヲ得』は何も問題に  
ならないではないか。」
- 南石委員長「それが難點！」
- 渡瀬常吉氏（一二番）「何かを豫想するから難點となつて來てゐる。それは悪いことだ。」
- 岩城忠四郎氏（七一番）「實にハツキリしてゐるではないか。私も渡瀬氏と一致するわけだが、難點などありはしない。若しありと仰有るならば、支部を置き得るのが悪いのか、本部が大阪市にあるのが悪いのか。何ちらが難點となるのであるか。」
- 南石委員長「相關聯してゐる。」
- 野口末彦氏（二一〇番）「第一條も問題になつてゐるのではないか。」
- 南石委員長「第四條だけである。」



- 岩城忠四郎氏（七一〇番）「若し大阪に本部のある事が問題なりとすれば、現行規約の修正となつて来る。」
- 渡瀬主一郎氏（三四番）「之れは直接に現行規約の修正となさつたら何うですか。」
- 島中博氏（一一一番）「修正規約の實施期日は？」
- 南石委員長「それは私共の権限外であります。」
- 渡瀬主一郎氏（三四番）「急を要するといふことであるが、夫れを御存じなく審議されたのでありますか。」
- 野口末彦氏（二一〇番）「代員数などにも変更があるのであるから、來年の總會より實施さるべきである。」
- 島中博氏（一一一番）「審査委員、調査委員の何れもが急を要することを力説されて居るが、或一點に修正を加へれば、現總會で實施出来る途が有らぬか。」
- 日能倍太郎氏（二四七番）「實施の時期であるが、それは此の決議が確定した時に始めて起る問題であつて、私としては其際に動議を出す積りである。役員殊に會長の選挙が重大のことであるが、それは改正規約によつて成立した總會が選ばなければならぬのである。夫れには相當の準備が必要である。此の中に附記がないのであるから、實施の時期は別問題とせねばならない。」
- 議長「實施の時期に就いては切り離して考へたら如何なものでせう。」（賛成の聲起る）
- 安東長義氏（一〇一番）「期日が明確にならない以上は此の案を議することが出来ないから、之れを先決問題として戴きたい。」
- 高井慎一郎氏（七三番）「施行期日の附記がないから、決議が出来た時に修正案が効力を發生するものと考へて宜しい。疑を持つ人は總會母體について疑つて居られるが、規約の修正をなし得る總會は會長を選挙する資格がある。これは問題ではない。故に此かることを議する必要はない。」
- 議長「安東さんの動議に御賛成がありますか。」（有りとの聲起る。）
- 議長「安東説に賛成の方は挙手を願ひます。」
- 少数にて否決となる。
- 議長「質問を打ち切り討論に入ります。先づ第一に、松本雅太郎氏に賛成演説を願ひます。」
- 松本雅太郎氏（一五番）「審査委員報告を全部賛成致す者であります。」（下略）
- 議長「次に渡瀬常吉氏の御意見を。」
- 渡瀬常吉氏（一二番）「松本君と私とは親しい友人であります。不幸にして今朝は反對意見を述べねばならぬ。私は調査委員報告を全面的に支持する一人である。」（下略）
- 議長「以上に述べられた御二人の説と異つた御意見があるならば、御願ひします。」
- 菅原菊三氏（一二六番）「私は審査委員の一人として、少数意見を保留したものである。今組合教會は危機に直面してゐはしまいかと思ふ。組合教會の精神は獨立自治にありと信ずる。會長制度は之れに矛盾する。依つて全部を……。」
- 議長「一寸、説のある所を簡単に。」
- 菅原菊三氏（一二六番）「私の意見は、更に一年調査審議して充分検討すべし、といふにある。」
- 議長「以上出ました御意見は三通りにならうと存じます。①審査委員の報告を承認するといふ松本説。②調査委員報告即ち原案を賛成するといふ渡瀬説。③再審査をなし來年總會に提案せしむべしとする菅原説。此うした三



通りの説になりましたが、意見をウ、と言つて戴きたい。(意見提出者なし)御意見がない様であるが、それでは採決に移りたいと思ひますが、規約修正のことであるから三分の二以上の賛成を以て成立するものと思ひます。菅原説だけは過半数で宜しいと思ひます。如何でせうか。」

・日能倍太郎氏(二四七番)「御説の通りです。」

・佐藤吉郎氏(一一二番)「菅原説は松本説、渡瀬説の何れかが採擇されれば自然に消滅する筈である。」

・議長「若し松本説、渡瀬説共に三分の二に達しない時には、決選とでも言つたことで決めるのでせうか。」

・日能倍太郎氏(二四七番)「修正するか、修正せぬかを決めるのであれば過半数で宜しい。」

・議長「では先づ採決の方法を議場の過半数で決定したいと思ひます。日能氏の仰有る様に三分の二を必要とするといふことと、過半数でよいとすることと、何れにするかを伺ひたい。では最初に過半数でよいとする方は……。」

議長騒然、渡瀬主一郎氏其他立つて發言するも聞えず。議長仍つて聲を張り上げて、

・議長「唯今申し上げましたことを取り消して、議長の考で取り計ひます。(拍手)日能さんの御説に従ひ、三分の二以上の賛成を必要と致します。逐條審議のことは後の問題と致し、全體として何方を探るかを決めたい。どちらを先に致しませうか。」

・日能倍太郎氏(二四七番)「それは特別審査委員報告の方即ち松本説を先きにすべきである。」

・議長「南石委員長の報告を探ることに御賛成の方は舉手を願ひます。」點呼の要あり、との聲を聴えたが、必要なしといふことになる。

・議長「賛成者は百十三名で、全員一六四名の三分の二即ち一〇九名を超えてゐます。松本説即ち特別審査委員報告の修正案が通過致しました。」(拍手頻りに起る)

・議長「松本説の様に、委員修正案その儘即ち逐條審議の必要なしといふことを採決します。御賛成の方は舉手を願ひます。……百十一名、可決致しました。」

・議長「次に、再調査を願ふことに就いて御意見を。」

・佐藤吉郎氏(一一二番)「少数意見を尊重する……。」

・議長「それは後から。委員を擧げることには御異議は。」

(異議なし、の聲強し。)それでは十一名といふことは。

(異議なし、の聲あり。)それでは候補者倍數は何うして選びませうか。」

・前田彦一氏(七五番)「理事及諸委員候補者銓衡委員の中には中國部會の者が一人も入つて居ない。よつて、此の委員候補者は別に新銓衡委員を擧げて選んで欲しい。」

賛成の聲あり。

・議長「候補者を指名する委員に關しても三説出て居ります。①各種委員指名委員(七名)をして指名せしむるとの審査委員會説、②理事及諸委員候補者銓衡委員(十名)をして指名せしむるとの少數意見、それに③全く新しい十一名の委員を擧げて指名を託するとの説。此の三説に對して採決致したいと思ひます。」とて順次舉手に依つて採決すれば、賛成者第一説三十四名、第二説四十四名、第三説四十五名といふ事になり、第三説を採擇することとなつた。



- 議長「前田さん、その十一名は何ういふに選びませうか。(部會幹事長に！といふ聲あり)部會幹事長にといふ聲がありましたか如何でせうか。」
- 前田彦一氏(七五番)「結構です。」
- 議長「では、部會幹事長十一名に頼むことに致しまして、招集者は岩城忠四郎氏に頼みます。再審査委員の費用は繼續費で足りない時は何うなりますか。(と南石委員長の見解を確めた上)足りない所は何うにかするといふ事があります。」
- 日能倍太郎氏(二四七番)「動議あり。改正規約の實施期日を昭和十二年九月一日と定む。此の案の内には之れがないのであるから、理論上改正規約が決議されたと同時に効力を發生する事になるから、準備の時日なく不都合である。殊に新役員の選舉は此の總會では出来ぬ。臨時總會を開催せねばならぬ。更に來年九月一日迄延ばしても運行上差し支へあるまいと思ふから、此の動議を出す次第である。」
- 南石福二郎氏(一四五番)「本總會で選舉した理事の任期は何うなるのであらうか。來年の九月一日迄と見て差支へありませんか。」
- 日能倍太郎氏(二四七番)「左様なりませうね。」
- 寺澤愛之氏(三二番)「來年の總會は誰が招集するか。」
- 日能倍太郎氏(二四七番)「便宜上理事長が招集することになりませう。」
- 逢阪信吾氏(一九二番)「私は新しい動議を出します。實施期日を昭和十三年一月一日としたい。」
- 中村正路氏(二六番)「會長選舉其他を此の總會で出来ぬものであらうか、何とかしたい。」

- 高井慎一郎氏(七三番)「日能氏御説の通りとすれば、現在の代員は新しい規約による會長を選舉することが出来ないといふ仰有るのですか。」
- 日能倍太郎氏(二四七番)「左様であります。」
- 高井慎一郎氏(七三番)「私は反對意見を持つ。若し此の總會の決議を経れば出来るのであります。」
- 日能倍太郎氏(二四七番)「見解の相異と思ひます。」
- F・ケリー氏(二四〇番)「若し教會の會員數と代員數の割合を修正しないで置けば出来はしますまいか。其の點だけ來年に廻してといふことは出来ませぬか。」
- 日能倍太郎氏(二四七番)「私の動議をお破りになれば出来る。」
- 高井慎一郎氏(七三番)「理事の任期は來年の九月一日迄と考へて宜しいか。」
- 日能倍太郎氏(二四七番)「さうです。」
- 小崎弘道氏(一九七番)「私は此の總會で以て選舉しても差支へないと思ふ。規約に拘束されないでいふと思ふ。信仰と常識とで判断したらいふと信ずる。」
- 島中博氏(一一一番)「日能説に賛成します。信仰と常識と、誠に結構であります。それだけではいかぬと思ふ例へば東京から理事が出、調査委員が出てゐるのにも拘らず、突如として建議案が出たことなどは、信仰と常識とだけではいけぬことを益々認めざるを得ない。」
- 中村正路氏(二六番)「私は折角規約を改正したのであるから、今日から直に法律上論理上の不都合あらば兎に角として實行されんことを希望する。故に、此の動議に反對します。自然の成行にまかせられたい。若し急を要せ



ずとするならば、之れだけ大騒ぎをして決める必要はなかつた。」

・渡瀬主一郎氏(三四番)「直に實行せよ。」

・議長「來年の總會は理事長をして招集せしむべしといふことを附帶決議致しますか。」

・日能倍太郎(二四七番)

兩氏「必要なし。」

・高木貞衛(二五〇番)

議長「それでは採決に移ります。(舉手を求めた結果)

日能説に賛成八十七名、高井(小崎)説に賛成六十八名。修正規約は昭和十二年九月一日に効力を發生することに決定致しました。午後の議事に残されたものは、議案第四、第五、第六、第七、第九、それに報告第六以下第二十四までありますが、午後の開會時間を繰り上げて早く始めるといふ御意志はありませんか。(ありませんと叫ぶ者あり。)

讚美歌五百六十八番を一同齊唱し、栗原陽太郎氏祈禱を捧げ、大風一過、和氣堂に溢ちて最終日午前の議事は閉じられた。時に十二時十五分。

★議事及報告 午後二時、小崎副議長今泉議長に代り議長席につき、讚美歌二百七十九番一、四節を歌ひ、小崎副議長祈禱を捧げて、開會する。

・小崎副議長「今泉議長が教會員の御不幸のため歸神されたので、不肖私が代つて議長となり議事を進めますが、御協力下さいまして圓滑議事の進行を計りたいものと存じます。」とて日本バプテスト西部年會よりの祝電、及び故オルチン氏女婿アイグルハート氏よりの挨拶状等を紹介す。

◎感謝狀 毛越部會幹事長柏木準雄氏より、昨年毛越地方大水害に對して總會決議を以て慰問したことに對する感謝狀を送られた。

#### 感謝狀

昨秋九月末毛越地方の被りたる大水害に對し、第五十一回總會は甚深なる御同情を表せられ、特に代表として本郷教會牧師額賀鹿之助氏を現地に遣はし親しく當部會内被害諸教會を慰問し、見舞金を呈せられたるは我等一同感謝措く能はざる所なり。茲に被害諸教會及び部會を代表し、謹んで感謝の意を表す。

昭和十一年十月

毛越部會幹事長 柏木準雄

◎規約修正案再審査委員候補者 指名結果の報告が發表された。

・副議長「選舉は後刻致すことに致します。それでは、議案審査委員長に議案第四の御報告を願ひます。

◎議案第四 昭和十二年度傳道方針の件 審査の結果を報告すべく議案審査委員長渡瀬主一郎氏登壇。

・渡瀬委員長より議案第四 傳道方針に就いて審査の結果を報告し、二三質問あり。

・副議長「他に御質問はありませんか。なければ御意見を。……ありません様です。採決致します。報告通りに御賛成の方は舉手を願ひます。……大多數と認めます。」

議案第四は承認可決された。

・副議長「それでは財務審査委員の御報告を願ひます。」

◎報告第六 財務部報告 松本財務審査委員長登壇。

・松本委員長説明す。



◎報告第十三 中央基金募集完成に關する報告。

●松本委員長説明す。

●副議長「二報告を一括して御質問は御さいませんか。……では御意見は。……御承認と認めてよいでせうか。……では報告第六並に第十三は承認可決致しました。」

◎議案第六 昭和十二年度特別會計元クリスチャン宣教師社團所有教會財産經費收支豫算案

●松本委員長の説明あり、質問、意見なく、承認可決。

◎議案第七 昭和十二年度中央基金果實及恩給資金收支豫算承認の件

●松本委員長の説明、質問、意見なく、承認可決。

◎議案第五 昭和十二年度日本組合基督教會經常費歳入歳出豫算案

●松本委員長「議案第五に就いて申し上げます。これは大事な案でありますから、審査の経過を述べ審査の結果を申し上げることに致します。此の豫算で現下の組合教會を上手に積極的に賄つて行くことが出来るか何うか。吾人は協力の上記の案の實現を期さなければならぬのであります。豫算編成法に就いて餘り複雑ではないかといふ聲もきこえたが、修正する事は出来ぬ。

普通の順序に従つて先づ歳出を見て行かう。本質的に、十四の款を、分類すれば、①傳道費、②教育及社會事業費、③一般經常費及び、④豫備費といふことになる。最も重きをなしてゐるものは傳道費である。寄せ集めると五四、二四四圓あることになり、全體の六割八分を占めてゐる。第二は教育及社會事業費であるが第二款教職部經費を含めて七、四七〇圓といふことを推察出来る。一般經常費は一八、五五六圓、豫備費三、二〇〇圓といふ

ことになる。此うして見ると、此の豫算は正しく傳道豫算と認めざるを得ない。内容を申し上げますと、第三款傳道費の中第一項傳道地應援費は、微力教會の講師旅費、借家賃、幼稚園補助金等である。第二、第三項は議案第四傳道計畫の下にある豫算として認めるものである。茲に問題となつたのは集中傳道は、前年度通り寄附金を以てしたらばといふことであつたが、之れは單に意見であるに過ぎなかつた。第三項部會傳道應援費は部會の金に加へて使用されるものであり、第四項新地開拓費は、東北、東京、新京、臺灣等に於ける新地開拓の爲に用ひらるゝのである。四、〇三〇圓の増額となつてゐるが、實質的には一、〇三〇圓の増額に過ぎぬ。前年度は特別寄附金三千圓があつたのである。第六款第二項傳道地報酬補助金の減額三、一四〇圓と第三款第二項に於ける増額三、二〇〇圓とは全然關聯のないものである。之れは一面獨立完成促進方針實行の爲であり、他面アメリカン・ボード提供金減少に備ふる爲の減額である。獨立の完成といふことであるが、本年に於て既に四教會が完成したが、來年度に於ては六教會が獨立することとなつてゐる由である。

次に歳入を見やう。總額八三、四七〇圓。その主なるものは、負擔金の二六、〇〇〇圓で二、二八〇圓の増額となつてゐる。之れは各教會には重い負擔となるであらうが之れより外に仕方がない。經常寄附金は實際の収入が少い。漸次アメリカン・ボード提供金の減額に伴ひ、最重要視しなければならぬ、負擔金だけ増せばよいといふわけには行かぬ。①各教會は單に自教會のことばかりに没頭するのではなく、全體に亘つての關心を持ち、協力の訓練をなし、②各教會と本部との關係をより密接ならしめ、③經濟的壓迫にも屈せず、社會情勢我らに非なるにも負けず、努めて行くことが必要である。第三款總會禮拜獻金が本總會に於ては即座に豫算を超過したことがあるが、此の大きい喜ぶべき現象が各教會に波及せむことを希ふ。



此の豫算全體に亘り修正を加ふる餘地は全然ない。詳細の處は理事者の運用に一任するが適當と考ふるが故に、何ら修正を加へず之れを承認するものである。

尙、吾人は此の豫算の背後、裏面にある實在を認識せねばならぬ。手も足も出ない様に見ゆる情勢であるが、先日信徒協議會に於て或人が『笛吹けども躍らずでなくして、笛が鳴らないのである』と言はれたが、誠に含蓄ある言葉である。此の豫算裡に笛は吹かれて鳴つてゐる。之れはパン種である。之れを三斗のパン粉の中に入る者は果して誰であるか。此うした内面の動き、本質的價值を認めつゝ、本豫算を御協賛あらむことを祈ります。』

●副議長「御質問願ひます。』

●渡瀬主一郎氏及び高橋信一氏、安東長義氏より質問あり、委員長より夫々答辯す。

●副議長「御意見がありませんか。』

●岡部五峰氏（二四八番）「經常寄附金を集めるための方法——若し必要なならば特に人を作つて努力してもいゝと思ふ。代員諸氏は、之れをよく承知されて、夫々の地にお歸へりになつて、一寸の努力でもお惜しみなさらないであつたならば、きつと出来ると思ひます。』

●副議長「今の岡部氏の希望のあつたことを記録に止めて、御賛成を願ひたいと存じます。此の豫算に御賛成の方は舉手を願ひます。……満場一致と認めます。』

昭和十二年度日本組合基督教會經常費歳入歳出豫算は此に成立した。

次に、副議長に應かれて、報告審査委員長高橋宗三氏登壇。昨日午前に引き続き、順次説明をなし、一括承認する。

◎報告第七 集中傳道報告 修正（別項）（以下各報告は一四九頁以下にあり）

◎報告第八 教職試験委員報告（別項）

◎報告第九 海外留學獎學金委員報告（別項）

◎報告第十 組合教會調査委員報告（別項）

◎報告第十一 讚美歌委員報告（別項）

◎報告第十二 同志社神學教育協力に關する報告（別項）

◎報告第十四 一九二七年協約中央委員報告 修正（別項）

◎報告第十五 松山東雲高等女學校現況報告（別項）

◎報告第十六 宗教々育（學校内）調査委員報告（別項）

◎報告第十七 幼稚園事業聯絡委員報告（別項）

◎報告第十八 基督教文學委員報告（別項）

◎報告第十九 教會合同調査交渉委員報告（別項）

◎報告第二十 宗教團體法案研究委員報告（別項）

◎報告第二十一 ボンマス會衆教會大會研究委員報告（別項）

◎報告第二十二 一九三七年開會第二回世界會議交渉委員報告（別項）

◎報告第二十三 基督教世界社現況報告（別項）

◎報告第二十四 日本基督教聯盟報告



・副議長「規約修正案再審査委員の選挙に移りたいと思ひますが、投票の結果高點より順次十一名當選といふことに致します。開票立會人は次の五名に願ひます。」

阿部 勝 野本 數男 猿橋庄太郎 竹林誠一郎 宇野 勇次

此の時、理事の任期に就いて、島中博(一一一番)、大下角一(一三一番)兩氏より質問出で、山口、西尾兩部長説明する。

「只今選挙さるゝ理事の任期は昭和十二年八月三十一日迄であつて、來年總會で選挙される會長及び理事は直に就任し、その任期に就いては來年の總會で決めたらば宜しい。」

・副議長「報告がありますから御静聽下さい。第一に、昨夜開かれました青年大會の決議を司會者であつた遠藤作衛氏より御披露を願ひます。」

遠藤作衛氏登壇、青年大會の概況を報告し、決議文(九〇—九一頁所載)を朗讀すれば、滿場拍手を以て青年諸君の意氣を讃へる。

・副議長「理事選挙に移りますが、理事候補者氏名を銓衡委員より御發表願ひます。開票立會人五名を指名さゝし、て戴きます。」

藤井 福一 岩井 義男 永田 善治 中村 愈 山村 好美

此の五君に願ひ致します。」

・副議長「學校内宗教々育協議會の報告を願ひます。」

清水久男氏その概況を報告し、來年教育縣たる岡山に於ける總會には必ず盛に舉行したい、といふ氣持を文書に

現はしたものを讀みます、とて協議會席上の「申合」(七六頁所載)を朗讀する。滿場拍手。

・副議長「次に、熊本教會代表者の謝辭を。」

寺澤愛之氏より熊本教會及熊本バンド記念事業團を代表して、謝辭を述べらる。

・副議長「毛越部會の柏木雄氏を御紹介します。」

毛越部會幹事長柏木雄氏、第五十一回總會の表したる同地方水害に對する、同情に對する鄭重なる感謝の辭を述べられ、議場は拍手を以て之に應へた。

・副議長「常設財務審査委員の選挙に移ります。候補者は揭示してあります通りであります。開票立會人は

枝本 清一 高津 清 柴田 俊太郎

の三君に願ひ致します。」

・副議長「議案第九理事及委員の選挙の中、理事(十二名)の選挙と常設財務審査委員(三名)の選挙とは済まし、開票の結果を待つばかりとなつてゐますが、讚美歌委員(三名)と日本基督教聯盟代議員(九名)の選挙は例に仍つて理事會に一任することを御承認願ひます。」

・松本雅太郎氏(一五番)「此の總會は重要な問題を有したるにも拘らず、無事終了せしことに對し、議長其他の關係者に對して最遠來者の古屋孫次郎牧師に總會を代表して感謝の辭を述べて戴きたいと存じます。」

副議長議場の賛成を得て、古屋牧師を應ぐ。

・古屋孫次郎氏(二番)「此の度は此くも大勢の者を迎へて、此くも盛んなる總會を開催せしむる様して下さつた大阪部會並に大阪教會に感謝致します。忘れてはならぬことは、議長と副議長への感謝である。困難に見えた議場



の空気を引き緊めて下さった御努力に對しては誠に有り難く御禮申し上げます。第五十二回總會の名によつて謝の意を表明致します。(拍手)

・副議長「再審査委員選舉の結果を發表致します。」

◎規約修正案再審査委員

投票總數 百五十二

- 當選 百二十五票 南石福二郎
- 同 百三票 島中博
- 同 百票 吉田悅藏
- 同 九十七票 中村正路
- 同 九十六票 鈴木浩二
- 同 九十票 岡部五峰
- 同 八十六票 額賀鹿之助
- 同 八十五票 日能倍太郎
- 同 八十五票 平岡徳次郎
- 同 八十二票 岩村清四郎
- 同 七十九票 林源十郎
- 次點 七十七票 芹野與太郎

・副議長「常設財務審査委員選舉の結果を發表致します。」

◎常設財務審査委員

投票總數 百四十七

- 當選 百八票 船橋福松
- 同 七十七票 荒木虎之助
- 同 七十三票 小泉澄
- 次點 六十八票 大澤徳太郎

・副議長「理事選舉の結果を御報告致します。」

◎理事

投票總數 百五十九

- 當選 百三十九票 小崎道雄
- 同 百二十九票 阪田素夫
- 同 百二十六票 鈴木浩二
- 同 百二十四票 今泉眞幸
- 同 百十九票 西尾幸太郎
- 同 百十票 山口金作
- 同 百九票 高木貞衛



同	百三票	島中博
同	九十五票	湯淺八郎
同	九十票	小林喜一
同	八十三票	岡部五峰
同	八十二票	芹野與太郎
次點	八十票	野口末彦

・副議長「之れで議事を全部終了致しましたが、今日の決議録は、例年の通り、理事會にて承認を受けることに御同意を願ひます。閉會式に移ります。その爲に鈴木理事長と代ります。」

★閉會式 鈴木理事長司會の許に閉會式を舉行する。讚美歌百七十二番を歌ひ、鈴木理事長、滞りなく終了したことを感謝する旨簡單に述べ、諸氏の祈禱を求むれば、渡部守成氏、川端忠治郎氏、島中博氏、岡部五峰氏、夫々祈禱を捧げ、頌榮五百六十八番を歌ひ、澤村重雄氏の祝禱を受け、第五十二回日本組合基督教會總會の幕は靜かに降した。時に午後五時。

### 第五十二回總會中學行の學校及工場、商店出張傳道一覽

十月九日(金)

(午後)

○府立夕陽丘高女(午後一時)

題「基督教の本義」

講師 額賀鹿之助  
會衆 職員生徒一同 一、〇〇〇名

○私立樟陰高女(午後一時)

題「世界を旅して」

講師 木村清松  
會衆 一、〇〇〇名

○市立市岡商業(午後一時半)

題「精神講話」

講師 日野眞澄  
會衆 九〇〇名

○府立市岡高女(午後二時)

題「正信と迷信」

○私立梅花高女(午後二時)

題「歐洲旅行談」

講師 長谷川初音  
會衆 約二〇〇名

○堂ビル裁縫女學(午後三時)

題「何故神を信すべきか」

講師 長谷川 徹  
會衆 二〇〇名

十月十日(土)

(午前)

○江指商店(午前六時)

題「聖靈を受けよ」

講師 遠藤作衛  
會衆 三〇名



〔午後〕

○私立堺愛泉女學(午後一時)

題「宗教の力」

講師 遠藤 作衛  
會衆 六〇〇名

○梅花高女母ノ會(午後二時)

題「信仰と修養」

講師 山口 金作  
會衆 九七名

十月十一日(日)

〔午後〕

○ダイヤモンド・コーヒ會社(午後一時)

題「基督教に於ける救」

講師 中村 三郎  
會衆 三〇名

十月十二日(月)

〔午前〕

○府立生野高女(午前十一時)

題「眞の人」

講師 堀 貞一  
會衆 一、一〇〇名

〔午後〕

○私立ウキルミナ高女(生徒の爲)(午後一時)

題「無限の同情者」

講師 平岡 徳次郎  
會衆 八〇〇名

○同校(教師の爲)(午後三時)

題「歐米宗教事情」

講師 小崎 道雄  
會衆 四五名

○池田師範(午後一時)

題「宗教の本質」

講師 金子 白夢  
會衆 四〇〇名

○府立泉尾高女(午後一時)

題「イエス・キリスト」

講師 長谷川 直吉  
會衆 一、〇〇〇名

○私立金蘭會高女(午後一時)

題「犠牲の宗教」

講師 加藤 直士  
會衆 三〇〇名

○戸田健次メリヤス工場(午後三時)

題「運命に處する道」

講師 小北 俊次郎  
會衆 四五名

○ライオン齒磨大阪支店(午後四時)

題「聖靈の意義」

講師 平賀 徳造  
會衆 四五名

○ライオン石鹼出張所(午後四時)

題「烈火の試煉」

講師 平岡 徳次郎  
會衆 二〇名

○阪田商會(午後五時半)

題「邪教への宣戦」

講師 安藤 齊次  
會衆 四〇名

〔夜〕

○今井永廣堂(午後六時半)

題「實業家と信仰」

講師 高橋 卯三郎  
會衆 二五名

○アメリカ商會(午後六時半)

題「神の愛と母の愛」

講師 宮川 經次  
會衆 一〇名

○吉田長祥商店(午後七時)



題 「信仰の内容」

講師 平賀 徳造  
會衆 三〇名

○杉野屋商店(午後七時)

題 「我が父は農夫なり」

講師 高橋 泉三  
會衆 四〇名

○奇藤胸一商店(午後七時)

題 「神の愛に就て」

講師 長谷川 徹  
會衆 二九名

十月十三日(火)

(午前)

○私立帝塚山女學院(午前十一時)

題 「いろいろの生活」

講師 吉田 悦藏  
會衆 七〇〇名

(午後)

○府立女子師範(午後一時)

題 「人となれ人となせ」

講師 堀 貞一  
會衆 五〇〇名

○市立天王寺商業(午後一時)

題 「南洋を視察して」

講師 木村 清松  
會衆 一六〇名

○私立大倉商業(午後一時半)

題 「支那とアメリカ」

講師 吉田 悦藏  
會衆 四〇〇名

○築港公舎婦人會(午後二時)

題 「如何に生くべきや」

講師 長谷川 徹  
會衆 一八名

第五拾貳回日本組合基督教會總會決議錄

第一日 (十月九日)

一、議長、副議長選舉開票立會人ノ件

假議長鈴木浩二氏ハ議場ニ諮リタル上左ノ五氏ヲ議長及副議長選舉開票立會人ニ指名ス

阿部勝、安藤齊次、野本數男、猿橋庄太郎、竹林誠一郎

一、議長ノ選舉

今泉眞幸氏議長ニ當選ス

一、副議長ノ選舉

小崎道雄氏副議長ニ當選ス

一、各種委員ノ選舉

議長今泉眞幸氏ハ各種委員指名委員ヲ議員中ヨリ舉グルコトヲ議場ニ諮リタル上、議長指名ニテ七名ノ委員ヲ舉グルコトニ決ス  
其指名委員左ノ如シ

南石福二郎(招集者)

二神喜十兵衛、松本雅太郎、中森恒彦、櫻井乾一郎  
佐藤吉郎、塚本道遠

島中博氏ノ動議ニ依リ機構改善調査委員會報告ヲ特別ニ審査スベキ委員ヲ舉ゲントスル場合ニハ其委員ノ選舉ヲモ右各種委員指名委員ヲシテ爲サシムルコト、ス右指名委員ニ依リ選舉セラレタル各種委員ハ左ノ如シ  
報告審査委員 十名

高橋泉三(招集者)

福井邦藏、古河善録、原忠雄、平田甫、岸本貞治、宮川經次、佐藤信雄、清水久男、田口重良

議案審査委員 十五名

遠藤作衛(招集者)

入江源次郎、石垣勝三郎、伊藤昌義、柏木寛吾、中村三郎、三井久、野崎勳、佐野源一郎、杉浦義人、



田島守人、上堀照次、渡部守成、渡瀬主一郎、藪恒夫

財務審査委員 二十名

松本雅太郎(招集者)

安東長義、青木庄藏、林源十郎、石田榮造、岩井義男、小林喜一、神代信平、小山寅之助、久保田重松、國宗晋、小川列三郎、岡村平兵衛、尾崎善藏、櫻井乾一郎、佐々木小太郎、谷本正、椿眞六、宇野勇次、山口秀次郎

理事及諸委員候補者銓衡委員 十名

渡瀬常吉(招集者)

秦孝治郎、堀貞一、伊藤勝義、岸田耕讀、中森恒彦、中村正路、砂川竹藏、塚本道遠、和田信次

一、第五拾貳回總會假執行順序ノ件

總務部長山口金作氏ノ報告ニ依リ議案第一、第五拾貳回日本組合基督教會總會假執行順序中左ノ修正ヲ加ヘタルモノヲ承認可決ス。

①第三日(十一日)總會禮拜並ニ聖餐式會場「大阪市東區大手前、於國民會館」トアルヲ「大阪市北區江戶堀北通二丁目、於大阪教會」、同項中「聖餐司會者」トアルヲ「聖餐司式者」、並ニ「C・S・ヂレット」トアルヲ「佐野源一郎」ト改ムルコト。

②第四日(十二日)幼稚園事業關係者協議會、發題者「佐藤健男」トアルヲ「福井邦藏」ト改ムルコト

③同日永眠教師追悼ノ「故網島佳吉君追悼之辭高橋宗三」トアル次ニ「故蘆田慶治君追悼之辭大塚節治」ノ一項ヲ加フルコト

一、按手禮執行ニ關スル件

教職試驗委員長今泉眞幸氏ノ報告ヲ承認シ本總會ニ於テ左ノ三氏ノ按手禮執行ヲ可決ス

甘樂教會主任傳道師

海老澤宣道

靈南坂教會傳道師

中村 愈

京城教會傳道師

大山 寛

一、昭和十年度諸決算承認ノ件

財務部長阪田素夫氏並ニ常設財務審査委員船橋福松氏ノ報告ニ依リ左ノ議案ヲ承認ス

議案第三 昭和十年度日本組合基督教會諸決算

一、昭和十年度日本組合基督教會經常費歲入歲出決算

二、昭和十年度元クリスチャン宣教師社團所有教會

財産經費收支決算

三、昭和十年度中央基金果實恩給資金收支決算

四、昭和十年度教勢調査審議繼續費收支報告

五、昭和十年度恩給資金掛金收支報告

六、昭和十年度末現在貸借對照表

一、機構改善調査委員報告ニ關スル件

委員長鈴木浩二氏ノ説明ヲ受ケタル後、機構改善調査委員會報告ヲ受容シ、中村正路氏ノ動機ニ依リ其成案ヲ議案トシテ採擇スルコトニ決ス

松本雅太郎氏ノ動議ニ依リ右機構改善案ヲ審議スル爲メ特別議案審査委員十五名ヲ選舉スルコト、ス

一、番外議員推薦ノ件

小崎道雄氏ノ動議ニ依リ左ノ兩氏ヲ番外議員ニ推薦ス

フレスノ日本人組合教會牧師 中村眞多良

同胞教會宣教師 ゼー・イー・ニツプ

第二日 (十月十日)

一、決議錄承認ノ件

第五拾貳回日本組合基督教會總會第一日(十月九日)ノ

決議錄ヲ修正ノ上、承認ス

一、特別議案審査委員ノ選舉

各種委員指名委員ニ依リ選舉セラレタル特別議案審査委員左ノ如シ

南石福二郎(招集者)

榎本修、二神喜十兵衛、平賀德造、石川宇三郎、岩

村清四郎、加藤直士、川端忠治郎、小北俊次郎、栗

原陽太郎、齋藤忠郎、佐藤健男、菅原菊三、徳永二

治、渡部重徳

一、議事日程變更ノ件



議長ハ議場ニ諮リタル上、議事日程ヲ變更シ、本日午前ノ報告及議事ヲ午後零時三十分マデ延長スルコト、ス

一、第五拾參回總會開會地ノ件

中國部會代表者林源十郎氏ノ歡迎演說の說明ニ依リ第五拾參回日本組合基督教會總會ヲ岡山市ニ於テ開會スルコトニ即決可決ス。

一、番外議員推薦ノ件

小崎道雄氏ノ動議ニ依リ米國北加基督教會同盟會長、幸田宗平氏ヲ番外議員ニ推薦ス

第四日 (十月十二日)

一、決議錄承認ノ件

第五拾貳回日本組合基督教會總會第二日(十月十日)ノ決議錄ヲ承認ス

一、報告承認ノ件

報告審査委員長高橋泉三氏ノ報告ニ依リ左記二報告ヲ承認ス

報告第一 總務部報告  
報告第五 社會部報告

報告審査委員長高橋泉三氏ノ報告ニ依リ修正ヲ加ヘタル左記諸報告ヲ承認ス

報告第二 教職部報告

報告第三 傳道部報告

報告第四 教育部報告

一、機構改善調査委員及特別議案審査委員折衝ニ關スル件

渡瀬主一郎氏ノ動議ニ依リ機構改善調査委員及特別議案審査委員ヲシテ折衝意見ノ交換ヲナサシムルコト、ス

第五日 (十月十三日)

一、決議錄承認ノ件

第五拾貳回日本組合基督教會總會第四日(十月十二日)ノ決議錄ヲ承認ス

一、番外議員推薦ノ件

議長今泉眞幸氏ハ議場ニ諮リタル上、左ノ三氏ヲ番外議員ニ推薦ス

日本基督教會代表 桑田繁太郎

日本日曜學校協會代表 西阪保治

比島ダバオ教會牧師 大久保忠臣

一、規約修正ニ關スル件

特別議案審査委員長南石福二郎氏ノ報告ニ依リ機構改善調査委員會ノ規約修正案中左ノ諸章ヲ承認可決ス

第二章 教會

第三章 教職

第四章 部會

第八章 職員

第十章 經費

第十一章 修正

特別議案審査委員長南石福二郎氏ノ報告ニ依リ機構改善調査委員會報告ノ規約修正案中左ノ諸章ニ修正ヲ加ヘタルモノヲ承認可決ス。

第五章 總會

修正、第廿九條第一項第三號及第四號ノ「八百名」ヲ「七百名」ト改ムルコト

第六章 事業

修正、第三十八條第一項ノ但書ヲ刪除スルコト

第七章 役員

修正、第四十三條第四項「出席議員數ノ三分ノ二以上ノ得票」トアルヲ「出席議員數過半數ノ得票」ト改ムルコト

同條ニ第六項ヲ設ケ左ノ如ク挿入スルコト

六、會長缺員トナリタルトキハ理事會ニ於テ補缺選舉ヲ行フ、但其任期ハ前會長ノ殘餘期間トス

第四十四條第一項「本會ニ理事六名ヲ置ク」トアルヲ「本會ニ理事八名ヲ置ク」ト改ムルコト

同條同項第二號ノ「理事ハ互選ヲ以テ總務理事一名ヲ舉グ」トアルヲ「會長ハ理事中ヨリ總務理事一名ヲ舉グルコトヲ得」ト改ムルコト

同條同項第二號ノ「理事ハ互選ヲ以テ總務理事一名ヲ舉グ」トアルヲ「會長ハ理事中ヨリ總務理事一名ヲ舉グルコトヲ得」ト改ムルコト



同條同項第三號ヲ刪除シ、「第四號」ヲ「第三號」ニ繰上ゲ且「理事ハ四名ヲ總會ニ於テ」トアルヲ「理事ハ六名ヲ總會ニ於テ」ト改ムルコト

### 第九章 委員

修正、第九章「委員」トアルヲ「評議員及委員」ト改メ、第四十六條ノ「總會ニ於テ」ノ次ニ「評議員及」ノ四字ヲ挿入スルコト

#### 一、規程修正ニ關スル件

特別議案審査委員長南石福二郎氏ノ報告ニ依リ機構改善調査委員會報告中ノ左記諸規程修正案ヲ承認可決ス

傳道師養成獎學金規程修正

傳道獻身者獎勵ニ關スル規程修正

會堂建築資金規程修正

特別議案審査委員長南石福二郎氏ノ報告ニ依リ機構改善調査委員會報告中ノ理事會規程修正案ハ第二條括弧内全文ヲ刪除シテ承認可決ス

#### 一、修正規約實施期ノ件

日能倍太郎氏ノ動議ニ依リ本日修正決議セラレタル本會規約及規程ハ昭和十二年九月一日ヨリ實施スルコトニ決ス

#### 一、規約修正案再審査ニ關スル件

特別議案審査委員長南石福二郎氏ノ動議ニ依リ機構改善調査委員會報告ノ規約修正案第一章總則及教職銜規程草案、恩給資金規程修正案、中央基金及恩給資金細則修正案ニ就キテハ本總會ニ於テ十一名ノ再審査委員ヲ舉ゲテ之ヲ更ニ審査セシメ次回總會ニ報告セシムルコトニ決ス

但其報告書ハ總會開會前一ヶ月以上ノ時期ニ於テ各教會ニ對シ役員又ハ總會代員ノ數ニ應ジテ送届スルコト之ニ要スル經費ハ教務調査審議繼續費中ヨリ支辨スルコト、若シ經費ニ不足ヲ生ジタルトキハ再審査委員ニ於テ臨機補給ノ途ヲ講ズルコト

#### 一、規約修正案再審査委員候補者銜衡ニ關スル件

前田彦一氏ノ動議ニ依リ規約修正案再審査委員ノ選舉

ノ爲メ十一名ノ各部會幹事長ヲシテ倍數ノ候補者ヲ銜衡セシメ其中ヨリ議場ニ於テ公選スルコトニ決ス  
議長今泉眞幸氏ハ右候補者銜衡ノ爲メ開カルベキ部會幹事長會ノ招集者トシテ中國部會幹事長岩城忠四郎氏ヲ指名ス

#### 一、規約修正案再審査委員選舉開票立會人ノ件

副議長小崎道雄氏ハ議場ニ諮リタル上左ノ五氏ヲ規約

修正案再審査委員選舉開票立會人ニ指名ス

阿部勝、野本數男、猿橋庄太郎、竹林誠一郎、宇野

勇次

#### 一、規約修正案再審査委員ノ選舉

左ノ諸氏規約修正案再審査委員ニ當選ス(得票順)

南石福二郎、島中博、吉田悅藏、中村正路、鈴木浩

二、岡部五峰、額賀鹿之助、日能倍太郎、平岡徳次

郎、岩村清四郎、林源十郎

#### 一、規約修正案再審査委員補缺ニ關スル件

規約修正案再審査委員ノ選舉ニ先チ岡部五峰氏ノ動議

ニ依リ本日之ニ當選セル者ニシテ已ムナキ事情ニ依リ一ヶ月以内ニ辭任ノ申出アリタル場合ニハ次點者ヲ以テ補缺シ、其以後ニ於ケル缺員ノ場合ニハ理事會ヲシテ補缺セシムルコト、ス

#### 一、議案第四ニ關スル件

議案審査委員長渡瀬主一郎氏ノ報告及説明ニ依リ左記

議案ヲ承認可決ス

議案第四、昭和十二年度傳道方針ノ件

一、議案第五、及第六、ニ關スル件

財務審査委員長松本雅太郎氏ノ報告及説明ニ依リ左記

二議案ヲ承認可決ス

議案第五 昭和十二年度經常費歲入歳出豫算案

議案第六 昭和十二年度特別會計元クリスチャン宣教

師社團所有教會財産經費收支豫算案

一、議案第七ニ關スル件

財務審査委員長松本雅太郎氏ノ報告ニ依リ左記議案ヲ承認ス



議案第七 昭和十二年度中央基金果實及恩給資金收支豫算承認ノ件

一、報告承認ノ件

財務審査委員長松本雅太郎氏ノ報告ニ依リ左記二報告ヲ承認ス

報告第六 財務部報告

報告第十三 中央基金募集完成ニ關スル報告

報告審査委員長高橋榮三氏ノ報告ニ依リ左記諸報告ヲ承認ス

報告第九 海外留學獎學金委員報告

報告第十 組合教會調査委員報告

報告第十一 讚美歌委員報告

報告第十二 同志社神學教育協力ニ關スル報告

報告第十五 松山東雲高等女學校現況報告

報告第十六 宗教々育(學校内)調査委員報告

報告第十七 幼稚園事業聯絡委員報告

報告第十八 基督教文學委員報告

報告第十九 教會合同調査交渉委員報告

報告第二十 宗教團體法案研究委員報告

報告第二十一 ボンマス會業教會大會研究委員報告

報告第二十二 一九三七年開會第二回世界會議交渉委員報告

員報告

報告第二十三 基督教世界社報告

報告審査委員長高橋榮三氏ノ報告ニ依リ修正ヲ加ヘタル左記二報告ヲ承認ス

報告第七 集中傳道報告

報告第十四 一九二七年協約中央委員報告

一、理事選舉開票立會人ノ件

副議長小崎道雄氏ハ議場ニ諮リタル上左ノ五氏ヲ理事選舉開票立會人ニ指名ス

藤井福一、岩井義男、永田善治、中村愈、山村好美

一、理事ノ選舉

左ノ諸氏昭和十二年度(一月―八月)理事ニ當選ス

(得票順)

小崎道雄、阪田素夫、鈴木浩二、今泉眞幸、西尾幸

太郎、山口金作、高木貞衛、畠中博、湯淺八郎、小

林喜一、岡部五峰、芹野與太郎

一、常設財務審査委員選舉開票立會人ノ件

副議長小崎道雄氏ハ議場ニ諮リタル上左ノ三氏ヲ常設

財務審査委員選舉開票立會人ニ指名ス

枝本清一、柴田俊太郎、高津清

一、常設財務審査委員ノ選舉

左ノ三氏昭和十二年度常設財務審査委員ニ當選ス

(得票順)

船橋福松、荒木虎之助、小泉澄

一、讚美歌委員及基督教聯盟代議員選舉ニ關スル件

理事及諸委員候補者銓衡委員長渡瀬常吉氏ノ報告ニ依

リ讚美歌委員及日本基督教聯盟代議員ノ選舉ヲ現理事

會ニ一任スルコトニ決ス

一、總會ノ謝辭ニ關スル件

松本雅太郎氏ノ動議ニ依リ最遠來者古屋孫次郎氏ヲ煩

ハシテ本總會ヲ代表シテ議長及副議長並ニ大阪部會及

大阪教會ニ對シ謝辭ヲ呈セシムルコトヲ決議ス

一、最終日ノ決議錄承認ニ關スル件

畠中博氏ノ動議ニ依リ總會最終日ノ決議錄決定承認ヲ

理事會ニ一任スルコトトス

日本基督教聯盟代議員五



### 第五十二回總會に於て決議せられたる諸議案

#### 昭和十二年度傳道方針

傳道は我が基督教會の生命線なり。之が擴大強化は時を得るも得ざるも神の我等に求め給ふ責任たらずんばあらず。我等は前年度の經驗に徴し且つ現下教會の情勢に鑑み本年度に於て次の傳道方針を以て協力邁進せんことを期す。

- 一、集中傳道を適當なる教會數個を選びて舉行すること
- 二、巡迴的應援傳道を、集中傳道と連絡しつゝ諸教會に舉行すること
- 一、京濱、京阪神等に漸く勃興しつゝある傳道開拓の氣運に對し之を後援すること
- 一、各部會は以上の方針に呼應して立案し部内に適切なる傳道を舉行すること

- 一、本傳道に要する經費は傳道部經費集中巡迴應援費金五千五百圓及部會應援費金壹千七百圓を以て之に充つること
- 一、右の爲め委員五名を置くこととし理事會に於て選舉すること

#### 日本組合基督教會規約修正

##### 第一章 總 則

- 第一條 本會ハ自治ヲ主義トシ協同ヲ精神トスル基督教會ニシテ本規約ニ同意スルモノヲ以テ組織ス
- 第二條 本會ハ日本組合基督教會ト稱ス
- 第三條 本會ノ目的左ノ如シ
  - 一、本會ニ加盟セル諸教會(傳道所ヲ含ム)ノ一致協力ト其進歩發達ヲ圖ルコト
  - 二、傳道、教育、出版及社會事業ヲ經營シ神國ノ擴張

#### ヲ圖ルコト

- 三、世界各國ニ於ケル基督教會ト提携シ人道ノ實現ヲ圖ルコト

第四條 本會ノ本部ヲ大阪府大阪市ニ置ク

#### 第二章 教 會

第五條 本會ニ加盟ノ教會ハ左ノ條件ヲ具フルモノタルベシ

- 一、會員三十名以上ヲ有スルコト
- 二、禮拜堂又ハ一定ノ禮拜所ノ設備ヲ有スルコト
- 三、牧師(主任傳道師又ハ兼任者)ノ在任ト共ニ役員ヲ常置スルコト

四、教會規約ヲ設定シ定期ノ禮拜並ニ洗禮及聖餐式ヲ執行シ教務ヲ處理スルコト

五、總會及部會ノ決議ニ對シ義務ヲ負フコト  
前項ノ條件ヲ有スルニ至ラザル信徒團體ニシテ會員若干名ヲ有シ定期ノ集會ヲ執行スルモノハ之ヲ傳道所ト稱シ加盟セシム

第六條 教會又ハ傳道所ヲ設立シ本會ニ加盟セントスル時ハ部會ノ協賛ヲ經テ理事會ノ承認ヲ得ベシ 但部會ノ設立ナキ地方ニ於テハ直接ニ理事會ノ承認ヲ得ベシ

第七條 既設ノ信徒團體ニシテ教會又ハ傳道所トシテ本會ニ加盟セントスルトキハ第六條ノ手續ヲ經ベシ

第八條 加盟教會ニシテ第五條第一項第一號乃至第五號ノ條件ヲ缺クニ至リタルトキハ理事會ハ相當ト認ムル期間ヲ定メテ之ヲ補充セシム 若シ其期間ニ補充スル能ハザルトキハ傳道所トナス

第九條 加盟ノ教會又ハ傳道所ニシテ解散シ若クハ本會ヲ退會セントスルトキハ第六條ノ手續ヲ經ベシ

第十條 加盟教會ニシテ本規約ニ背キ又ハ教會ノ體面ヲ毀損シタルトキハ總會ニ於テ之ヲ除名スルコトアルベシ 但教會ニ關スル緊急ノ場合及傳道所ニ關スル場合ニ於テハ理事會ハ部會ニ諮リ總會ニ代リテ處分スルコトヲ得

#### 第三章 教 職



第十一條 本會ニ於テ按手禮ヲ領シタル者ヲ教師ト稱ス  
第十二條 教師ニシテ牧會ノ任ニアル者ヲ牧師ト稱ス  
第十三條 本會ニ於テ理事會ノ承認ヲ經テ傳道ニ從事スル者ヲ傳道師ト稱ス

第十四條 本會ニ於テ傳道ニ從事スルアメリカン・ポールド派遣宣教師ハ理事會ノ推薦ニ依リ本會教師タルモノトス

第十五條 教師タラントスル者ハ教職試驗規程ニ從ヒ總會ニ於テ按手禮ヲ受クルヲ要ス

第十六條 他教會ニ於テ按手禮ヲ領シタル者ニシテ本會ノ教師タラントスルトキハ志願書ニ按手禮證明書及履歷書ヲ添ヘ理事會ニ提出シ其ノ承認ヲ得ベシ

第十七條 傳道師タラントスル者ハ教職試驗規程ニ從ヒ理事會ノ承認ヲ得ルヲ要ス  
他教會ノ傳道師ニシテ本會ノ傳道師タラントスルトキハ志願書ニ前教會證明書及履歷書ヲ添ヘ理事會ニ提出シ其承認ヲ得ベシ

第二十四條 部會役員ノ職務左ノ如シ

- 一、部會長ハ部會ヲ代表シ且幹事會及評議員會ヲ招集シ其議長トナリ會務ヲ處理ス
- 二、幹事ハ部會長ヲ補佐シ會務ヲ分擔ス
- 三、部會長及幹事ハ幹事會ヲ組織スルモノトス
- 四、幹事會ハ部會規約ニ於テ定メラレタル事項ニ就テ議決シ且左ノ事項ヲ處理ス
  - (一) 部會ノ事務及事業ニ關スル處置
  - (二) 部會内教職ノ異動ニ關スル協議ニ與ルコト
  - (三) 年會ノ執行順序及議案ノ編成
  - (四) 幹事會及評議員會ニ於ケル報告及決議事項ヲ理事會ニ報告スルコト
  - (五) 年會ニ於テ議決セラレタル事項
- 五、評議員ハ評議員會ヲ組織シ重要事項ニ關シ幹事會ノ諮問ニ應ジ且意見ヲ提出スルモノトス
- 六、評議員會ハ緊急事項ニツキ年會ニ代リ臨時決議スルコトヲ得 但此場合ニ於テハ年會ノ事後承認ヲ得

第十八條 教師及傳道師ニシテ他教會ニ轉ジ若クハ退職セントスル者ハ其理由書ヲ理事會ニ提出シ其承認ヲ得ベシ

第十九條 教師ニシテ其體面ヲ毀損シタルトキハ理事會又ハ總會ニ於テ之ガ處分ヲ行フ

第二十條 傳道師ニシテ其體面ヲ毀損シタルトキハ理事會ニ於テ之ガ處分ヲ行フ

第四章 部 會

第二十一條 加盟教會(傳道所ヲ含ム)ヲ地方ニヨリテ區分シ其區域内ニアル教會ヲ以テ部會ヲ組織ス 但其區域ハ總會ニ於テ之ヲ定ム

第二十二條 部會ニハ五個以上ノ教會アルヲ要ス 但三個以上ノ教會ヲ以テ假部會ヲ組織スルコトヲ得

第二十三條 部會ニ左ノ役員ヲ置ク

- 一、部會長 一名
- 二、幹事 若干名
- 三、評議員 若干名

ルヲ要ス

第二十五條 部會ハ毎年定時ニ於テ年會ヲ開キ部會内教會(傳道所ヲ含ム)ノ信仰ト交誼トヲ増進スベキ集會ヲ催シ且左ノ事項ヲ議決ス

- 一、部會ニ關スル諸報告及歲入出豫算
  - 二、總會開會ニ對スル準備及收支豫算
  - 三、部會内教會及傳道所ノ設立、加盟、解散及退會ノ協贊
  - 四、部會内傳道及本部委讓ノ傳道地ニ關スルコト
  - 五、部會内日曜學校ニ關スルコト
  - 六、部會内青年會聯盟ニ關スルコト
  - 七、部會内教會ノ特殊事情ニ應ズル處置
  - 八、年會ノ時期及場所
  - 九、部會役員ノ選舉
- 但第七號ニ關スル決議ハ理事會ノ承認ヲ經ルヲ要ス
- 第二十六條 部會長ハ會長ノ招集ニ應ジ毎年一回部會長會ヲ開キ左ノ事項ニ就キ協議ス



- 一、各部會ノ教勢報告
  - 二、傳道ノ應援及開拓ニ關スルコト
  - 三、其他部會ノ事業ニ關スルコト
- 部會長會ハ理事會ノ諮問ニ應ジ且意見ヲ提出スルコトヲ得

第五章 總會

- 第二十七條 總會ヲ定時總會及臨時總會ノ二種トス
- 一、定時總會ハ毎年十月前年度總會ニ於テ決定シタル開會地ニ於テ之ヲ開ク
- 二、臨時總會ハ理事會ノ決議又ハ十個以上ノ教會ノ請求アリタルトキ之ヲ開ク 但臨時總會ニ於テハ原案及之ニ關スル事項ノ外議題トナスコトヲ得ズ
- 第二十八條 總會ハ會長之ヲ招集シ其期日及議案ハ少クトモ開會二週間前ニ各教會ニ通知スベシ
- 第二十九條 總會ハ本會ノ最高機關ニシテ左ノ議員ヲ以テ組織ス
- 一、教會ノ代員

- 現住會員百五十名未滿ノ教會 一名
- 現住會員百五十名以上四百名未滿ノ教會 二名
- 現住會員四百名以上七百名未滿ノ教會 三名
- 現住會員七百名以上ノ教會 四名

- 二、教會ノ主任教職
- 三、本會會長及理事
- 四、財團法人日本組合基督教會維持財團理事
- 五、部會長

第三十條 左ニ列記スル者ハ總會ノ議事ニ參與スルコトヲ得 但決議ノ數ニ加ハルコトヲ得ズ

- 一、本會ノ教職
- 二、本會ノ職員及各種委員長
- 三、財團法人日本組合基督教會維持財團監事
- 四、教會ノ執事及日曜學校長各一名
- 五、傳道所ノ代表者一名
- 六、基督教世界社役員
- 七、千九百二十七年協約中央委員

八、千九百二十七年協約中央委員會管理諸機關ノ代表者各一名

- 九、同志社神學教育協力委員長
- 十、同志社大學文學部神學科ノ代表者一名
- 十一、日本組合基督教會婦人傳道會理事
- 十二、日本組合基督教會男女青年會聯盟中央委員ノ代表者一名
- 十三、アメリカン・ボールド日本現地委員
- 十四、特ニ總會ニ於テ推薦シタル者
- 第三十一條 總會ハ加盟教會ノ過半数ノ代員出席スルニアラザレバ開クコトヲ得ズ
- 第三十二條 總會ハ議員中ヨリ議長、副議長各一名ヲ選舉スベシ
- 第三十三條 議長ハ議事ヲ整理シ副議長ハ議長事故アルトキ之ニ代ル
- 第三十四條 總會ノ議事ハ出席議員ノ過半数ヲ以テ決ス 但第十條第十九條ノ議決ハ出席議員三分ノ二以上ノ同

意ヲ要ス

第三十五條 總會ハ加盟教會(傳道所ヲ含ム)ノ信仰ト協同的精神トヲ増進スベキ集會ヲ開キ且左ノ事項ヲ議決ス

- 一、本會事業ニ關スル報告及議案
- 二、本會ノ歳入出豫算案及決算報告
- 三、部會ニ關スルコト
- 四、按手禮ニ關スルコト
- 五、教職ノ進退及教會ノ處分ニ關スルコト
- 六、他ノ教會及團體トノ協力ニ關スルコト
- 七、總會開會地
- 九、本會役員及委員ノ選舉

第六章 事業

- 第三十六條 本會ハ第三條ノ目的ヲ達センガ爲メ其事務及事業ヲ左ノ部門ニ分チテ之ヲ處理ス
- 一、庶務部
- 二、教職部
- 三、傳道部
- 四、教育部
- 五、社會部
- 六、財務部



第三十七條 庶務部ニ屬スル事項左ノ如シ

- 一、各部事務ノ連絡
- 二、加盟ノ教會及傳道所ニ關スルコト
- 三、部會ニ關スルコト
- 四、總會ニ關スルコト
- 五、本會ノ役員、委員及職員ニ關スルコト
- 六、理事會、部會長會及委員會ニ關スルコト
- 七、本會便覽ノ編纂
- 八、基督教世界社ニ關スルコト
- 九、日本基督教聯盟及他教會他團體トノ交渉
- 十、其他別ニ規定セラレザル本會一切ノ事務

第三十八條 教職部ニ屬スル事項左ノ如シ

- 一、教職ノ異動ニ關スルコト
- 二、教職試験ニ關スルコト
- 但教職試験規程ハ別ニ之ヲ定ム
- 三、教職ノ養成ニ關スルコト
- 但傳道師養成獎學金規程ハ別ニ之ヲ定ム

三、諸教育機關ノ連絡ニ關スルコト

(一) 加盟ノ教會及傳道所所屬教育機關ノ連絡及應授

(二) 本會ニ關係緣故アル教育機關ノ連絡

第四十一條 社會部ニ屬スル事項左ノ如シ

- 一、社會問題及社會事業ニ關スル研究調査並ニ施設
  - 二、加盟ノ教會及傳道所ニ於ケル社會的施設ニ對スル指導及後援
  - 三、研究調査ニ依ル出版
  - 四、講演會及講習會ノ開催
  - 五、本會ニ關係緣故アル社會事業團體ノ連絡及後援
  - 六、社會改善運動ニ對スル應援
- 第四十二條 財務部ニ屬スル事項左ノ如シ
- 一、本會歳入出豫算案ノ編成及決算報告
  - 二、加盟ノ教會及傳道所負擔金ノ收集
  - 三、中央基金果實供給金及恩給資金ノ收支
  - 四、特別維持員、維持員、贊助員寄附金及有志寄附金

四、神學校トノ協力ニ關スルコト

- 五、中央基金及恩給資金細則ノ適用ニ關スルコト
  - 六、其他本會教職ニ關スル事項
- 第三十九條 傳道部ニ屬スル事項左ノ如シ
- 一、一般傳道事業ノ計畫
  - 二、教會ノ設立
  - 三、加盟ノ教會及傳道所ノ應援
  - 四、所屬傳道地及其主任教職ニ關スルコト
  - 五、巡迴教師ノ派遣

第四十條 教育部ニ屬スル事項左ノ如シ

- 一、日曜學校ノ發達ニ關スルコト
- (一) 教師ノ養成
- (二) 教科書、參考書、教材ノ撰擇及編纂
- (三) 巡迴應授及講習會ノ開催
- 二、青年團體(男女)ノ指導ニ關スルコト
- (一) 青年會聯盟ノ指導
- (二) 青年團體ノ連絡及應授

ノ募集

五、本會經費ノ支出

六、其他本會財務ニ關スル一切ノ事項

第七章 役員

第四十三條 本會ニ會長ヲ置ク

- 一、會長ハ本會ヲ代表シ總會及理事會ノ決議ニ基キ會務ヲ統理ス
- 二、會長ハ理事會及部會長會ヲ招集シ其議長トナル
- 三、會長ハ職務上理事ノ資格ヲ有ス
- 四、會長ハ總會ニ於テ選舉シ出席議員數ノ過半数ノ得票ヲ以テ當選トス 但總會ハ投票ヲ以テ舉ゲタル候補者銜委員若干名ヲシテ會長候補者三名ヲ舉ゲシメ其候補者中ヨリ選舉スルモノトス
- 五、會長ノ任期ハ二ケ年トシ其就任ヲ翌年一月一日トス
- 六、會長缺員トナリタルトキハ理事會ニ於テ補缺選舉ヲ行フ 但其任期ハ前會長ノ殘餘期間トス



第四十四條 本會ニ理事八名ヲ置ク

- 一、理事ハ理事會ヲ組織シ總會ノ決議ニ基キ會務ヲ處理シ事業ヲ經營ス
- 理事會ハ緊急事項ニツキ總會ニ代リ臨時決議スルコトヲ得 但此場合ニ於テハ總會ノ事後承認ヲ得ルヲ要ス

理事會ニ關スル規程ハ別ニ之ヲ定ム

二、會長ハ理事中ヨリ總務理事一名ヲ舉グルコトヲ得

總務理事ハ會長ヲ補佐シ事務ヲ執行ス

總務理事ハ會長事故アルトキ會長ノ職務ヲ代行ス

三、理事ハ六名ヲ總會ニ於テ二名ヲ理事會ニ於テ選舉

シ任期ハ二ケ年トシ其就任ヲ翌年一月一日トス

理事ハ投票ノ過半数ヲ得タル者ヲ以テ當選者トス

過半数ヲ得タル者ナキトキハ最多數ヲ得タル者ノ中

ヨリ要員ノ倍數ヲ取り之ニツキ決選投票ヲ行フ

理事ニ缺員ヲ生ジタルトキハ理事會ニ於テ選定シ之ヲ補缺スルコトヲ得

第八章 職員

第四十五條 本會ニ幹事及書記各若干名ヲ置ク

- 一、幹事ハ理事ノ指揮ヲ受ケ各部ノ事務ヲ分擔處理ス
- 二、書記ハ幹事ヲ補佐シテ各部ノ事務ニ従事ス
- 三、幹事及書記ハ理事會ニ於テ選任ス

第九章 評議員及委員

第四十六條 本會ハ必要ニ應ジ總會ニ於テ評議員及諸種ノ委員ヲ置クコトヲ得

第四十七條 本會ハ各部事業ノ必要ニ應ジ理事會ニ於テ諸種ノ委員ヲ置クコトヲ得

第十章 經費

第四十八條 本會事業ノ經費ニ對スル歳入ハ左ノ科目ニ依ル

- 一、各種基本財産ノ果實
- 二、加盟ノ教會及傳道所ノ負擔金
- 三、恩給資金
- 四、特別維持員、維持員及賛助員ノ寄附金

五、有志寄附金

六、其他ノ收入

第四十九條 本會ノ事業ニ對シ左記ノ金額ヲ寄附スル者

ヲ特別維持員、維持員及賛助員トス

一、特別維持員ハ年額金壹百圓以上ヲ寄附スル者

二、維持員ハ年額金拾五圓以上ヲ寄附スル者

三、賛助員ハ年額金五圓以上ヲ寄附スル者

第十一章 修正

第五十條 本規約及各規程ハ總會ニ於テ出席議員三分ノ

二以上ノ同意ヲ得ルニアラザレバ修正スルコトヲ得ズ

日本組合基督教會理事會規程修正

第一條 理事會ハ本會規約及各規程ニ於テ定メラレタル事項ニ就テ議決シ且左ノ事項ヲ處理ス

一、各部署業ノ經營及事務ニ關シ重要ナル處置

二、總會ノ順序及議案ノ編成

三、總會ニ於テ議決セラレタル事項

四、其他本會ニ關スル緊急ノ事項

第二條 理事會ハ毎年六回之ヲ開ク 但會長ニ於テ必要

ト認メタル場合若クハ理事二名以上ノ請求アリタルト

キハ臨時理事會ヲ開クコトヲ得

第三條 理事會ノ議事ハ出席理事ノ過半数ヲ以テ決ス

但可否同數ナルトキハ議長之ヲ決ス

第四條 理事會ハ理事半数以上ノ出席アルニアラザレバ

決議ヲナスコトヲ得ズ

第五條 財團法人日本組合基督教會維持財團理事會ハ理事

會ニ出席シ且其意見ヲ提出スルコトヲ得

傳道師養成獎學金規程修正

一、第三條、第四條、第五條、第七條及第八條ニ『常務理事會』トアルヲ『理事會』ニ改ム

傳道獻身者獎勵ニ關スル規程修正

一、本規程ニ『教職部』トアルヲ『本部』ニ、『常務理事會』トアルヲ『理事會』ニ改ム



會堂建築資金規程修正

一、第二條及第八條ニ『常務理事會』トアルヲ『理事會』ニ改ム

〔附記〕

一、規約第一章總則ハ、特別議案審査委員長長南石福二郎氏ノ報告ニ依リ、議場ハ組合教會機構改善調査委員會ノ成案ヲ保留トセシメテ、コ、ニハ現行規約其儘ヲ掲グ

二、從來ノ各部規則ニ定メラレタル主意ヲ修正規約中ニ取入レラレタルヲ以テ、各部規則ハ自然消滅ス

三、常務理事會廢セラレタルヲ以テ、理事會常務理事會規程ハ理事會規程トナリタルナリ

昭和十年度日本組合基督教會經常歲入歲出決算

歲入之部

科	目	決算額
第一科	第一款 教會負擔金	三三、五三一・〇〇
	第一項 教會負擔金	三三、四一〇・〇〇
	第二款 經常寄附金	六、五五六・六八
	第一項 特別維持員寄附金	一、六〇〇・〇〇
	第二項 維持員寄附金	一、九六四・六八
	第三項 贊助員寄附金	三、〇〇一・〇〇
	第三款 總會禮拜獻金	三、〇六一・一〇
	第一項 總會禮拜獻金	三、〇六一・一〇
	第四款 教職部收入金	二、八三三・〇〇
	第一項 傳道師養成費有志寄附金	九二〇・〇〇
	第二項 同上、アメリカン・ワールド寄附金	一、九一三・〇〇
	第五款 傳道部收入金	三六、〇〇〇・八六
	第一項 傳道記念日傳道獻金	一、〇三六・一一
	第二項 諸團體寄附金	三三、五三三

第三項 基本金利息

第四項 アメリカン・ワールド提供金

第六款 教育部收入金	四、五八二
第一項 日曜學校負擔寄附金	三、四、五三二・七一
第二項 花の日獻金	二、一五〇・七二
第三項 出版物收入金	九四〇・五〇
第四項 有志寄附金	四〇〇・六二
第七款 社會部收入金	三、四七・八二
第一項 青年信徒聯盟寄附金	四、六七・八〇
第八款 臨時寄附金	八六・一〇
第一項 臨時寄附金	八六・一〇
第九款 雜收	一、七八・三〇
第一項 雜收	一、七八・三〇
過年度繰越收入	一、七二八・三〇
前年度繰越收入	八九・六三
合	八九・六三
計	二七、七〇
前年度繰越	六、四七
計	七五、〇三三・八



歲出之部

科	目	決算額
第一款	總務部經費	一、二二〇・六
第一項	總會記錄及便覽費	三七・九
第二項	基督教世界社補助金	三〇〇・〇
第三項	日本基督教聯盟費	五四〇・〇
第二款	教職部經費	五、四四八・八
第一項	同志社神學教育提供金	三、五〇〇・〇
第二項	神學生獎學金	一、九四三・〇
第三項	傳道獻身者獎勵費	二、八八
第三款	傳道部經費	一四、〇八〇・五八
第一項	傳道地應援費	三、四八〇・六〇
第二項	巡迴傳道費	一、一四七・三
第三項	部會傳道應援費	一、六三〇・〇
第四項	宣教師傳道費	七、二五二・一
第五項	傳道月報費	四一〇・九六
第六項	會堂建築費返附金	一五九・〇〇
第四款	教育部經費	一、七五五・七八
第一項	講習會及應援費	六七五・三

一三八

科	目	決算額
第二項	出版費	四六六・一六
第三項	日曜學校教案編纂費	四七〇・〇〇
第四項	協議會費	八四・一〇
第五項	日本日曜學校協會寄附金	一〇〇・〇〇
第五款	社會部經費	三五四・〇八
第一項	事業費	三〇一・九八
第二項	協議會費	五二・一〇
第六款	報酬金	三九、一七一・〇〇
第一項	本部報酬金	八、五〇七・〇〇
第二項	傳道地報酬補助金	三〇、六六四・〇〇
第七款	慰勞金	一、九六三・五〇
第一項	本部慰勞員	六七〇・〇〇
第二項	傳道地教師	一、二九三・五〇
第八款	旅費	六八〇・九六
第一項	總務部	一一二・七九
第二項	教職部	一六・九三
第三項	傳道部	七二・六四
第四項	教育會	一一・六〇
第五項	社會部	二二・五〇
第六項	財務部	七・五〇

第七項 任用旅費

第九款	會議費	四三七・〇〇
第一項	總會	三、二六二・四四
第二項	理事會	二、二六八・五八
第三項	常務理事會	六〇〇・九五
第四項	部會幹事長會	一一〇・五六
第五項	委員會	四四・八二
第十款	事務費	一、六六・五五
第一項	事務室費	三、五五六・九五
第二項	通信費	一、三九二・〇〇
第三項	印刷費	一、三三七・六九
第四項	文具費	六三二・三六
第五項	消耗費	一三二・一八
第六項	雜費	一三三・三四
第六項	雜費	一五一・三八
第十一款	退職慰勞積立金	一、五〇〇・〇〇
第一項	退職慰勞積立金	一、五〇〇・〇〇
第十二款	恩給資金掛金	三八五・八五
第一項	恩給資金掛金	三八五・八五
第十三款	臨時費	一、六八六・八三
第一項	臨時費	一、六八六・八三

剩餘金

合計 七五、〇三二・五八

昭和十年度特別會計  
元クリスチャン宣教師社團所有  
教會財產經費收支決算

收入之部

科	目	決算額
第一款	アメリカン・ボールド提供金	一、五四八・〇五
合	麻布教會牧師館使用料	三三七・七一
合	計	一、七八五・七六

支出之部

科	目	決算額
第一款	地代	二九六・四〇
第二款	公租	二九七・七三
第三款	火災保險金	五八二・五一
合	計	一、一七六・八四

一三九



第四款 修繕費	五九・九
第五款 事務費	一三
合計	一七五・六

昭和十年度中央基金果實恩給資金收支決算

收入之部		決算額
第一款 中央基金ヨリ供給金		七、三三〇・〇〇
第二款 同上海外留學獎學金		三、〇〇〇・〇〇
第三款 恩給資金ヨリ供給金		二、七三三・六六
合計		一三、〇六三・六六
支出之部		決算額
第一款 養老金		八、〇三八・〇〇
第二款 休職金		一〇五・〇〇
第三款 療養費補助金		二九・二五

第四款 海外留學獎學金	三、〇〇〇・〇〇
第五款 遺族扶助金	一、一四二・〇〇
第六款 事務費	三九・四一
合計	四、一八一・四一

昭和十年度教勢調査審議繼續費收支報告

收入之部		収入額
前年度繰越金		二、三三三・〇六
合計		二、三三三・〇六
支出之部		支出額
實業行費		五〇〇・〇〇
機構改善調査費		七二・四三
剩餘金		一、九二二・六四
合計		二、二四四・〇六

昭和十年度恩給資金掛金收支報告

收入之部		決算額
恩給資金掛金收納額		三、一三九・四〇
銀行預金利息		五九・七四
前年度繰越高		三、一四二・九四
合計		六、三四二・〇八

支出之部		決算額
恩給資金供給金		二、七三三・六六
次年度へ繰越高		四、〇六八・四二
合計		六、三三二・〇八

右繰越金現在高ノ保管方法左ノ如シ

- 住友銀行本店定期預金 三、一四二・九四
- 同上特別當座預金 九二四・四八

昭和十年度末現在貸借對照表

借方之部	一、八七七・〇一
假出金	

三和銀行當座預金	七、六〇九・〇五
住友銀行定期預金	三、一四二・九四
住友銀行特別當座預金	九二五・四八
振替貯金	七、九一六・三七
特別假出金	五七四・〇〇
合計	三二、〇一七・八五

貸方之部		決算額
假預金		一一、九六二・一九
經常費剩餘金		三三・七七
教勢調査審議繼續費		一、九二二・六四
退職慰勞積立金		一、三三三・〇〇
恩給資金剩餘金		四、〇六八・四二
文學委員預金		三六二・九〇
トラクト委員預金		三八四・三七
信愛教會建築金		八六五・〇三
函館教會救済金		二、一九四・五三
合計		三三、〇一七・八五



# 昭和十二年度日本組合基督教會經常費歲入歲出豫算

## 歲入之部

科	目	豫算額
第一款 教會負擔金	第一項 教會負擔金	二六,〇〇〇.〇〇
	第二項 經常寄附金	二六,〇〇〇.〇〇
	第一項 特別維持員寄附金	一,〇〇〇.〇〇
	第二項 維持員寄附金	三,〇〇〇.〇〇
	第三項 贊助員寄附金	五,〇〇〇.〇〇
	第三款 總會禮拜獻金	四,〇〇〇.〇〇
	第一項 總會禮拜獻金	四,〇〇〇.〇〇
	第四款 教職部收入金	三,〇〇〇.〇〇
	第一項 傳道師養成費有志寄附金	一,〇〇〇.〇〇
	第二項 同上アメリカン・ボードル寄附金	二,〇〇〇.〇〇
	第五款 傳道部收入金	三六,七五〇.〇〇
	第一項 傳道記念日傳道獻金	二,〇〇〇.〇〇
	第二項 諸團體寄附金	一〇〇.〇〇

科	目	豫算額
第三款 基本金	第四項 アメリカン・ボードル提供金	四五〇.〇〇
第六款 教育部收入金	第一項 日曜學校負擔寄附金	一,九〇〇.〇〇
	第二項 花の日獻金	一,〇〇〇.〇〇
	第三項 出版物收入金	六〇〇.〇〇
第七款 社會部收入金	第一項 青年會聯盟寄附金	三〇〇.〇〇
第八款 臨時寄附金	第一項 臨時寄附金	一〇〇.〇〇
第九款 雜收	第一項 雜收	五〇〇.〇〇
總計		八三,四七〇.〇〇

科	目	豫算額
第一款 總務部經費		一,二五〇.〇〇

第一項 總會記錄及便覽費	六五〇.〇〇
第二項 基督教世界社補助金	一〇〇.〇〇
第三項 日本基督教聯盟費	五〇〇.〇〇
第二款 教職部經費	五,五〇〇.〇〇
第一項 同志社神學教育提供金	三,五〇〇.〇〇
第二項 神學生獎學金	二,〇〇〇.〇〇
第三項 傳道獻身者獎勵費	一〇〇.〇〇
第三款 傳道部經費	二二,九七〇.〇〇
第一項 傳道地應援費	二,九八一.〇〇
第二項 集中巡迴傳道費	五,五〇〇.〇〇
第三項 部會傳道應援費	一,七〇〇.〇〇
第四項 新地開拓費	四,三〇〇.〇〇
第五項 宣教師傳道費	七,〇〇〇.〇〇
第六項 傳道月報費	三〇〇.〇〇
第七項 會堂建築費返附金	一五九.〇〇
第四款 教育部經費	一,五〇〇.〇〇
第一項 講習會及應援費	八〇〇.〇〇
第二項 出版費	五〇〇.〇〇
第三項 協議會費	一〇〇.〇〇
第四項 日本日曜學校協會寄附金	一〇〇.〇〇

第五款 社會部經費	四〇〇.〇〇
第一項 事業費	三〇〇.〇〇
第二項 協議會費	一〇〇.〇〇
第六款 報酬金	三七,三〇〇.〇〇
第一項 本部報酬金	八,六〇〇.〇〇
第二項 傳道地報酬補助金	二六,六〇〇.〇〇
第七款 慰勞金	一,八〇〇.〇〇
第一項 本部慰勞金	六〇〇.〇〇
第二項 傳道地教師員	一,二〇〇.〇〇
第八款 旅費	八〇〇.〇〇
第一項 總務部	一五〇.〇〇
第二項 教職部	五〇.〇〇
第三項 傳道部	一〇〇.〇〇
第四項 社會部	三〇.〇〇
第五項 財用部	一五〇.〇〇
第六項 財用部	一五〇.〇〇
第七項 財用部	二〇〇.〇〇
第九款 會議費	三,一五〇.〇〇
第一項 總會	二,〇〇〇.〇〇
第二項 理事會	五〇〇.〇〇











# 第五拾貳回日本組合基督教會總會報告

## 第一、總務部報告

總務部長 山口 金作

一、教會現況報告(略)

二、事務報告(略)

## 第二、教職部報告

教職部長 芹野與太郎

一、教職の異動(略)

二、按手禮及傳道師承認志願者(略)

三、傳道師養成及神學教育協力(略)

四、海外留學獎學金受領者(略)

五、中央基金及恩給資金の適用(略)

## 第三、傳道部報告

傳道部長 西尾幸太郎

一、傳道地其他に就て(略)

二、宣教師の傳道及異動(略)

三、巡迴傳道(略)

四、農民福音學校(略)

五、都市勞働者傳道(略)

## 第四、教育部報告

教育部長 今泉 眞幸

一、日曜學校現況(略)

二、講習會及協議會の應授(略)

三、日曜學校巡迴應授(略)

四、キャンプ(略)

五、關係諸學校教師懇談協議會(略)

六、出版(略)

七、日本日曜學校協會評議員會(略)

八、第五拾壹回總會日曜學校教育協議會決議に就て

## 第五、社會部報告

社會部長 今泉 眞幸

一、諸事業(略)

二、日本組合基督教會男女青年會聯盟事業(略)

## 第六、財務部報告

財務部長 阪田 素夫

一、昭和十一年度收支現況(略)

二、昭和十一年度收入現況(略)

三、恩給資金掛金報告(略)

## 集中傳道報告 (昭和十一年九月二十日調)

委員長 芹野與太郎

### 一、集中傳道の計畫

(一) 昨年十二月開會の理事會に於ける昭和十一年度傳道方針の懇談の席上に於て現下教界内外の情勢に鑑み既に決せる傳道方針に加へて此の際特別なる傳道の企圖の必要を一同痛感するに至れり。斯くて理事會は東西に委員を擧げて之が立案計畫せしめたり。かくて常務理事會は其立案を更に検討して愈々集中傳道として次の方針によつてこれが實行を決議し其運動を開始するに至れり。

(二) 一月廿七日臨時常務理事會に於て左の決議をなす。

① 全國諸教會中より數個教會を撰みて集中傳道を舉行すること。

但 北海、鮮、滿の三部會及臺灣支那方面に對して

は別に巡迴應授を行ふこと。

② 計畫實行の爲め集中傳道委員五名及び幹事一名を置き左の諸氏を擧ぐること。

(委員) 芹野與太郎氏(長)

岩村清四郎氏 額賀鹿之助氏

大下角一氏 鈴木浩二氏

(幹事) 田中左右吉氏

③ 集中傳道舉行の各個教會には集中傳道委員會の選定に依り特に委員長を置き適切なる傳道の計畫實行の全責任を負はしむる事。當該教會牧師は副委員長として委員長と協力し之れが準備實行に當ること。

④ 經費總額を金參千五百圓也とし左の如く收支豫算を定むること。

### 收支之部

第一款 有志寄附金

三、〇〇〇・〇〇 円

第二款 傳道部經費繰入金

五〇〇・〇〇



合計 三、五〇〇・〇〇

支出之部

第一款 實行費 三、〇〇〇・〇〇

第二款 準備費及事務費 五〇〇・〇〇

合計 三、五〇〇・〇〇

〔註〕 傳道部經費繰入金は傳道經費第二項巡廻傳道費二、三〇〇・〇〇より繰入るゝものなり。

⑤ 集中傳道準備協議會を開き特に部會幹事長を招集して、本傳道の主旨並に計畫の理解を徹底せしめ之れが協力實行の協議を行ふこと。

但北海、朝鮮、滿洲の部會幹事長を除く。

⑥ 有志寄附募金の爲め傳道募金委員七名を置くこと、右委員は本傳道費金參千圓の外滿洲傳道會補助金壹千貳百圓及全國協同傳道費金八百圓合計金五千圓を募金すること。

傳道募金委員を左の如く煩はすこと。

阪田 素夫氏(長) 船橋 正氏

額賀鹿之助氏 小崎 道雄氏

南石福二郎氏 野口 末彦氏

岡部 五峰氏

(三) 集中傳道の教會及其委員を左の如く決定す。

行人坂教會

平岡徳次郎氏(長) 高橋栄三氏(副)

巢鴨教會

今泉眞幸氏(長) 野口末彦氏(副)

大森教會

山口金作氏(長) 小北峻次郎氏(副)

めぐみ教會

芹野與太郎氏(長) 岩村清四郎氏(副)

横濱教會

中井佐一郎氏(長) 平賀徳造氏(副)

仙臺教會

小崎道雄氏(長) 田島守人氏(副)

仙臺二十人町教會

小崎道雄氏(長) 佐藤健男氏(副)

前橋教會

額賀鹿之助氏(長) 櫻井乾一郎氏(副)

洛陽教會

鈴木浩二氏(長) 遠藤作衛氏(副)

西宮教會

長谷川直吉氏(長) 上堀照次氏(副)

武庫教會

長谷川直吉氏(長) 茂義太郎氏(副)

岡山教會

岸田耕讀氏(長) 川端忠治郎氏(副)

今治教會

田崎健作氏(長) 中村三郎氏(副)

鹿兒島江南教會

芹野與太郎氏(長) 渡瀬圭一郎氏(副)

二、委員會

集中傳道の爲め左の如く委員會を開會す。

① 全委員の委員會を二月十七日(月)午後六時より江州石山、三日月樓に於いて開會し本傳道の大綱を確定す。

② 集中傳道準備協議會を二月十八日(火)午前十時より江州石山、三日月樓に於て開會し、全委員の外、北海、鮮、滿以外の各部會幹事長に參集を請ひ、集中傳道教會を選定し、其の傳道委員長の選舉、經費の割當を決定す。

③ 傳道委員長會を三月卅日(月)午前十一時より西宮市夙川、パイン・クレストに開會し、各教會應授講師の振當に就き協議す。

④ 小委員會を二月十日(月)、三月十日(火)、五月四日(月)の三回本部集會室に於て開會す。

三、協議會(又は修養會)

① 仙臺地方 四月三日(金)午前十時より仙臺教會に於て開會す。

② 京濱地方 (一) 集中傳道舉行五教會信徒役員協議會



を三月廿二日(日)午後二時より大森教會に於て開會す。

(二)教師協議會を翌廿三日(月)正午より翌朝に掛け Y.W.C.A 憩の家に於て開會す。

③兩毛地方 三月廿五日(水)午前十時より前橋教會に於て開會す。

④京都地方 四月十三日(月)午後二時より翌朝に掛けて洛陽教會に於て開會す。

⑤大阪地方 三月九日(月)午前十時より西宮市夙川、パイン・クレストに於て開會す。

⑥兵庫地方 (一)三月廿三日(月)午後五時半より武庫教會に於て又(二)四月廿日(月)午後五時半より西宮教會に於て開會す。

⑦中國地方 四月一日(水)午前十時より岡山教會に於て開會す。

⑧四國地方 三月廿日(金)午後一時より今治教會に於て開會す。

▽栗原陽太郎氏 九月十八日―廿日

③巢鴨教會

▽岩間松太郎氏 四月十日、十七日、廿四日、五月五日、十七日―十八日、廿七日、六月六日、十九日

▽海老名彈正氏 四月十二日

▽今泉 眞幸氏 五月二日―十日

▽大下 角一氏 六月五日―七日

▽本間 俊平氏 六月廿一日

④行人坂教會

▽平岡徳次郎氏 四月十九日―廿二日

▽和田 信次氏 四月廿四日

▽栗原陽太郎氏 五月九日―十一日

▽平賀 徳造氏 五月廿二日

▽佐野源一郎氏 五月廿七日

▽山口 金作氏 六月六日―七日

▽田泉 保興氏 六月十二日

▽山本 忠美氏 六月廿六日

⑨九州地方 四月十六日(木)午後二時より鹿兒島江南教會に於て開會す。

四、傳道問題懇談會

阪神間の有志を招きて三月廿六日(木)午後六時より大阪教會に於て第一回を、第二回を七月二日(木)午後六時より小林商店大阪支店に於て京阪神の有志を招いて開會し、集中傳道を中心に傳道問題に關する意見を交換す。

五、各教會應援講師 (▽の講師は集中傳道委員派遣)

①仙臺教會

▽堀 貞一氏 五月十四日―十七日

▽平岡徳次郎氏 六月五日―七日

▽柏木 準雄氏 七月三十日―八月六日

②仙臺二十人町教會

▽平岡徳次郎氏 六月七日―九日

▽小出 廣 氏 六月十四日

▽松本 宗吉氏 六月廿一日―廿二日

▽岩間松太郎氏 九月十六日

⑤大森教會

▽河井 道子氏 四月十七日

▽田崎 健作氏 四月廿三日―廿六日

▽ウオーリス氏 四月廿六日

▽平賀 徳造氏 五月廿日

▽山口 金作氏 六月八日―九日

⑥めぐみ教會

▽平賀 徳造氏 四月十四日

▽山本 忠美氏 四月廿六日

▽田崎 健作氏 四月廿六日―廿八日

▽佐藤 健男氏 五月九日―十二日

▽外村 義郎氏 六月五日―七日

▽高橋 泉三氏 七月十四日

▽平賀 徳造氏 七月十九日

⑦横濱教會

▽平岡徳次郎氏 四月廿二日―廿三日



- ▽中井佐一郎氏 五月十二日―十五日
  - ▼吉田 悦藏氏 五月十六日―十七日
  - ▽和田 信次氏 五月十九日、廿六日、六月二日、九日
  - ▽山本 忠美氏 五月廿九日、六月五日、十二日、十九日
  - ▽ウ ダ フ氏 六月十三日―十四日
  - ▽今泉 眞幸氏 六月廿日―廿一日
  - ▽岩村清四郎氏 七月十九日
  - ▽田崎 健作氏 九月十七日―廿日
- ⑧前橋教會
- ▽錦織久良子氏 五月十五日―十七日
  - ▽竹林誠一郎氏 五月廿三日―廿四日
  - ▽野口 末彦氏 五月廿四日―廿六日
  - ▽木村 清松氏 六月四日―五日、廿二日―廿三日
  - ▽堀 貞一氏 七月十一日―十二日
- ⑨洛陽教會

- ▽鈴木 浩二氏 四月廿一日―廿二日、五月十七日
  - ▽額賀鹿之助氏 五月十五日―十七日
  - ▽田崎 健作氏 六月十二日―十四日
  - ▽錦織 貞夫氏 六月十四日
  - ▽芹野與太郎氏 七月三日―五日
  - ▽岩村清四郎氏 九月十一日―十三日
- ⑩武庫教會
- ▽福井 邦藏氏 四月廿一日
  - ▽平岡徳次郎氏 四月廿四日―廿六日
  - ▽金子 卯吉氏 五月十七日
  - ▽入江源次郎氏 五月廿日―廿一日
  - ▽大下 角一氏 五月廿四日
  - ▽岸田 耕讀氏 六月二日、四日
  - ▽榎本 修氏 六月十三日―十四日
  - ▽堀 貞一氏 七月五日
  - ▽富森 京次氏 七月十二日
- ⑪西宮教會

- ▼島中 博氏 四月廿六日
  - ▽榎本 修氏 五月廿三日―廿四日
  - ▽濱田 與助氏 六月十三日―十四日
  - ▽長谷川直吉氏 六月廿七日―廿八日
  - ▽菅原 菊三氏 七月十二日
  - ▼吉田 悦藏氏 九月十二日―十三日
- ⑫岡山教會
- ▽長坂鑿次郎氏 四月十八日―十九日
  - ▽魚木 忠一氏 五月八日―九日
  - ▽福永 菊枝氏 五月十六日―廿四日
  - ▽長谷川初音氏 六月六日―七日
  - ▼中路 嶋雄氏 六月廿一日

- ⑬今治教會
- ▼齋藤 敏夫氏 五月三十一日
  - ▽堀 貞一氏 六月一日―七日
  - ▽福永 菊枝氏 六月一日―七日
  - ▽錦織 貞夫氏 八月三日―九日

六、集中傳道の効果

⑭鹿兒島江南教會

- ▽丹羽 巖氏 五月十一日―十三日
- ▽中村 正路氏 六月九日―十四日

集中傳道を開始して約四ヶ月を経過したのみなるを以て、未だ其の効果を論ずるには尙早たるの譏を免がれ難きも、大體に於て定期集會に於ける會衆の増加を示せり。即ち集鴨、岡山の如き一月より三月までは昨年同期より會衆数を減じ居るも、四月より増加し來りしことを示せり。洛陽教會の如きは前年同期が無牧時代なりしたため、殆ど倍に近き禮拜會衆の増加を六月の平均は示せり。最も全面的に教會の振起を示せるは前橋岡山、今治、鹿兒島の如き地方都市なり。其の中に於ても前橋は最もリバイバル的の進展を報ぜられ、受洗者三十八名といふ本年七月までの最高レコードを示し居れり。岡山の求道者二百十六名、今治の約五十名なども注目に値すべきものなるべし。



教職試験委員報告 (昭和十一年九月一日)

委員長 今泉 眞幸

本年度教職試験志願者にして、理事會に於て受験承認を與へ、本委員へ回附せられたるもの

▽按手禮受領志願者は、左の四名にして

大山寛 中村愈 海老澤宣道 永島與八

中ち永島に對しては學科試験を課する必要あり。

何づれも口答試験は、總會開催の直前に行ひその結果を總會の劈頭に報告すべし。

▽傳道師承認志願者は、左の四名にして

壺井正夫 富田政光 石垣信勝 定家都志男

中ち石垣に就ては東京在住の委員にその試験を委任せり。

海外留學獎學金委員報告

(昭和十一年九月一日)

委員長 今泉 眞幸

本年度は獎學金の提供なし。

組合教會調査委員報告

(昭和十一年九月十日)

委員長 西尾幸太郎

昨年十月第五十一回總會は我が教會の現状に鑑み教會機構を改善強化するの必要を認め之れが調査と立案をなすべき教會機構改善調査委員會を設くることを決議せしが組合教會調査委員の大多數は該委員中に加はり之れが調査に參與することとなりたれば、別に本委員として調査すべき事項あるを認めず、隨つて本年度は本委員會を開かずして今日に及べり。

讚美歌委員報告 (昭和十一年九月一日)

委員長 小崎 弘道

自昭和十年五月至昭和十一年四月

一、講習會 本年度に於て夏期に本委員會主催の下に大阪、仙臺、札幌の各都市に數日に亘る講習會を開催し教會音樂の發達、讚美歌の普及に貢獻する所ありたり十二月クリスマスに際しては東京女子基督教青年會と

共同主催にてクリスマス音樂禮拜を東京市日比谷公會堂にて舉行、二千有餘の會衆を得たり。

猶 十一年度に於ては福岡、廣島、金澤、前橋の都市に講習會開催を企畫し、目下準備中なり。以上の外東京市に於ける第三回日本福音學校及び靜岡市に於ける日曜學校教師講習會に讚美歌講座のために講師を派遣せり。

二、事業概況 改訂讚美歌刊行以來既に五ヶ年を経過し其の間經濟的状況の推移に伴ふ物價の變動に鑑みる所あり、特別委員を擧げて製作費に對する検討、調査に當らしめつゝありしが、昨秋臨時總會を開き印刷所變更を決議し、去る十二月限りを以て從來の星光印刷社を愛生舎印刷所に變更するに至れり。尙四六版半截版の改版を企圖し、目下オフセット版、凸版を製版中にて今秋には新版による讚美歌の完成を見る豫定なり。  
三、發賣冊數 本年度發賣冊數は四萬五千六百冊にて前年度に比し一萬二千二百五十四冊の減少を示せり。本

年度發賣冊數内譯左の如し。

- (一番)七、一三三冊 (二番)四七二冊 (三番)三七八冊 (四番)三一〇冊 (五番)四四三冊 (十一番)一五、六七六冊 (十二番)一、八四三冊 (十三番)八三〇冊 (十四番)五〇二冊 (十五番)一、四六〇冊 (十六番)四〇七冊 (廿番)一一、六四〇冊 (廿一番)四、三二〇冊 (廿二番)一六七冊 (廿三番)一七冊 (廿三番)二冊

四、會計報告、本年度會計決算左の如し

收入之部	
一、讚美歌販賣益金	六、三六・三
一、預金利子	八〇八・元
合 計	七、三〇四・七〇
支出之部	
一、讚美歌講習會補助	一、九六・九四
一、總會及委員會費	六八六・六一
一、室料及事務費	四七八・五〇



同志社神學教育協力に關する報告

(昭和十一年九月一日)

委員 今泉 眞幸

- 一、同委員は、本年度も理事會の決議に由りて、西尾幸太郎、高木貞衛、今泉眞幸の三氏の重任となれり。
- 一、本年三月卒業の神學生は、大學神學科十四名、内神學專攻十三名、社會事業科專攻一名、倫理學專攻なし神學部六名、合計二十名。内組合教會のもの神學部科九名(内七名就職、大學院一名、殘留一名)神學全部、内神學科へ轉入五名、就職一名。
- 一、本年四月の入學生は、大學神學科へ十六名(内神學專攻十名、社會事業科專攻四名、倫理學專攻二名)(内組合十二名、同胞三名、聖公會一名)豫科神學志望者二十二名。神學部へはなし。
- 一、現在生は、大學院二名、神學科三十九名(内神學二十名、社會事業科十七名、倫理二名、組合二十九名、同胞三名、聖公會二名、バプテスト二名、長老三名)神

- 一、人件費及謝禮 1,010.00
- 一、火災保険料 146.00
- 一、臨時費 1,100.00
- 一、雜費 63.00
- 一、次年度繰越金 1,443.65
- 合 計 7,014.70

五、委員及役員 本年度委員及役員左の如し。

- 阿部義宗(常務)、別所梅之助、イ・エス・カーブ、アル・エツチ・フキツシヤ、エフ・デー・ゲリー、エツチ・デイ・ハナフオード(會計)、今村正一(書記)、川添萬壽得、小崎弘道(委員長)、中島力三郎、齋藤忠郎、富田滿(專務)

昭和十一年七月十日

讚美歌委員會

- 委員長 小崎 弘道
- 書記 今村 正一

學部一級だけ四名、總て組合。

- 一、西尾講師の外に、芹野牧師は實踐神學原論の、岸田牧師はその各論の講師を囑託せらる。

中央基金募集完成に關する報告

(昭和十一年九月一日)

委員長 西尾幸太郎

一、中央基金の募集完成に就て

本基金の募集は、開始以來既に十七ヶ年を經過せんとするに拘らず、基金寄附申込總額金二〇六、九八二圓二〇中、拂込總額金一七四、七一五圓九一、未拂込總額金三二、二六六圓二九にして、教會財政の困難なる現狀に於ては之れが募集完成を期圖し難しとするも、近年一向其歩を進め得ざるは甚だ遺憾とする所なり。右未拂込額及其豫約申込者中、死亡、住所不明、信仰失落、身上變化等によりて、拂込不能となれるもの百口に近く其金額約五千圓に及ぶかも知れざるべし。現下一般教務多端にして之れが完成に没頭し得ずと雖、

二、中央基金完成募集現況

養老金其他の支給金に於て不足を告げつゝある今日なれば、一兩年中にも豫定募集額の金二〇〇、〇〇〇圓だけは之れを完成すべく、何とか整理完成の途を講ぜざるべからずと苦慮しつゝあり。

科 目	昭和十年九月壹日 迄申込及拂込高	昭和十一年九月 壹日現在高
基金申込總額	1,000.00	2,006,982.20
基金拂込總額	1,174,715.91	1,747,715.91
基金未拂込總額	1,110.00	1,747,715.91
維持財團へ引續總額	—	33,266.29
手許保管總額	—	1,714,449.62
維持財團へ引續總額	—	1,714,449.62
手許保管總額	—	1,714,449.62

(今年度に於て引續額九、六八〇三増額) 四四、〇〇〇



三、基金保管 (昭和拾壹年九月壹日現在)

三和銀行高麗橋支店特別當座預金 現在高 四一四・〇〇〇

四、果實金計算 (昭和拾壹年九月壹日現在)

昭和拾年度繰越果實金 四〇〇・二九〇  
本年度九月壹日迄の果實金収入高 五・九二〇

計 四〇六・二一〇

前記果實金は三和銀行高麗橋支店へ特別當座預金とせり

右報告す

昭和十一年九月一日

中央基金募集完成委員

會計 高木 貞 衛  
同 阪 川 素 夫

一九二七年協約中央委員報告

(昭和十一年九月一日)

書記 鈴木 浩二

設立者名義を従来通りゴルドン夫人となし置き、今迄の設備は一切ゴルドン夫人所有のものを除き之れを同幼稚園に譲與することとなしたり。

四、第九回年會に於ては、各機關事業報告、各機關管理委員會事務報告、各機關豫算案並に諸委員の選出等約定まりたる議事の外

①ミツシヨンの組織變更並に一九二七年協約更改に伴ひ當然修正せらるべき各機關憲法及細則を修正す。

②松山東雲高等女學校當事者に於て、勝山幼稚園引繼の大方針決定したるを以て、現園長ギューリック夫人との間に具體的條件の折衝纏りたる後、中央委員會に於て之れが處理をなすことに決す。

③新に中央委員會所屬となる松山夜學校憲法を承認す (其他數項を議了す)

五、松山夜間中學寄附行爲を審査研究し、大體に於て賛意を表したるも、二つの點即ち第四條の目的並に第二十五條の財産處分規定に就き修正上の注意を喚起する

中央委員會所屬機關はアメリカン・ボールドより提供金近來著しく減少せしに拘らず、皆その立場に於て順當なる發展をなしつつあり。

本年に入りてより、二月七日及び五月十五日の二回常務委員會を開き又第九回年會は四月三十日及五月一日の二日に亘り神戸女學院に於て開會した。

今その決議事項の大要を擧ぐれば左の如し。

一、中央委員會所屬機關に對するアメリカン・ボールド本年度提供金は金一一、一〇〇圓にして豫算案よりも一、一六五圓の減額なり。この提供金を各機關へ、その事情に應じて分配するの額を決定したり。

二、財團法人岡山博愛會設立當初の監事二名を指定す。但し岡山博愛會は新財團を設立せんとする手續をやめて、既設財團法人岡山博愛會施療院の寄附行爲を變更し、その中に在來の岡山博愛會事業をも包含せしむることとなす。

三、京都相愛幼稚園は移轉新築せしが、向ふ一ヶ年間は

ことにしたり。

六、財團法人岡山博愛會病院寄附行爲變更に賛成し、新に主務官廳に申請し、當初の目的を貫徹せんとするに同意す。以上

今茲に中央委員會所屬機關の現況を報告すること次の如し。

◇神戸女子神學校

一、本年三月廿三日に第三十九回卒業式を舉行し、六名卒業す。内一名は社會事業科の卒業である。昨年四月一日より本年三月末までの一ヶ年間在學生徒数は三十名にて、昨年比して十一名の増加である。

一、本年四月の新入學生は一四名にて、内社會事業科四名、聽講生一名。現在第一年生一二名、第二年生一名、第三年生五名、合計二八名。此の内専門學校卒業の者二名、南洋人一名がある。

一、神戸女學院との協同は今年も行はれ、頗る好成绩を



收めてゐる。昨年も今年も新入學生久し振りに多数なりし爲め、校内に於けるあらゆる方面に新らしき元氣と生命とを現はしつゝあり。

- 一、學校資金を作る目的を以て映畫會を開催す。二月二十九日舉行の筈なりしが、帝都に於ける二・二六事件勃發の爲め開催の間に中止し、更めて之れを四月二日に舉行し金壹千五百圓の純益を得た。これ全く大阪市内の社會事業團體、並に教會關係者の盡力の結果である。

- 一、昨年九月二十三日より二十七日までに亘つて第八回同窓修養會を六ヶ年目に開催す。二十八名來會。

- 一、本年三月ウイルソン校長、南洋への途中學校に立寄り、卒業式に列席せられ、久し振りにて卒業生に證書を授與せられた。

- 一、本年度實行豫算額は五、六九六圓にて前年度より約五百圓の増加である。之れを明年度豫算と比較するも尙ほ三七〇圓の増加である。アメリカン・ボールド提

供金は前年通りの一、六〇〇圓なるも、明年は二、〇〇〇圓の要求をなしてゐる。

◆頌榮幼稚園及同保育專攻學校

- 一、昨年四月より本年三月までの一ヶ年間の在學生徒總數四十三名、園児七十八名にて前年度に比して少許の増加である。

- 一、卒業生の就職率は良好にて近年は公立幼稚園又は基督教に關係なき幼稚園よりも就職の申込を受くるに至つた。昨年の卒業生は十五名、本年の卒業生も十五名であつた。

- 一、縣外事課よりの紹介により正式に入學資格なきも支那人學生四名を特別聽講生として入學を許した。

- 一、本年度實行豫算は一、二、三、七四圓にて、明年即ち一九三七年豫算は一、二、〇九五圓である。アメリカンボールドよりの提供金は三、五〇〇圓である。

◆淀川善隣館

- 一、十年間勤続せられし福永菊枝女史の隠退外三名の退

職ありたるも、それら後任者の新任ありて、職員は益々協同一致し創業以來の好成績を挙げつゝある。昨年四月より本年三月までの一ヶ年間に在學園兒總數八十七名で、内新入六十四名、卒業四十名があつた。近隣に七つの幼稚園あるに拘らず、これ丈の園児を募集し得たるは前例になき好成績であつた。

- 一、大阪市に於ける社會事業として漸次その存在を認められ來り、昭和十年度に於て初めて大阪市よりの補助金三五〇圓を受領した。

- 一、昭和十年度映畫會純益は一、一四二圓であつた。昭和十一年度實行豫算は一〇、一四七圓で、昭和十二年度豫算は九、九八六圓である。アメリカン・ボールドよりの提供金は三、五〇〇圓である。

- 一、基本金の爲めの基金運動は財團法人設立後まで延期することにする。

◆岡山博愛會

- 一、アメリカン・ボールドよりの提供金を全然絶たれた

るも事業は依然として盛大に行はれ、岡山博愛會の名は、我が國に於ける社會事業界に益々高きを加へてゐる。

建築中のアダムス記念館落成し、昨年十二月十九日名士列席の下に盛なる獻堂式が舉行せられた。

- 一、アダムス女史は長歲月社會事業に携はるの故を以て昨年十月二十三日東京に於ける全國社會事業大會にて表彰せらる。且つ總裁高松宮殿下にお茶の會に招待せらるゝの光榮に浴した。又同女史は本年五月二十三日勳六等に叙せられ瑞寶章を下賜され、尙ほ閑院宮殿下には六月十二日事業御獎勵の思召を以て親しく本會に御成り遊ばされた。

- 一、昭和十年度中に於て、施療院にては三、〇二七名に對し五〇、九〇六回の施療をなした。又同年度中の在學生徒數は裁縫科五七名、保育園一〇九名であつた。尙ほ本年一月より新に齒科施療を開始し、四月より洋裁部を開設した。同部入學者十七名。



- 一、昭和十年度中に基本金に六四〇圓を加へ總額一六、六三一圓餘となつた。
- 一、昨年度は一、四二三圓餘の剩餘金を持つて年度を越したが、本年一月には三菱より七〇〇圓の寄附を受けた。
- 一、昭和十二年度豫算は五、二九九圓である。
- 一、既設財団法人岡山博愛會病院寄附行爲の變更を行ひ博愛會全事業を財団法人と爲すべく豫て申請中であつたが、去る八月を以て認可された。
- 一、アダムス女史は當春以來宿病の疼痛に苦みて東京聖路加病院に入院三回に及びしが痼腫全治の見込なくして重症に陥るの憂あり。且つ本年八月満七十歳に達して宣教師の停年期に及び、幸に新財団法人の設立も成りしを以て隠退歸米さるゝこととなり、九月十七日神戸出帆のプレヂデント・ジャクソン號にて歸米の途に就かれた。

◇鳥取南窓館

- 一、アメリカン・ボールドよりの提供金を打切られたるも、その代り、南窓館援助の目的を以て鳥取兄弟社設立せられ、その寄附によりて事業の繼續をなし得るに至つた。
  - 一、本年三月卒業の幼稚園児卅三名、四月の入園児四十五名、九月一日現在の園児は五十九名で成績良好である。外に英語會、料理科、ピアノ科等を設けて努力してゐる。
  - 因に鳥取兄弟社の設立せる洋裁學校には生徒約四十名あり相當の効果を收めてゐる。
  - 一、昭和十二年度豫算は一、六九三圓である。
- ◇夏季キャンプ事業
- 一、昭和十一年三月卅一日より四月三日まで同志社大學に於て第六回キャンプ指導者講習會を開催した。講習者の心が一致し、登 者數も多く、出席率も良く、確かに成功であつた。
  - 一、浦富キャンプは三つの團體によつて利用せられたが

その報告は左の如し。(以下横田榮三郎氏の報告による)

- 一、期間、一九三六年七月十四日より三十一日間
- (イ)カレッヂ・キャンプ、二週間  
神戸女學院、同志社女專、ランバス女學院
- (ロ)女學部キャンプ、二週間  
神戸女學院
- (ハ)鳥取日曜學校グループ、三日間  
一、指導者數及キャンパ一の數
- (イ)カレッヂ・キャンプ  
指導者十人、キャンパー卅一人
- (ロ)女學部キャンプ  
指導者八人、キャンパー卅一人
- (ハ)鳥取SSキャンプ  
指導者八人、キャンパー十八人
- 一、キャンプ費用
- (イ)カレッヂ・キャンプ及女學部キャンプは、二週間

二拾圓、(食費、教材費等を含む)

カレッヂ・キャンプに於て、特記すべきは

- (一)茂牧師指導のグループに依る聖書研究に依りて、經濟、日常問題等を研究せし事。(ヨハネ傳を中心として)
  - (二)手藝は、皮細工、陶器製作、銅板細工等を爲す。
  - (三)關西學院のカレッヂ・キャンプの訪問を受け、學生問題、家庭問題等の討議、及、ゲーム、食事等を借に爲す。
- ◇松山夜學校
- 新に中央委員會所屬となりしを以て、茲に所屬機關としての初めての報告をすることとなつた。
- 一、松山夜學校は創立以來四十六年の星霜を有し、今日まで幾多の好成績を挙げ地方的に名をなしたる勤勞子弟の教育機關である。卒業生中十二名は牧師となり、又他の基督教事業に従事す。九名は帝大を卒業し、三名は現在神學校に在學す。海外に留學したる者もある



が、實業界に入りて指導的地位にあるものも數氏ある。  
一、昭和十年中の新入生九〇名、卒業生一二名、在學生徒總數一七八名である。

一、生徒は第一部第二部に分れ、第一部生は午後五時より九時卅五分まで、第二部生は午後七時より九時卅五分までである。第一部生には晝間の甲種商業に於て課してゐる課目全部を課し、第二部生には聖書、修身、公民、英語、國語、簿記、數學、珠算、教練のみを授けてゐる。

一、政府の指定なき爲に多くの不便不利を感じてゐる故に之れを受くる爲に全努力を傾注してゐる。夜間中學申請に必要な三萬圓の基本金募集にも特別の努力を拂つて來た。

一、二月二十六日に創立第四十五周年記念式を小規模にて行つた。

一、會計状態は「目下の處、財政状態は上向傾向にあるから過去に於ける如く憂ふる必要なし」とあり。經費

①職員數 一九

(内、邦人一七、米人二)

②入學生數 七一

(高女部五九、專攻科一二)

③轉入學生數 (高女部)三

④中途退學者數 (高女部)五

⑤在籍總數 一九五

(高女部一八〇、專攻科一五)

⑥卒業生數 二八

(高女部二四、專攻科四)

⑦卒業生總數 九一九

⑧受洗者數(昨年一三) 六

⑨信者總數(昨年二〇) 一八

⑩經常費 二〇、三三五圓三〇

(内、アメリカン・ボールド提供金七、二二〇圓)

二、昭和十一年四月の新學期

①新入生數 八四

は一ヶ年八、五〇〇圓程で、内二、四〇〇圓がアメリカン・ボールドの提供金である。

◇單獨幼稚園

單獨幼稚園の整理は着々となされつゝあり。京都の相愛幼稚園は下鴨北園町の方に新築移轉し、設立者名義がミツシヨンに關係ある丈で他は全然獨立經營に移つてゐる。前橋の清心幼稚園も壹萬餘圓を以て園舎の改築を斷行して面目を一新し、松山の勝山幼稚園亦東雲高等女學校理事者との間に譲渡交渉進みつゝありて不日實施を見るに至るべし。参考の爲め次年度の豫算を示さんに、清心は二、五五〇圓、勝山は一、〇八〇圓である。勿論何れもアメリカン・ボールド提供金なし。

松山東雲高等女學校現況報告

(昭和十一年八月)

理事 鈴木 浩二

一、昭和十年度報告(昭和十一年三月末調)

(高女部七三、專攻科一一) 二四〇

②在籍生徒總數

(高女部二二〇、專攻科二〇)

三、獨立期成會事業報告(昭和十一年七月末日現在)

①基本金寄附申込額 二二、八七九圓八六

②後援會に對する同窓生寄附 一〇、七八三圓〇〇

③同 學校職員寄附 三、九七五圓九七

四、バザー 昭和十年十月十七日朝九時より午後五時まで校内及校庭に於て行ひ、純益金八〇〇圓を擧げ、例年に比し好成績であつた。

五、學生新禧日 一月卅一日の午後より二月一日に亘り學生新禧日を守り、講師として廣島女學校長日野原善輔氏を迎ふ。この新禧日の結果として生徒五名、職員一名が受洗した。

六、縣費補助 學校同情者達の特別なる盡力により昭和十一年度より三〇〇圓の縣費補助を受けることとなつた。



七、新校舎の寄附申出 新校舎建築のためピヤス博士より二萬五千弗の寄附を受けることとなりたるを以て、ピヤス館建築委員として左の五氏が挙げられた。  
 ホイテ校長、ギユリツク氏、太宰氏、魚木氏、佐敷氏  
 八、創立五十周年記念 本年が學校創立五十周年に相當するを以て九月十九日をトシ之れが祝典を舉げることにした。但し今回は簡單な計畫の下になして募金運動完成の曉に盛大なものを行ふ豫定である。  
 縣費補助申請は許可され、生徒数は増加しその上新校舎が與へられんとしてゐるので將來に對する希望を以て五十周年を迎へ得るは感謝の至りである。(以上)

宗教々育(學校内)調査委員報告

(昭和十一年九月一日)

委員長 伊庭菊次郎

▼一月廿一日午後一時京都同志社女學校會議室に於て本年第一回の委員會開催出席委員左の如し。  
 同志社 淺野 惠二 片桐 哲

本宮彌兵衛 加藤 延雄  
 女 學 院 長谷川初音  
 女子神學校 長坂駿次郎  
 組合教會本部 今泉 眞幸 ウダド  
 梅花女學校 伊庭菊次郎 篠原仁三郎

協議事項

(一)委員長に伊庭菊次郎選任  
 (二)國語科に於ける基督教的信念涵養のための副讀本編纂を計畫し、編纂委員を左の如く選定す。  
 委員長 長谷川初音  
 委員 上野イト(同志社)、多胡順(女學院)、池田ハマ(梅花)  
 アドバ イザイ 本宮彌兵衛  
 (三)夏期修養協議懇談會を同志社側に一任する事。  
 (四)加盟新校として近江八幡兄弟社女學校を推薦勧誘すること。  
 同校は加盟承諾、高橋慶氏を委員に推舉した。

▼四月十八日午後二時より大阪梅花女學校に於て第二回委員會開催。出席委員左の如し。

組合教會本部 今泉 眞幸 ウダド  
 錦織 貞夫  
 同志社 本宮彌兵衛 加藤 延雄  
 末光 信三(片桐哲氏代理)  
 頌榮保育專攻學校 今泉 眞幸  
 女 學 院 長谷川初音  
 梅花女學校 伊庭菊次郎 篠原仁三郎  
 此の他國語副讀本編纂委員  
 多胡順(女學院) 上野イト(同志社)  
 池田ハマ(梅花) 井筒 壽(梅花)  
 等出席

協議事項

(一)國語副讀本編纂方法、費用の件  
 編纂費用として金參百圓を計上し、同志社、女學院  
 梅花三校にて等分に負擔すること。

(二)夏期協議懇談會々場を同志社側にて盡力し江州和邇村、熊澤菴山文庫講堂にて開催の件

▼五月十八日午後二時京都同志社男學生食堂別室に於て第三回委員會(プログラム)開催出席委員左の如し。  
 同志社 本宮彌兵衛 片桐 哲  
 末光 信三 淺野 惠二  
 梅花女學校 伊庭菊次郎  
 組合教會本部 錦織 貞夫

協議事項

(一)夏期協議懇談會を熊澤菴山文庫講堂にて來る七月廿一日―廿三日正午迄開催の件  
 (二)同上プログラム及役割などにつき  
 ▼六月廿日大阪梅花女學校に於て午前十時より「自然科學を通じての宗教々育」に就き理科教授研究會開催、組合教會關係學校の外京都平安女學院、プール女學校、ウイルミナ女學校よりの参加者等合計廿七、八名に及び、特に大阪帝國大學理學部長眞島利行博士の體驗談



大手前高女教授宮森氏等の談話あり、非常に有益なる研究会なりき。この研究会記録は近々當番學校にて印刷に附し頒布の豫定なり。

▼七月廿一日―廿三日正午迄。滋賀縣近江國和通驛栗原村熊澤善山文庫に於て夏期第六回關係學校職員協議懇談會あり。卅五名出席。

小崎弘道氏は八十歳以上の老軀を提げて出席せられ、「時代と基督教」と題し、師ならでは聞く能はざる内容豊富充實せる講演をせられ國際的立場より支那、ソビエツト、米、英との微妙なる關係事項に亙り、政治上教育上宗教上の論及をせられ、宗教及教育者の覺悟を促され、又翌夕は老師を中心として『物を聞く會をなし』これ又頗る有益なりき。

片桐氏は、「通學生を基調としての宗教々育」を發題提議せられ、諸氏交々意見を陳述し、

高橋卯三郎氏は、宗教の教育的價値を高調し、傳道方法の教育的ならざる可からざるを強調せられたり。

其他東京澁谷の好音幼稚園を、倉敷の竹中幼稚園を應援した。京都の平澤恭子姉の幼稚園創設に關しても盡力した。

基督教文學委員報告 (昭和十一年九月一日)

委員長 山口 金作

- 一、文學委員として獨立の事業をば計畫し居らざるも、昨年總會の決議に基き、總會及教師會の「講演集」を去る八月三十日出版せり。
- 一、昨年出版の「基督教解説」第三版を去る四月二十日發行せり。

教會合同調査交渉委員報告

(昭和十一年九月一日)

委員長 野口 末彦

昭和十年十一月全國基督教協議會に於て教會合同委員會を組織する事を決議し委員廿五名を擧ぐ。(内廿一名を協議會に於て、四名は委員會に於てコオプトとすること)

▼昭和十一年一月十四日夫々役員及委員を選定す。

吉田悦藏氏は、「近江兄弟社の事業」に就いて講演せられこれ又多大の感動を與へられたり。

要之、本年の夏期懇談會は同志社の盡力により會場の整理は頗る行届き内容も充實したる有益なる會合なりき。

尙この會期中、國語副讀本編纂委員は委員會を開き、又九月一日より四日迄京都叡山下八瀬町に出張滞在し編纂會議をつけたり。出席者は本宮彌兵衛、片桐哲伊庭菊次郎、長谷川初音、上野イト、井筒壽子の諸氏なり。

幼稚園事業聯絡委員報告

(昭和十一年九月一日)

委員長 岩村清四郎

四月三日關東部會が仙臺市に開催の砌東北に於ける園長及び保姆の會を催し、右直接關係者の外、市内の保育關係者も多數出席六十名の者と一夕を過した、講演者は岩村清四郎及同安子。

委員長 野口 末彦

副委員長 郷司 健爾 小島 茂雄

會計 田川大吉郎 瀬川 壽郎

書記 海老澤 亮 時田 信夫

コオプト・メンバー 四名

小崎 弘道 長尾 半平 千葉勇五郎

小島 茂雄

▼オブザーバーとして左の三名を推舉す。

ヴォーリズ マコイ アキスリング

▼役員會は委員長、書記、會計を以て組織す。

▼研究の方法として左の四部門を設く。

(一)立案委員(ポリシー問題)

(二)信條研究委員 (三)制度調査委員

(四)財政調査委員

▼立案 役員及各部々長

▼信條 小崎、千葉、郷司氏外六名

▼制度 時田、富田、西尾氏外四名



一九三七年開會第二回世界會議交渉  
委員報告

委員 畠中 博

一九二七年スキスのローザンヌに、その第一回大會議を開きたるの故を以て、一般にローザンヌ宗教會議なる名を以て知られてゐる此世界大會議は、明年即ちその第一回會議より第十年目に相當する一九三七年八月三日より十八日までの二週間に亘り、スコットランドのエディンバラ市に於て第二回世界大會議を開くこととなつた。この大會議の繼續委員として我が組合教會より、曩に鈴木浩二氏及び小生の兩名が推薦せられてあるのであるが、兩名は平素多忙の爲め、且つは遠隔の地に在るの關係上一回だに委員會に出席したることなく、その職責を完うし得ざりしものである。然し、茲に大會議日取りの確定を報告し、若し財政が許すならば、我が教會よりも正式議員として代表者を出席せしむるの望ましいことを附記しておく。因に、日本聖公會は中部地方部監督佐々木鎮

▼財政 長尾、田川、瀬川氏外六名

右の如く部署を定めて全委員を二回各部委員會を二度若くは三度開會し、研究をなし最近各派の幹部を訪問して合同促進の歩を進め度いと計畫して居る。我が組合教會の教會合同調査交渉委員としては別に運動をなさず、教會合同委員として幾分かの努力をなしつつあり。

宗教團體法案研究委員報告

(昭和十一年九月一日)

委員長 野口 末彦

基督教聯盟に於て選ばれたる委員會と協調して數回の研究を重ね其修正したる點々を當局者に要請する事としたが、修正の方針は届出主義を基調としたものである。

ボンマス會衆教會大會研究委員報告

(昭和十一年九月一日)

委員長 大賀 壽吉

前報告後英國より何等の通信に接せず、従つて別段報告すべき事なし。

次郎氏を正議員として出席せしめることとなつてゐる。

この大會議と相前後して今一つの基督教界に於ける世界大會議、即ち基督教生活並に事業に關する世界大會議が同じく英國のオックスフォード(七月十二日―廿六日)に開かれることになつてゐるので、世界各國より多數の教師信徒が參集することであらうと思はれる。我が國よりも各派を通じて有力なる教師信徒が多數にこの機會にこの大會議の傍聴に出かけることも獎勵すべきではないかと思はれる。敢て本報告に附記する。

財團法人日本組合基督教會維持

財團報告

第五十一回總會報告後に於ける本財團事業の概況及會計に關し左に報告す。

昭和十一年九月十日

専務理事 湯淺豊太郎

事業の概況及重要事項

(一) 役員に關する事項

一、専務理事の選任

専務理事任期満了の爲め本月一月廿五日開會の理事會に於て互選の結果理事湯淺豊太郎再選重任せり。

(二) 規則修正に關する事項

一、寄附行爲細則の修正

本團寄附行爲細則の修正に關し本年一月廿五日開會の理事會に於て細則第一條及第三條を左の通り修正し、細則第十四條の手續を経て之を實施せり。

寄附行爲細則

第一條 本法人ノ資産ハ左ノ三種トス

一、基本財産

(イ) 傳道部基本金

(ロ) 中央基金

二、特別財産

(イ) 所屬教會ノ爲用途ヲ指定シテ寄附セラル、土地建物、設備品其他ノ財産

三、前掲以外ノ財産



(イ) 特定ノ寄附金及土地、建物、設備品  
(ロ) 諸種ノ寄附金

第三條 各財産管理ノ方法ハ理事會ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム

但シ寄附行爲第七條ニ規定セラレタル基本財産及特別財産タル金錢ハ之ヲ確實ナル銀行ノ外當分ノ間信託會社ニモ預入スルコトヲ得

(三) 財産の概況

一、基本財産及果實

中央基金募集完成委員より中央基金受入高金九千六拾八圓參錢也及國債及社債の償還に依る額面差收益金七百九圓六拾七錢也を中央基金に繰入をなしたるに依り基本財産總額は金拾九萬五千四百貳拾圓七拾貳錢也となり。其保管方法は別項基本財産報告記載の如し。右基本財産の果實は最近財界低金利の影響著しく其收納額は前年度に比し比率約三分一厘を減じたり。

二、特別財産の寄附

本期間中會堂建築費又は敷地購入費補填の爲め會堂建築資金貸出の請求ありたるは富士見丘、紫野兩教會にて何れも適法の手續を経て其貸出をなしたり。

本期刊貸出しにかゝり完済に至らざる教會は左の如し

- 旭川、梅田、延岡、杉並、東海、東京市民、大邱、小倉、曾根、大森、武庫、小出、金澤、長岡

二、會堂建築資金貸付金

會堂建築資金貸付金は前年報告後組合教會よりの償却により、僅に減少せり。本年六月末に於ける現況は別項掲載の如し。

三、在日本クリスチャン宣教師社團讓渡物件維持費供給金

在日本クリスチャン宣教師社團よりの讓渡物件に對する維持費供給金は前年通り別途に保管して必要の維持費を供給しつゝあり。本年六月末に於ける現況は別項掲載の如し。

下記會計報告は寄附行爲細則第六條に依る。

本期間に於て特別財産の申込を受け其手續を完了せるは左の諸教會の物件にて詳細は別項特別財産現況に記載せり。

玉島(土地、建物)、八頭(建物)、若松(土地)、中條(土地)、富士見丘(土地)、熊本(土地、建物)

三、特定寄附財産の寄附

本期間に於て在日本クリスチャン宣教師社團所有財産の讓渡に依り本團寄附行爲第四條第三項の特定寄附財産として其手續を完了せるは左の諸教會關係の物件にして詳細は別項特定寄附財産現況に記載せり。

眞岡(土地、建物)、宇都宮(土地、建物)  
鳴子(土地、建物)、大田原(土地、建物)

尙右宣教師社團所有財産の讓渡物件に關しては前記の登記手續を最後として十三教會の關係財産全部の讓渡手續を完了せり。

(四) 別途財産概況

一、會堂建築資金

會計報告

(一) 基本財産報告

(昭和十一年六月三十日現在)

金拾九萬五千四百貳拾圓七拾貳錢 基本財産總額

(イ) 中央基金 (海外留學資金を包含す)

金拾八萬七千四百九拾壹圓八拾七錢

此保管左の如し

金拾七萬八千七百九拾八圓八拾參錢

信託預金

金四千七百六圓八拾參錢 (五分利國庫公債)

金參千九百八拾六圓貳拾壹錢 (額面四千元) (東京市公債)

(ロ) 傳道部基本金

金七千九百貳拾八圓八拾五錢

此保管左の如し

金壹千九百七拾圓五拾錢 (甲號五分利公債)

金四千貳百四拾七圓四拾錢 (大阪市築港公債)



金壹千七百拾圓九拾五錢 信託預金

(二) 昭和十年度基本財産果實金收支決算

(自昭和十年一月至同年十二月)

科	目	決算額
収入之部	中央基金果實金	八、〇三〇・二五
	同上前年度繰越金	七、二〇八
	海外留學資金果實金	九、九四・七八
	同上前二ヶ年分不要額繰越金	二、二四四・五三
	傳道部基本金果實金	四、五六一・八二
合計	二二、四八八・七五	
支出之部	中央基金供給金	七、三五〇・〇〇
	海外留學費供給金	三、〇〇〇・〇〇
	傳道部供給金	四、五六・八二
	本國經常費	七、六〇・七三
	合計	一三、四八八・七五

内譯

通	印	銀行	旅	書	同	雜	臨	後	合
信	刷	保	記	慰	時	期	期	期	期
費	費	料	給	勞	費	費	費	費	費
七・二九	五〇・〇〇	五・七六	三・五二	六〇〇・〇〇	五五・〇〇	一四・一四	二五・〇〇	九二・二〇	一三、四八八・七五

(三) 昭和十二年度基本財産果實金收支豫算

科	目	豫算額
収入之部	中央基金果實金	六、七〇五・〇〇
	同上前年度繰越金	六、八〇・〇〇

海外留學資金果實金	七、八〇・〇〇
同上前年度繰越金	一、一四〇・〇〇
傳道部基本金果實金	四、四九・〇〇
合計	九、七五四・〇〇

科	目	豫算額
支出之部	中央基金供給金	六、三八五・〇〇
	海外留學費供給金	一、九二〇・〇〇
	傳道部供給金	四、四九・〇〇
	本國經常費	一、〇〇〇・〇〇
	通信費	三〇・〇〇
	印刷費	六〇・〇〇
	銀行保管料	二〇・〇〇
	旅費	六〇・〇〇
	書記俸給金	六〇〇・〇〇
	同慰勞金	七〇・〇〇
理事會費	二〇・〇〇	

雜	豫	合
費	備	計
二〇・〇〇	一〇〇・〇〇	九、七五四・〇〇

(四) 特別財産現況

一、本團設立以來特別財産として寄附を受け其管理を託されたるは現在六拾六教會にて其物件坪數及總價額左の如し。

- 土地 一二、六四〇坪二四〇
- 建物 三、三三八坪七七九
- 此總價格 金六九八、八七七圓八二

二、特別財産の寄附

本期間に於て特別財産として寄附を受け登記手續を了したる教會及物件左の如し。

- 一、玉島教會の用途指定寄附  
岡山縣淺口郡玉島町大字阿賀崎字晚之須四百參拾四番ノ壹
- 一、田 四畝壹歩



但會堂其他附屬建物用敷地

此評價格 金八百四拾七圓也

上記地上現在ノ建家

一、木造瓦葺平家建禮拜堂 壹棟

建坪 貳拾八坪

瓦葺支關 壹坪六合六勺

一、木造瓦葺貳階建附屬館 壹棟

建坪 六坪八合九勺 外貳階 六坪八合九勺

瓦葺臺所 壹坪六合五勺

瓦葺支關 五合五勺

此評價格 金參千五百圓也

(以上昭和拾年拾月參拾日登記)

一、八頭基督教會ノ用途指定

鳥取縣八頭郡賀茂村大字宮谷字壹本木貳百貳拾壹番壹

一、木造瓦葺貳階建牧師館 壹棟

建坪 貳拾四坪七合五勺 外貳階 拾壹坪

此評價格 金壹千五百圓也

(以上昭和拾年拾貳月拾七日登記)

一、若松基督教會ノ用途指定

福島縣若松市阿彌陀町字阿彌陀町壹番ノ壹

一、宅 地 參百貳拾坪七合壹勺

但會堂及附屬建物用敷地

此評價格 金參千貳百七圓拾錢也

(以上昭和拾壹年壹月廿七日登記)

一、中條基督教會ノ用途指定

新潟縣北蒲原郡中條町大字中條字本町參拾九番

一、宅 地 百參拾貳坪

但會堂其他附屬建物用敷地

此評價格 金壹千九百八拾圓也

(以上昭和拾壹年參月參拾壹日登記)

一、富士見丘基督教會ノ用途指定

東京市世田谷區北澤貳丁目貳百五拾九番ノ九

一、畑 六畝貳步

但會堂其他附屬建物用敷地

此評價格 金六千參百七拾圓也

(以上昭和拾壹年四月拾壹日登記)

一、熊本基督教會ノ用途指定

熊本市一本竹町八番

一、宅 地 參拾參坪七合六勺

但會堂附屬建物用敷地

此評價格 金壹千參百圓也

上記地上現在ノ建家

一、木造瓦葺貳階家住家 壹棟

建坪拾六坪 外七坪貳階 坪

但教會番人住宅及日曜學校々々ノ一部

此評價格 金參百圓也

(以上昭和拾壹年四月廿五日登記)

一、特別財産の處分  
本財團特別財産として管理中なる新潟教會使用土地の

一部を新潟市の都市計畫事業道路擴築用地として同市

へ賣却し左の通り讓渡手續を完了せり。

新潟市東中通二番町貳百八拾參番貳

一、宅 地 七拾坪壹合四勺

内賣却拾五坪九合八勺

現在ノ土地 五拾四坪壹合六勺

同 貳百八拾四番ノ貳

一、宅 地 八拾九坪貳合八勺

内賣却拾八坪六合貳勺

現在ノ土地 七拾坪六合六勺

同 貳百八拾貳番參

一、宅 地 貳拾九坪壹合五勺

内賣却六坪七合參勺

現在ノ土地 貳拾貳坪四合貳勺

賣却土地合計 四拾壹坪參合參勺

(以上昭和拾壹年六月拾貳日登記)

(五) 特定寄附財産の現況



一、在日本クリスチャン宣教師社團より譲渡を受けたる元クリスチャン教會關係の財産は之を特定寄附財産として處理し其手續を完了したるは現在拾參教會にて其物件の坪數及總價額左の如し。

土地 三、三三六坪二一  
建物 一、一〇一坪八二

此總價格 金一四〇、八〇七圓〇〇

二、特定寄附財産の寄附

本期間中特定寄附財産として手續を完了せる物件左の如し。

現在宇都宮基督教會使用 (昭和九年拾壹月貳拾日登記)

栃木縣宇都宮市四條町壹四壹參番地

一、市街宅地 參百四拾壹坪

此評價格 金壹千四百五拾圓也

同所同番地

一、木造亞鉛葺貳階建教會堂 壹棟

建坪 五拾六坪 貳階 拾八坪七合五勺  
同所同番地附屬建物第壹號

一、木造亞鉛葺貳階建居室 壹棟

建坪 貳拾壹坪五合 貳階 九坪五合

同 第貳號

一、木造亞鉛葺 平建物置 壹棟

建坪 五合

同 第參號

一、木造亞鉛葺 平建物置 壹棟

建坪 九合

以上四筆評價格 金貳千四百九拾七圓也

現在眞岡基督教會 (昭和九年拾壹月貳拾日登記)

栃木縣芳賀郡眞岡町大字臺町貳四四貳番ノ四

一、市街地 壹百拾八坪壹合五勺

此評價格 金壹千四百拾七圓八拾錢也

一、木造亞鉛引鐵板葺平家教會堂 壹棟

建坪 貳拾四坪

附屬建物第壹號

一、木造亞鉛引鐵板葺平家居宅 壹棟

建坪 拾參坪七合五勺

以上貳筆評價格 金貳千參百五拾圓也

現在鳴子基督教會使用 (昭和拾年七月廿七日登記)

宮城縣玉造郡鳴子町字新屋敷四拾四番ノ壹

一、宅 地 四拾八坪五合九勺

此評價格 金壹千貳百六拾四圓七拾五錢也

上記地上現在ノ建家

一、木造トタン葺貳階家本家 壹棟

建坪 五拾參坪六合五勺

内上坪 貳拾五坪

下坪 貳拾八坪

此評價格 金五百參拾六圓五拾錢也

現在大田原基督教會使用 (昭和拾年九月廿七日登記)

栃木縣那須郡大田原町宇南町千九百六拾參番ノ貳

一、畑 壹畝貳拾九步

同所宇南町千九百六拾五番ノ口號

一、宅 地 參拾五坪

同所宇南町千九百六拾五番ノ四

一、宅 地 八拾八坪

以上參筆價格 金壹千九百四拾五圓也

同所千九百六拾五番ノ四地上現在ノ建家

一、木造栗木羽葺平家 壹棟

建坪 貳拾八坪七合五勺

此評價格金貳千參百圓也

(六) 別途財産收支報告 (昭和十一年六月三十日現在)

一、會堂建築資金

金參萬七千貳拾五圓六拾五錢也 資 金 總 額

金壹萬壹千四拾五圓貳拾八錢也 貸 付 金 總 額

差引殘高金貳萬五千九百八拾圓參拾七錢也 現 在 金

二、會堂建築資金舊貸付金



金壹千七百七拾八圓六拾四錢

別途管理教會舊貸付金殘高

(桐生教會 金壹千六百五拾五圓)

(西陣教會 金百貳拾參圓六拾四錢)

三、在日本クリスチャン宣教師社團

讓渡物件維持費供給金

金貳千五百五拾五圓四拾九錢也 收 入 總 額

内

金貳千圓也 十一年度供給金受入高

金五百參拾五圓四拾九錢也 前年度供給金繰越高

金貳拾圓也 使用 料 受 入 高

金五百拾七圓拾參錢也 十一年度上半期間維持費供給高

差引殘高金貳千參拾八圓參拾六錢也 現在金

四、保 管 金

金七百圓也 飯肥教會獨立基金

### 基督教世界社現況報告

(昭和十一年九月一日)

主 幹 今 泉 眞 幸

#### 一、社員會とその決議

昭和十一年二月四日夕開催せる社員會に於ては

(一)昭和十年度事業及決算報告を承認し、昭和十一年度事業方針及豫算案を決定したり。

(イ)即ち昭和十一年度に於ては前年度に於て實施し得ざりし諸計畫を順次實施すること。

(ロ)多年借入となり居る公債借入金(新聞保證金の爲めの)の償還項目をも設け漸次償還すること。

(ハ)編輯主任の俸給を本年度より増額すること。

(ニ)主幹並に主事は前年度通り、主幹に今泉眞幸氏主事に阪田素夫氏夫々重任せらるゝこととなりたり。

#### 二、財政 状 態

廣告の擴張意の如くならざるも財政一般は順調にして憂慮すべき事項なし。

#### 三、發行部數並に購讀狀況

發行部數は新購讀及購讀中止を相殺し、大差なきも前年度末に比し購讀口數約二十餘増加し、従つて發行部數も増加し居れり。

### 組合教會機構改善調査委員會報告

委員長 鈴木 浩二

#### 一、緒 言

我等の使命は飽くまでも福音の宣傳であり神國の建設であることは論を俟たない。この大切な使命を完うする爲に、我等は地上に各個の教會並に之を連結したる組織體としての教會を打建てゝゐる。

我が組合教會は開教以來既に七十年の歴史を閲し、今や先輩の時代を過ぎて、その次ぎの時代に入つてゐる。而して教會の習慣、制度、組織の如きも亦漸く定まらんとしてゐる。此の秋に當り、現行の制度機構なるものが、時代の要求に適合するや否や、又我等の最大關心事たる現在將來に於ける教勢進展に資するものなるや否やに關し、詳細なる再検討を試み、否なるもの有らばたとひ小

なる點と雖も之に改善を加へ、以て我等の使命遂行に邁進するは日本教化の大任を負はされたる我等の義務なりと信ずる。  
曩に教勢調査審議會に於て、可成り根本的な検討が爲され、その結果の或ものは總會の決議を経て實行に移されたが、或ものは實行を見るに至らなかつた。その後二年間に於ける眩ぐるしい社會情勢の變化と我等の實際的經驗とは茲に我が教會の機構に對してさへも再考するの必要に迫らしめた。これ昨年東京に於ける第五十一回總會に「組合教會機構改善調査に關する件」なる議案が提出せられた理由である。

今、該總會を通過したる決議の全文を掲げんに左の通りである。  
『我が組合教會の現狀に鑑み我が教會機構を改善強化する必要を認め、第五十一回總會に於て之れが調査と立案をなすべき教會機構改善調査委員會を設け、次回總會に其の成案を報告せしむること。』



本委員数を十一名とし、其選舉は理事會に一任することと。

右に要する經費は金壹千圓以内を限り教勢調査審議繼續費より之れを支辨すること。

この決議に基き理事會は、總會後直ちに東京に於て開會したる會合に於て、熟慮の結果、委員長を除き關東側より五名、關西側より五名、更に教職五名、レーマン五名の比に依つて左記十一名の委員を選舉した。

鈴木 浩二(長) 日能倍太郎 今泉 眞幸  
小崎 道雄 正木 良一 西尾幸太郎  
野口 末彦 奥村 龍三 阪川 素夫  
高木 貞衛 山本 忠美

右委員は十二月十七日大阪教會に於て、その第一回會合を開き、記録書記として田中左右吉氏を選任し、大體の調査方針を確立し、東西に小委員を設け、且つ調査事項に對する意見の交換を行つた。

その後總委員會を開くこと五回、東西の小委員會を開く

に就いて各方面に亘つて研究を重ねたが結局實現し得ざる理想案を排して、實行に移し得る、而も現狀に即したる實際案を採用することにした。

### 三、本部の機構について

この問題は前回の教勢調査審議會に於て、社會部と教育部との合併を力説せられたる以外、あまり觸れられなかつた點であるが、今回は思ひ切つてこの問題に觸れ、本部の事業を縮少するのではなく、却つて機敏有効にその機能を發揮し得る爲に、而も單純化を旨として本部機構に改善を加ふべき點ありや無しやを検討した。

その結果、今までの理事數に大削減を加へ、即ち十五名を六名となし、内四名丈けを總會に於て選舉することにした。その上部長を以て組織せらるゝ常務理事會制度を廢し、その代り理事中より一名の總務理事を互選し、之に會務の執行を委ねることにした。只だ財務に關してのみ財務理事一名を理事中より互選することになつてゐる。この他、最も著るしき變化は、理事の互選に由る理事長

こと四回、その他の小委員會を三回、組合教會理事及部會幹事長に意見を求むること二回(一回は文書を以て、一回は會合に於て)、斯くして慎重なる審議を重ねたる結果、本報告書を作成するに至つた次第である。

### 二、調査事項

如何にせば我が教會を強化し、その本來の使命を最も有効に達成せしむべきか。之が委員會不斷の目標であつた我等は先づ左の四問題、即ち

- (一) 組合教會本部機構單純化の問題
- (二) 部會職能に關する問題
- (三) 總會に關する問題
- (四) 教職異動に關する問題

を選び、之が再検討から問題の歩を進めた。

問題は簡單の如く見えて實は簡單でない。過去に關係なく一切を新しく創り出すのであれば、問題は比較的單純であるが、在來の傳統を重んじ、然も之を時代に副ふものたらしめんとする處に困難がある。委員は前記諸問題

を廢し、新に總會に於て會長一名を選舉することにし、之に本會を代表せしめ、總會及理事會の決議に基き會務を統理する權能を附與した。是は昔に復歸したやうであるが、又同時に統制を欲する時代の要求に應じたものと見てよからう。詰り今までの如く、理事會、常務理事會及部會幹事長會を招集し、その議長となると言ふ丈けの理事長でなく直接會務を統理し之が責任を負ふべき會長を置くことにしたのである。

斯くして本部の機構を單純化し事務の簡捷を圖り、以て運用上の圓滑敏速を期することとした。

その上、事務上の都合により支部を置く必要がある場合は適當な地に之を置き得ることにした。委員會に於ては先づ支部を東京に設置せんとすることに意見の一致を見た

### 四、部會の職能について

部會制は組合教會に於ける大切な機構の一である。之が職能の發揮擴大は我が教會の發展上最も望ましいことであるは申すまでもない。それ故に、部會の職能と本部



のそれが互に相重なり合つたり、又相衝突する様なことがあつてはならぬ。兩者間に何時も連絡があり、互ひの職能が明かでなければならぬ。

委員は先づ「部會幹事長」の名稱を「部會長」に改めた之は部會長とした方が部會主腦者としての立場を闡明にするものありとの見解からである。次に、有力なる部會に對しては將來益々その職能を發揮せしむる爲に、部會の事情に應じ、傳道地教會を本部より部會に委譲して其指導監督の勞を本部と連絡しつゝ、執つて貫ぶ方針を確立した。

尙此の機會に於て、部會幹事會の職能を決定し、又部會年會に於て議決すべき事項に多少の變更を加へたが、これは當然なことをなしたまで、別に特筆すべき程のことでない。唯部會年會決議事項中より「部會内牧師の就任及辭任に關すること」の一項を削除したるは、曩きに教職部の設定あり、今また教職銓衡委員の新設せられんとするありて、この項目が益々有名無實になるべきを慮り

寧ろ削除するに如かずと思つたが爲である。その代りに新に幹事會の職能を定めて、その内「部會内教職の異動に關する協議に與ること」の一項を設けた。

五、總會について

總會は我が組合教會最高の立法機關なるが故に、之をして何とかその職能を有効に發揮せしむるの途が講ぜられねばならぬ。近年、總會出席の代員數が漸次増加するは喜ばしい現象であるが、然し同時に責任を有たない代員數が増したものと見え、議場に空席を多く見るに至つた。斯くては總會の總會たる職能を充分に發揮し得ざる虞れあるを以て、委員は寧ろ緊張したる總會を有つ爲に、且つ開會地に於ける會場並に負擔の過重をも考慮して、代員數を減ずることにした。即ち

- 總會出席の教會代員數を
- 現住會員一五〇名未滿の教會 一名
- 同 一五〇名以上四〇〇名未滿の教會 二名
- 同 四〇〇名以上八〇〇名未滿の教會 三名

同 八〇〇名以上の教會 四名  
とした。

其他、番外議員として總會に出席し得る者の資格に於て、或は削り或は追加したのは、現下の新情勢に處するが爲になしたる當然の修正たるに過ぎない。

六、教職の異動について

我が教會の教職は、その招聘せられし教會との間に折合よく、其處にて自己の使命を果し得べしと感ずる間、在任し得るのである。而してその反對の場合は、潔くその教會を去つて他に新任地を求めて異動をせねばならぬ。又たとひ現在教會との間に何等の蟬りなくとも、他よりの招聘を受け新任地に行くことの神意と確信する場合に異動が成立するのである。斯かる際に於ける異動を圓滑になすとなさざるとが我が教會の教勢の上に大なる影響を及ぼすことあるは、多年の經驗によりて凡ての教職の熟知する處である。

曩きの教勢調査審議會の結果、既に教職部が設置せられ

てゐるが、更にその運用を一層有効になし、一は以て教職の適材適所主義を實現し、他は以て異動問題に悩める教會及教職に何等かの解決を與ふることが目下の急務であると信ずる。勿論、人事異動のことは、殊に招聘制度の傳統を有する教會に於ける人事の異動は至難事であるが之が圓滑なる異動方法の今にして講ぜられざれば、悔を將來に遺すの憂ひ無しとしない。それ故に、委員は最も慎重にこの問題を考へて、現在の情勢に處する最善の方法として茲に「日本組合基督教會教職銓衡規程」なるものを新に作つた。

今その要點を示すならば

第一、五名の教職銓衡委員を擧げ之に異動に關する銓衡並に事務一切の處理をなさしむることになつてゐる。五名の委員中三名は總會に於て選舉し、之に會長及總務理事の二名を加へるのである。

この委員を置きし理由は、至難なる人事銓衡問題を一人二人の少数者に依つてなさず、出来るだけ銓衡の公



平を期する爲め總會に於て多數の信任を受けて選ばれたる人達によつてなさんとする考からである。

第二、教職の異動は銓衡委員の裁斷に一任することになつてゐる。教職の任期を原則として四年に限定せんとする説は教勢調査審議會以來の宿題であつて、之が實施により圓滑なる異動を可能ならしめんとする主張は委員中にも可成り強く動いたのである。然し、事、永き傳統的慣習並に教職對教會のデリケートな問題に互るを以て、教職間に多少の異論あるべきことが豫想せられた。其の上、去る七月開會の部會幹事長會議に於て此の問題に關する意見を徴したる處、任期四年説に賛成する者少數にて多數は寧ろ設置せらるべき教職銓衡委員を信任し、任期の如何を問はず、その決定に従ふことの却つて理想的なるべきを力説せられた。委員も亦教職銓衡規程第六條第一項乃至第四項の場合に於て教職が任地の銓衡決定を委員に委託せらるゝならばその方が銓衡委員の職能を充分に發揮せしむる所以な

るを想ひ、此の方法を採用することとした。

第三、教職の異動期を便宜上毎年三、四月の交、又は八月の交とすることにした。

これは教職の子女の就學轉校等の關係から考慮せられたもので、今日までの經驗上斯く定むるを良しとしたが爲である。勿論特別の事情ある場合は、此の限りにあらずとの但書がついてゐる。

第四、教職の異動に際し、任地を失ひたる教職は休職金の支給を受け得ることが規程せられてゐる。

第五、教職の異動に際して新任教會の事情によりては異動費補助をなし得る規程もある。

七、其他の規約修正について

以上の諸點について委員は改善を加へやうとしてゐる。従つて之は當然規約の修正となるを以て、序でに規約全體に亘り、平素不備なりと思はれ、又情勢に副はずと考へられ、この際、是非修正を必要とする條項に對しては修正を加へることにした。

例へば、第一條「本會ハ」の次に「基督ノ福音ヲ信奉シ」の九字を挿入し、また第五條第一號に「現任會員」とあるを「會員」と改め、更にまた同條第四號として次の第一項、即ち「教會規約ヲ設定シ定期ノ禮拜並ニ洗禮及聖餐式ヲ執行シ教務ヲ處理スルコト」を加へる事にした。是等は當然あるべきものなるが故に此の機會に入れたのである。其他修正の個所に就いては茲に詳記することを略するが規約修正案を一々現行規約と對照して研究せらるゝならば委員の意のある處を諒解せらるゝであらう。以上

日本組合基督教會規約修正草案

(太文字ハ修正ノ個所)

第一章 總 則

第一條 本會ハキリストノ福音ヲ信奉シ自治ヲ主義トシ協同ヲ精神トスル教會ニシテ本規約ニ同意スルモノヲ以テ組織ス

第二條 本會ハ日本組合基督教會ト稱ス

第三條 本會ノ目的左ノ如シ

一、本會ニ加盟セル諸教會(傳道所ヲ含ム)ノ一致協力ト其進歩發達ヲ圖ルコト

二、傳道、教育、社會的調査施設及出版等ノ事業ヲ經營シ神國ノ擴張ヲ圖ルコト

三、世界各國ニ於ケル基督教會ト提携シ人道ノ實現ヲ圖ルコト

第四條 本會ノ本部ヲ大阪府大阪市ニ置ク

必要ニ應ジ適當ノ地ニ支部ヲ置クコトヲ得

第二章 教 會

第五條 本會ニ加盟ノ教會ハ左ノ條件ヲ具フルモノタルベシ

一、會員三十名以上ヲ有スルコト

二、禮拜堂又ハ一定ノ禮拜所ノ設備ヲ有スルコト

三、牧師(主任傳道師又ハ兼任者)ノ在任ト共ニ役員ヲ常置スルコト

四、教會規約ヲ設定シ定期ノ禮拜並ニ洗禮及聖餐式ヲ執行シ教務ヲ處理スルコト